藤 沢 の 環 境

（令和５年度）

藤沢市環境部環境保全課

目　　次

第１章　市勢及び環境保全の概要

第１節　地勢・面積・人口 …… 1
第２節　環境保全課組織 …… 2
第３節　環境保全課事務分掌 …… 2
第４節　令和５年度環境保全課の決算額 …… 3
第５節　環境保全課参加協議会 …… 3

第２章　環境の現況

第１節　水質環境 …… 5
　１　水質環境の概況 …… 5
　　(1)　公共用水域の水質汚濁に係る環境基準 …… 5
　　(2)　測定結果の評価方法 …… 9
　　(3)　要監視項目 …… 9
　２　河川及び海域の概況 …… 11
　３　河川及び海域の水質調査 …… 13
　４　海水浴場水質検査 …… 21
　５　事業場排水対策 …… 23
　６　公共下水道の整備 …… 24
第２節　大気環境 …… 25
　１　大気の概況 …… 25
　　(1)　大気に係る環境基準 …… 25
　　(2)　評価方法 …… 26
　　(3)　有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値） …… 27
　２　大気環境の測定点 …… 27
　３　大気の測定結果 …… 30
　　(1)　一般環境大気測定局の測定結果 …… 30
　　(2)　自動車排出ガス測定局の測定結果 …… 46
　４　有害大気汚染物質 …… 53
　５　自動車に対する発生源対策 …… 55
　６　事業場に対する発生源対策 …… 56
　７　悪臭の概要 …… 58
第３節　化学物質等 …… 59
　１　ダイオキシン類 …… 59
　２　環境化学物質 …… 63
　　(1)　水質調査 …… 63
　　(2)　大気調査 …… 64
第４節　地盤沈下 …… 65
　１　概要 …… 65
　２　地盤沈下のしくみ …… 65
　３　観測略図 …… 66

４　成果表 …… 67
第５節　騒音・振動 …… 69
１　概要 …… 69
(1)　騒音に係る環境基準 …… 69
(2)　自動車騒音・振動の限度 …… 71
２　騒音・振動調査 …… 72
(1)　道路交通騒音調査 …… 72
(2)　環境騒音調査 …… 73
(3)　航空機騒音調査 …… 74
第６節　地下水・土壌汚染 …… 76
１　地下水汚染の状況 …… 76
(1)　地下水の水質汚濁に係る環境基準 …… 76
(2)　地下水質調査の測定地点 …… 78
２　土壌汚染の対策 …… 79
第７節　事業場指導 …… 81
１　公害関係法令に基づく届出の状況 …… 81
(1)　水質汚濁防止法 …… 81
(2)　大気汚染防止法 …… 82
(3)　騒音規制法・振動規制法 …… 83
(4)　土壌汚染対策法 …… 83
(5)　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 …… 84
(6)　神奈川県生活環境の保全等に関する条例 …… 85
(7)　開発行為等に関する事前協議 …… 86
第８節　啓発事業 …… 87
１　環境学習会（公民館関係） …… 87
２　催事関係 …… 87
３　その他 …… 88
第９節　公害苦情の現況 …… 89
第 10 節　鳥獣保護管理対策 …… 91
１　鳥獣保護管理対策 …… 91
２　鳥獣保護区 …… 93
第 11 節　スズメバチの巣の撤去 …… 95
第 12 節　放射性物質への対応 …… 98

第 3 章　用語の解説
…… 99

第 4 章　条例要綱及び法令の変遷等
○光化学スモッグ　発令基準等・緊急時措置発令地域・緊急時措置等 …… 111
○藤沢市環境基本条例 …… 114
○公害関係及び鳥獣保護管理関係法令の変遷・環境保全課に関することがら … 120

第１章　市勢及び環境保全の概要

第1章　市勢及び環境保全の概要

第1節　地勢・面積・人口

藤沢市は、神奈川県の中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区・泉区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。また市南部は黒潮おどる太平洋（相模湾）に面し、「東洋のマイアミ・ビーチ」と呼ばれる一大観光地帯です。南東の鎌倉市に接する地域は丘陵地帯で、そのほかにも若干の起伏はありますが、市域はおおむね平坦です。地質を大別すると北部は赤黒土、南部は砂土です。

気候は、相模湾に面していることから暖流の影響を受けて、比較的夏涼しく、冬暖かい快適な環境にあります。

■　神奈川県市町村図

■　面積及び広ぼう

面　　積	周　　囲	海岸線延長	東西距離	南北距離
69.56km^2	39.72km	5.239km	6.55km	12.00km

■　人口と世帯数

2023年(令和５年)　４月１日現在

人　　口	世　帯　数	人口密度
443,515人	200,826世帯	6,376人／km^2

第2節　環境保全課組織　(2023年(令和５年)４月１日現在)

課　長（1）

- 生活保全担当
  - 課長補佐（1）― 主査（2）― 担当（1）
- 環境保全担当
  - 課長補佐（1）― 主査（5）― 担当（1）
- 主幹（1）― 環境分析センター
  - 課長補佐（1）― 主査（2）― 担当（2）

事務系　2
技術系　16

第3節　環境保全課事務分掌 (藤沢市行政組織規則　2023年(令和５年)４月１日現在)

1　公害防止対策の調査及び研究並びに環境学習に関すること
2　大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の監視並びに規制
3　公害関係法令等の規定による届出及び申請
4　公害防止対策に係る事前協議
5　公害関係の苦情処理
6　大気、水質、土壌、地下水等の分析
7　浄化センター等における有害物質の分析
8　環境分析センターの運営管理
9　スズメバチの巣の撤去に関すること
10　鳥獣の捕獲及び飼養の許可

■　環境分析センター

■　一般環境大気測定局（藤沢市役所局）

第4節　令和５年度環境保全課の決算額

■　環境保全課令和５年度決算額　　（単位：円）

事　業　名	決　算　額
水質汚濁防止費	27,756,300
大気汚染防止費	31,359,918
公害関係分析費	40,002,490
騒音振動防止費	6,720,120
公害防止事務管理費	14,802,120
有害鳥獣等対策費	6,939,807
スズメバチ対策費	5,462,996
計	133,043,751

第5節　環境保全課参加協議会

１　神奈川県県市環境保全事務連絡協議会

この会は、1968年(昭和43年)に、神奈川県並びに各市の間において連絡を密にし公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換等を行い、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とし、神奈川県及び横須賀、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、三浦、厚木、大和、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬、藤沢の各市をもって組織され、次のような事業を行なっています。

（１）公害に関する事務連絡及び情報交換
（２）公害に関する調査及び視察見学
（３）講習会及び研究会の開催

第２章　環境の現況

第２章　環境の現況

第１節　水質環境

１　水質環境の概況

河川や海域などの公共用水域の水質汚濁は、事業場からの産業排水、家庭からの炊事・洗濯・水洗トイレなどの生活排水などによって引き起こされます。これらの汚濁物質の量が公共用水域の自然浄化力（自浄作用）の限度を超えると水質及び底質を悪化させるとともに、上水道、工業用水、農業、水産業などに被害を生じさせます。

水質汚濁の原因は事業場をはじめ個々の家庭にまでおよび、排水の種類はきわめて多種にわたりますが、おおむね次のように分類できます。

①　生活排水
　1)　し尿処理水（水洗トイレから出る排水）
　2)　雑排水（炊事・洗濯・入浴排水等）
②　事業場排水
　1)　有機物を多く含む排水（食料品製造等）
　2)　シアン・重金属等の有害物質、酸・アルカリ性物質を多く含む排水（メッキ工場等）
　3)　油を含む排水（自動車整備工場等）
　4)　農業排水（畜舎排水等）
③　その他の排水

本市では、これらの対策として、事業場については許認可業務による事前指導や許可後の立入検査で排水等の監視指導を行っています。生活排水については、近年下水道の普及率が 95%を超え水質汚濁は改善されてきましたが、一部下水道整備が見込まれていない地域の河川の水質汚濁を防止して、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置補助制度を設けています。

また、河川や海域の水質汚濁状況について、神奈川県が作成した公共用水域の測定計画（以下「測定計画」という。）に基づき、境川・引地川・柏尾川・相模湾で月１回の測定を行うとともに、県の計画を補完する市独自の計画でも支川を含めた河川で月１回測定をし、河川や海域の継続監視を行っています。

その他、学校、環境フェア等様々な機会を捉えて、公共用水域の水質について啓発に努めています。

(1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として設定されたものです。

公共用水域の環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

人の健康の保護に関する環境基準は、カドミウム、全シアン等の 27 項目について基準値が設定されており、公共用水域に一律に適用され、かつ、ただちに達成維持されるものとされています 。

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度（ｐＨ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）等の８項目について基準値が設定されています。

また、2003 年（平成 15 年）11 月５日付けで、生活環境の保全に関する環境基準に、水生生物及びその生育又は生育環境を保全する観点から全亜鉛が、2012 年（平成 24 年）８月 22 日付けでノニルフェノールが、そして 2013 年（平成 25 年）３月 27 日付けで直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加されました。さらに、2016 年（平成 28 年）３月 30 日付けで、

生活環境の保全に関する環境基準に、公共用水域における底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生する観点から、底層溶存酸素量が追加されました。

河川、湖沼、海域は、それぞれの利用目的に応じた水域類型を設けており、その類型ごとに項目の基準値が定められています。そして水域類型及び達成期間は環境大臣あるいは都道府県知事が定めることになっています。

市内を流れる河川の一般項目に係る類型指定は、境川のうち柏尾川との合流地点から上流の水系はD類型となり、境川のうち柏尾川との合流地点から下流の水系及び、柏尾川水系と引地川水系がC類型となっています。また、相模川水系の小出川・目久尻川については、2018 年（平成 30 年）６月 29 日付けでB類型に指定されました。

水生生物に係る類型指定は、2018 年（平成 30 年）６月 29 日付けで境川、引地川、相模川すべての水系でB類型に指定されました。

なお、調査年度の途中で類型指定された水域は、翌年度から達成状況を評価します。

相模湾については、一般項目に係る水域類型はA類型となっており、水生生物の保全に係る水質環境基準及び底層溶存酸素量の水域類型は設けられていません。

①　人の健康の保護に関する環境基準

■　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基　準　値	項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4－ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

２「検出されないこと」とは、決められた測定方法により測定した場合において、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準　－抜粋－

1）　河川

■　ア

項目／類型	基準値					藤沢市内該当水域
	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	
ＡＡ	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU※/100mL以下	
Ａ	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下	相模川水系（小出川・打戻川・目久尻川）
Ｃ	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50 mg/L以下	5mg/L以上	－	境川水系（柏尾川合流点から下流及び柏尾川） 引地川水系（全域、蓼川、不動川、一色川、小糸川）
Ｄ	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－	境川水系（柏尾川合流点から上流、白旗川、滝川）
Ｅ	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－	

備考　1　基準値は、日間平均値とする。
　　2　※大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは、「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

■　イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			藤沢市内該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	境川水系 引地川水系 相模川水系
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	

備考　　基準値は、年間平均値とする。

２）　海域

■　ア

項目／類型	基準値					藤沢市内該当海域
	水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（油分等）	
Ａ	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU※ /100mL 以下	検出されないこと。	相模湾(1)（江の島西、辻堂沖）
Ｂ	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。	
Ｃ	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－	

備考　１　基準値は、日間平均値とする。

２　※大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

■　イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全　亜　鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考　　基準値は、年間平均値とする。

■　ウ

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考　　基準値は、日間平均値とする。

(2) 測定結果の評価方法

① 健康項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 26 項目は、同一測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価します。

② 生活環境項目（生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）又は化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の評価類型指定水域における評価

水域類型が指定されている環境基準点等において、「75%水質値」※が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価します。

※「75%水質値」とは、公共用水域における通常の状態（低水流量以上の状態）に相当する水質レベルとして、年間日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの 0.75×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値になります。

(3) 要監視項目

① 人の健康の保護に係る項目

「人の健康の保護に関連する物質であるが、公共用水域における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として 1993 年（平成５年）３月に設定されたものです。その後、1999 年（平成 11 年）２月、2004 年（平成 16 年）３月、2009 年（平成 21 年）11 月及び 2020 年（令和２年）５月に改正が行われ、27 項目が設定されています。

■ 公共用水域及び地下水に係る要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

項　　目	指針値	項　　目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	ﾄﾗﾝｽｰ1,2ｰｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ※	0.04mg/L 以下
1,2ｰジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	ｐｰジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	ダイアジノン	0.005m/L 以下
フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅	0.04mg/L 以下	クロロタロニル	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	ＥＰＮ	0.006mg/L 以下
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下
イプロベンホス	0.008mg/L 以下	クロルニトロフェン	―
トルエン	0.6mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	ニッケル	―
モリブデン	0.07mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー※	0.002mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下（暫定）		

※印の項目については、地下水は対象外です。

② 水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及び餌生物並びにそれらの成育又は生活環境の保全に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、2003 年（平成 15 年）11 月にクロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの３物質が設定され、その後、2013 年（平成 25 年）３月に 4-ｔ-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールの３物質で合計６物質において、水域の類型ごとに指針値が設定されています。

神奈川県内において、類型の指定はされていません。

■ 公共用水域に係る要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

項　目	水　域	類　型	指　針　値
クロロホルム	淡水域	生物Ａ	0.7mg/L 以下
		生物特Ａ	0.006 mg/L 以下
		生物Ｂ	3 mg/L 以下
		生物特Ｂ	3 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	0.8 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物Ａ	0.05 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.01 mg/L 以下
		生物Ｂ	0.08 mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.01 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	2 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物Ａ	1 mg/L 以下
		生物特Ａ	1 mg/L 以下
		生物Ｂ	1 mg/L 以下
		生物特Ｂ	1 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	0.3 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.03 mg/L 以下
4-ｔ-オクチルフェノール	淡水域	生物Ａ	0.001 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.0007 mg/L 以下
		生物Ｂ	0.004 mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.003 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	0.0009 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物Ａ	0.02 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.02 mg/L 以下
		生物Ｂ	0.02 mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	0.1 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物Ａ	0.03 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.003 mg/L 以下
		生物Ｂ	0.03 mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物Ａ	0.02 mg/L 以下
		生物特Ａ	0.01 mg/L 以下

２　河川及び海域の概況

藤沢市内には、二級河川の境川及び引地川が北から南に流れ、相模湾にそそいでいます。
また、市内北西部には、相模川の支川である目久尻川、小出川及び打戻川が流れています。

(1) 境川

城山湖付近に端を発し、東京都町田市・神奈川県相模原市・大和市及び横浜市の境を流れ、藤沢市の東部を経て片瀬海岸において相模湾にそそぐ総延長約 52 ㎞、県内流域面積約 211 ㎢の二級河川です。本川の市内流路延長は約 16 ㎞で全長の約 30％にあたり、途中、上俣野橋上流で和泉川と、金沢橋上流で宇田川と、御殿橋上流で白旗川と合流しており、藤沢橋下流で滝川と合流しています。さらに河口から４㎞の川名地区で柏尾川が合流しています。境川の流域は、鉄道網や道路網も整備され交通の便がよく、地域開発が活発で大型団地の進出や宅地化が著しいことから、生活排水等が河川汚濁に大きく影響を及ぼしていましたが、公共下水道の整備も進み、水質は改善されてきています。

海水浴場を抱える本市にとっては、特に河川の水質保全に注意を払っています。

(2) 引地川

大和市の北西部泉の森に端を発し、厚木基地の東側を流れ、藤沢市に流入して鵠沼海岸において相模湾にそそぐ総延長約 21 ㎞、県内流域面積約 67 ㎢の二級河川です。本川の市内流路延長 13.5 ㎞で全長の約 64％にあたり、藤沢市のほぼ中央を流れています。藤沢市北端部において綾瀬市を流れる蓼川が合流して馬渡橋上流で不動川と、石川岡田橋上流で一色川が合流したのち、大庭地区の城下橋上流で小糸川が合流しています。河川の形態は境川に類似していますが、藤沢市の北部を中心に住宅の進出が著しく、工場排水による水質汚濁もさることながら、生活排水による河川汚濁が大きな原因となっていましたが、公共下水道の整備も進み、水質は改善されてほぼ横這いとなっています。

また、引地川は全域にわたり、魚影もみられ、大庭鷹匠橋から城下橋までふるさとの川モデル事業となった引地川親水公園や、緑に囲まれた散策道路もあり、市民に親しまれ、憩いの河川となっています。

(3) 目久尻川・小出川・打戻川

目久尻川は相模川水系の河川であり座間市に端を発し、海老名市及び綾瀬市を流れ、藤沢市用田地区及び宮原地区を流れた後、寒川町から相模川寒川取水堰下に流れ込む一級河川です。

小出川は藤沢市遠藤地区に端を発し、慶應義塾大学の南を迂回しながら茅ヶ崎市との境を西に流れ、相模川河口部に合流する一級河川です。

打戻川は藤沢市獺郷に端を発し打戻大下付近で小出川に合流する支川です。

小出川及び打戻川の流域には大きな工場等はなく、もっぱら畜舎排水及び生活排水が流れこんでおり、両河川とも流れがおだやかなため、河川底には堆積物がたまりやすくなっています。

(4) 相模湾

太平洋に面した開放型の湾で、沖合には黒潮が流れており、定置網・わかめ養殖等の沿岸漁業が行われています。また、沿岸は変化に富み数多くの景勝地があり、海水浴場などの観光地として利用されています。

神奈川景勝 50 選のひとつの稚児ヶ淵を含む江の島、国道 134 号線に沿って自然を生かした海浜公園が続いています。また東西５㎞ におよぶ海岸は東洋のマイアミビーチと呼ばれ、令和５年度の７・８月の海水浴客は、約 138 万人でした。

(5) 測定地点図

水質汚濁防止法では、公共用水域の常時監視を都道府県知事に義務づけていますが、本市は、この法律の政令委任を昭和 49 年５月に受け、神奈川県知事が定める測定計画に基づいて、水質調査を行っています。

令和５年度は、河川６地点及び海域２地点において毎月水質調査を実施しました。これとは別に、市計画により、中小支川等 11 地点の水質調査を毎月行っています。

◆測定計画に基づく測定地点

1　大道橋(境川)
2　境川橋(境川)
3　川名橋(柏尾川)
4　下土棚大橋(引地川)
5　石川橋(引地川)
6　富士見橋(引地川)

★市計画に基づく測定地点

1　大清水橋(境川)
2　陣屋橋(白旗川)
3　滝川橋(滝川)
4　熊野橋(引地川)
5　新境橋(蓼川)
6　不動川橋(不動川)
7　下中村橋(一色川)
8　大庭橋　(小糸川)
9　久保田橋(目久尻川)
10　追出橋(小出川)
11　やなか橋(打戻川)

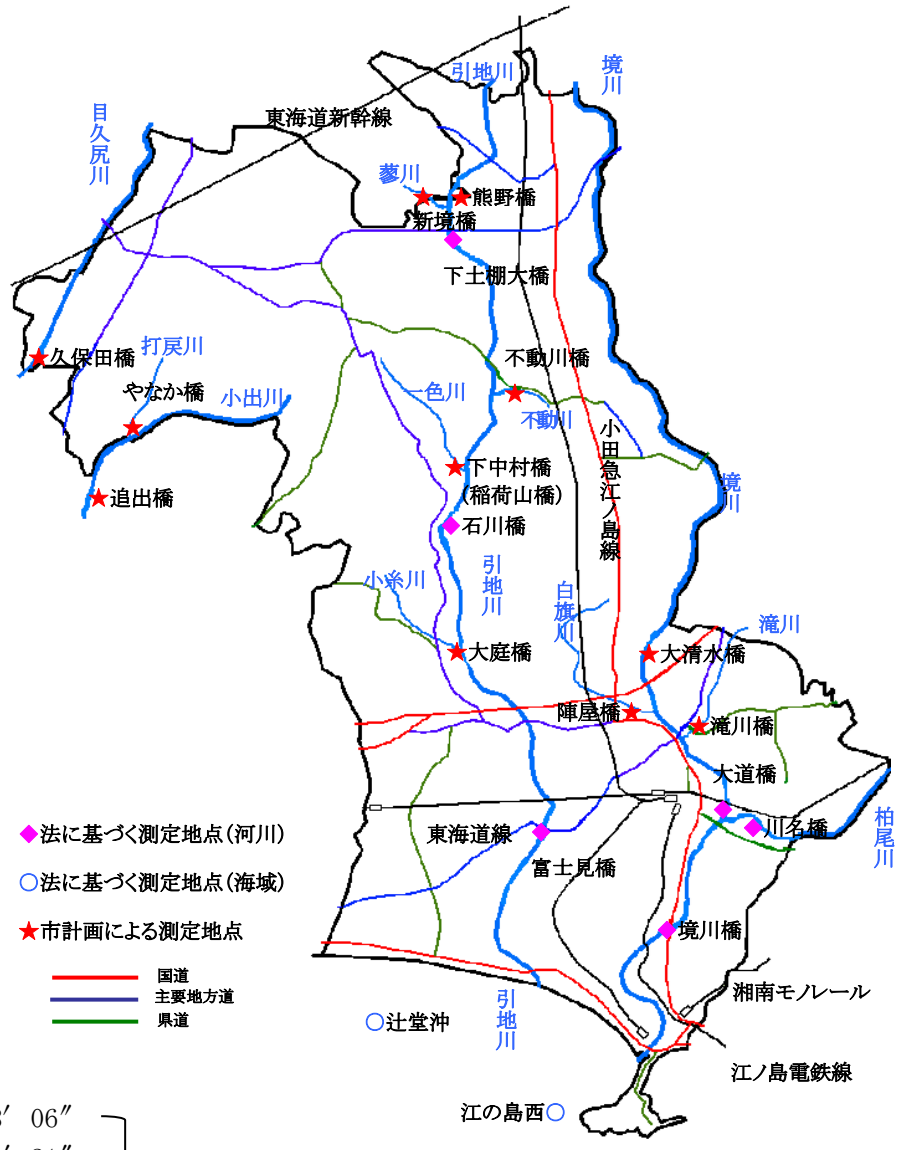

■河川及び海域測定地点図

○海域

相模湾（１）

1　江の島西　［N　35°　18′　06″　E　139°　28′　21″］

2　辻堂沖　［N　35°　18′　24″　E　139°　26′　52″］

※　環境基準点

河川　境川・・・・・・境川橋、大道橋
　　引地川・・・・・富士見橋
海域　相模湾(1)・・・辻堂沖

3　河川及び海域の水質調査

(1) 測定計画に基づく河川及び海域の測定結果

河川については、境川水系で境川橋、大道橋、川名橋の３地点、引地川水系で富士見橋、石川橋、下土棚大橋の３地点の合計６地点で１日２回毎月採水をし、測定しています。

また、海域については、江の島西、辻堂沖の２地点で毎月採水をし、測定しています。

令和５年度における河川・海域の測定結果については、以下のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム等 27 項目）について、河川・海域ともにすべての地点で環境基準を達成していました。

①　境川水系

1)　川名橋（柏尾川）Ｃ類型

柏尾川は、横浜市、鎌倉市を流れる支川であり、この測定地点は境川との合流点近くです。ＢＯＤの年平均値は 3.0mg/L（４年度 2.1mg/L）であり、前年度と比べてやや高くなっています。

また、ＢＯＤの 75％水質値は 3.5mg/L（４年度 2.3mg/L）であり、環境基準を達成しています。

2)　大道橋（境川）（環境基準点）Ｄ類型

この測定地点は、和泉川、宇田川、白旗川、滝川の各支川等が流入しています。ＢＯＤの年平均値は 5.9mg/L（４年度 4.8mg/L）であり、前年度と比べて高くなっています。

また、ＢＯＤの 75％水質値は 7.2mg/L（４年度 5.6mg/L）であり、環境基準を達成しています。

3)　境川橋（境川）（環境基準点）Ｃ類型

この測定地点は、境川本川と柏尾川の両河川の合流点の下流にあり、柏尾川と合流後、境川橋までは約１km と距離が短いため、その影響を受けやすくなっています。ＢＯＤの年平均値は 3.3mg/L（４年度 2.4mg/L）であり、前年度と比べてやや高くなっています。

また、ＢＯＤの 75％水質値は 3.8mg/L（４年度 2.5mg/L）であり、環境基準を達成しています。

②　引地川水系

1)　下土棚大橋（引地川）Ｃ類型

この測定地点は、引地川本川と蓼川の合流点の下流にあります。ＢＯＤの年平均値は 3.8mg/L（４年度 3.4mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの 75%水質値は 4.5mg/L（４年度 4.0mg/L）であり、環境基準を達成しています。

2)　石川橋（引地川）Ｃ類型

この測定地点は、不動川、一色川などの支川が流入しています。ＢＯＤの年平均値は 3.4mg/L（４年度 2.5mg/L）であり、前年度と比べてやや高くなっています。

また、ＢＯＤの 75%水質値は 4.0mg/L（４年度 3.2mg/L）であり、環境基準を達成しています。

3)　富士見橋（引地川）（環境基準点）Ｃ類型

この測定地点は、汚濁物質がほとんど流入しておらず、上流の石川橋の数値より若干低くなっています。

ＢＯＤの年平均値は 3.0mg/L（４年度 2.1mg/L）であり、前年度と比べてやや高くなっています。

また、ＢＯＤの 75%水質値は 3.2mg/L（４年度 2.5mg/L）であり、環境基準を達成しています。

③ 相模湾（Ａ類型）

1) 江の島西

この測定地点は、境川の影響を強く受け、相模湾の調査ポイント 20 地点の中でもＣＯＤは一番高くなっているところです。

ＣＯＤの年平均値は 2.0mg/L（４年度 1.6mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＣＯＤの 75%水質値は 2.3mg/L（４年度 1.8mg/L）であり、環境基準を超過しています。

2) 辻堂沖（環境基準点）

この測定地点は、相模湾(1)水域となっています。ＣＯＤの年平均値は 1.3mg/L（４年度 1.3mg/L）であり、前年度と同様となっています。

また、ＣＯＤの 75%水質値は 1.5mg/L（４年度 1.5mg/L）であり、環境基準を達成しています。

要監視項目については、人の健康の保護に係る項目及び水生生物の保全に係る項目について、境川水系では大道橋と境川橋、引地川水系では富士見橋、相模湾では辻堂沖で、年１回測定をしています。ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）については、令和元年度までの調査で、引地川において、指針値よりも高い濃度で検出されていたため、汚染実態と発生源を把握するための調査を令和２年度に行いました。その結果、引地川については、市外からの流入がほぼすべてを占め、市内からの流入が微量であることが確認されました。境川については、指針値よりも低い濃度であることを確認しております。

④ 測定結果の経年変化

■ **令和５年度　河川の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の測定結果**　（単位：mg/L）

項　目	境川水系			引地川水系			環境基準値	
	境川橋	大道橋	川名橋	富士見橋	石川橋	下土棚大橋		
	Ｃ類型	Ｄ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｄ類型
生物化学的酸素要求量 年平均値 (75%水質値)	3.3 (3.8)	5.9 (7.2)	3.0 (3.5)	3.0 (3.2)	3.4 (4.0)	3.8 (4.5)	５以下	８以下
環境基準の達成状況	○	○	○	○	○	○		

■ **令和５年度　海域の化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の測定結果**　（単位：mg/L）

	相模湾		環境基準値
	江の島西	辻堂沖	（Ａ類型）
化学的酸素要求量 年平均値 (75%水質値)	2.0 (2.3)	1.3 (1.5)	２以下
環境基準の達成状況	×	○	

■　河川の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）と海域の化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の平均値の経年変化

（単位：mg/L）

水　系	測定地点	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	環境基準値
境川	川名橋	1.6	2.1	1.8	1.8	2.1	2.2	2.5	2.1	2.1	3.0	5以下
	大道橋	3.5	4.8	4.9	3.7	5.5	5.4	7.8	7.5	4.8	5.9	8以下
	境川橋	2.3	2.3	1.9	1.7	2.9	2.6	3.2	3.0	2.4	3.3	5以下
引地川	下土棚大橋	2.7	2.8	2.3	2.1	2.9	3.7	3.7	4.5	3.4	3.8	
	石川橋	2.6	2.3	2.2	1.9	2.4	2.8	3.0	2.9	2.5	3.4	
	富士見橋	2.0	2.1	1.9	1.7	2.1	2.7	2.7	2.3	2.1	3.0	
相模湾	江の島西	2.0	1.7	1.5	2.0	1.4	1.4	1.2	1.4	1.6	2.0	2以下
	辻堂沖	1.5	1.4	1.2	1.5	1.1	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3	

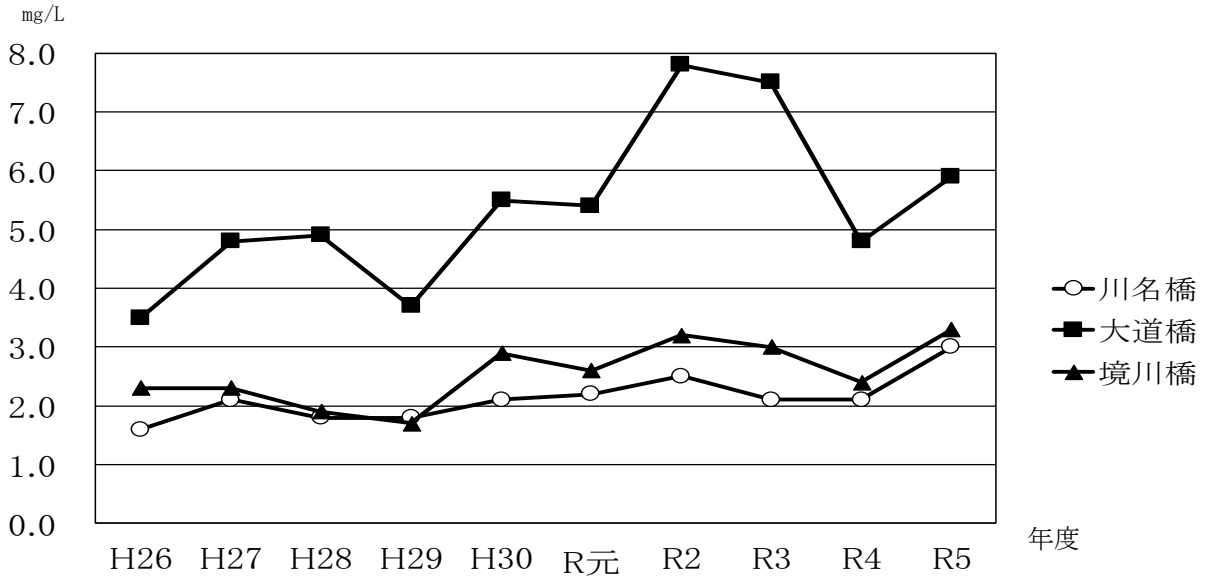

■　境川水系の BOD の平均値の経年変化

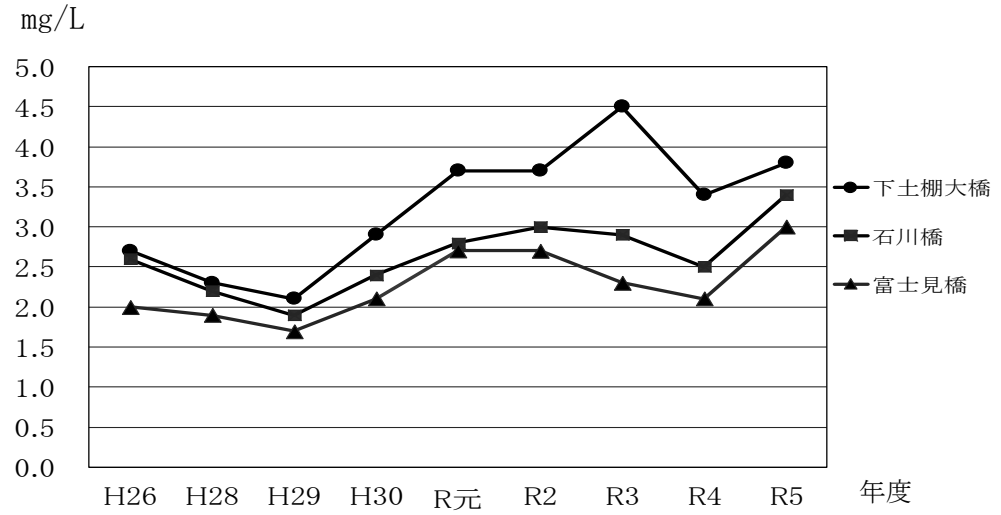

■　引地川水系の BOD の平均値の経年変化

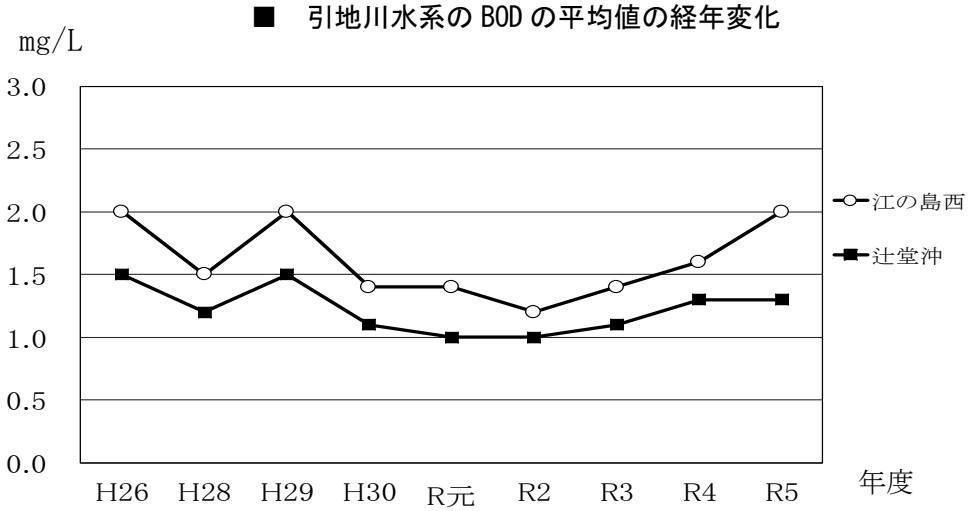

■　海域の COD の平均値の経年変化

(2) 市計画に基づく河川の測定結果

境川水系で大清水橋、陣屋橋、滝川橋の3地点、引地川水系で熊野橋、新境橋、不動川橋、下中村橋（稲荷山橋)、大庭橋の５地点、相模川水系で久保田橋、追出橋、やなか橋の３地点の合計11地点で実施しています。

令和５年度における測定結果については、以下のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準（前述の項目からPCBを除くカドミウム等26項目）について、測定を実施したすべての地点で環境基準値の超過はありませんでした（やなか橋は測定を実施していません)。

①　境川水系

1)　大清水橋（境川）Ｄ類型

この測定地点は、和泉川、宇田川が合流した下流に位置しています。ＢＯＤの年平均値は3.5mg/L（４年度 4.2mg/L）であり、前年度と比べやや低くなっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は4.3mg/L（４年度4.6mg/L）であり、環境基準を達成しています。

2) 陣屋橋（白旗川）Ｄ類型

白旗川は本市の六会地区を源にする支川です。ＢＯＤの年平均値は 1.1mg/L（４年度1.5mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は1.3mg/L（４年度1.5mg/L）であり、環境基準を達成しています。

3) 滝川橋（滝川）Ｄ類型

滝川は横浜市戸塚区を源に、鎌倉市域を流れ藤沢橋下流で境川に合流する支川です。ＢＯＤの年平均値は1.0mg/L（４年度1.1mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は1.2mg/L（４年度1.1mg/L）であり、環境基準を達成しています。

② 引地川水系（Ｃ類型）

1) 熊野橋（引地川）

この測定地点は引地川の市内での最上流部に位置します。ＢＯＤの年平均値は1.0mg/L（４年度0.8mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は1.1mg/L（４年度1.0g/L）であり、環境基準を達成しています。

2) 新境橋（蓼川）

綾瀬市を流れて藤沢市北部で引地川本川と合流する蓼川は、本川より水量が多い支川です。ＢＯＤの年平均値は7.7mg/L（４年度7.8mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は10mg/L（４年度13mg/L）であり、環境基準を達成していません。

3) 不動川橋（不動川）

亀井野地区を流れる不動川は、流域に工場がなく水質汚濁のほとんどが、生活排水の支川です。測定開始当初はＢＯＤの年平均値が非常に高く水質汚濁が顕著でしたが、公共下水道の普及により水質が改善しました。ＢＯＤの年平均値は1.6mg/L（４年度1.4mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は1.9mg/L（４年度1.7mg/L）であり、環境基準を達成しています。

4) 下中村橋（一色川）

一色川は、藤沢市北部の工業地域の排水が流入する支川です。ＢＯＤの年平均値は2.8mg/L（４年度4.3mg/L）であり、前年度と比べ低くなっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は3.1mg/L（４年度3.4mg/L）であり、環境基準を達成しています。

なお、稲荷山橋の架け替え工事のため、令和元年10月から１本上流側の下中村橋で調査しています。

5) 大庭橋（小糸川）

小糸川は大庭地区を流れ、流入する水質汚濁物質が少ない支川です。ＢＯＤの年平均値は2.3mg/L（４年度2.5mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は2.5mg/L（４年度2.1mg/L）であり、環境基準を達成しています。

③ 相模川水系（Ｂ類型）

1) 久保田橋（目久尻川）

藤沢市内の流域では、工場排水はなく、水質汚濁のほとんどが畜舎排水と生活排水によるものです。ＢＯＤの年平均値については1.3mg/L（４年度1.2mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの75%水質値は1.6mg/L（４年度1.4mg/L）であり、環境基準を達成しています。

2) 追出橋（小出川）

この河川の源は藤沢市内にあり、工場排水はなく、水質汚濁のほとんどが畜舎排水と生活排水によるものです。ＢＯＤの年平均値は 7.9mg/L（４年度 7.5mg/L）であり、前年度とほぼ同様となっています。

また、ＢＯＤの 75%水質値は 6.1mg/L（４年度 9.3mg/L）であり、環境基準を達成していません。

3) やなか橋（打戻川）

小出川に合流する支川で、水質汚濁のほとんどが畜舎排水と家庭排水によるものです。ＢＯＤの年平均値は 2.1mg/Ｌ（４年度 5.5mg/L）と前年度と比べ低くなっています。

また、ＢＯＤの 75%水質値は 2.4mg/Ｌ（４年度 5.0mg/L）であり、環境基準を達成しています。

要監視項目については、人の健康の保護に係る項目（ＥＰＮ・塩化ビニルモノマー・エピクロロヒドリン・ウラン・ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを除く項目）及び水生生物の保全に係る項目（4-ｔ-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールを除く項目）について、やなか橋以外の 10 地点で、測定をしています。要監視項目については、指針値を超える項目はありませんでした。

■ **令和５年度　河川の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）水質測定結果**　（単位：mg/L）

項目	境川水系(D 類型)			環境基準値 D 類型	引地川水系（C 類型）					環境基準値 C 類型	相模川水系(B 類型)			環境基準値 B 類型
	境　川	白旗川	滝　川		引地川	蓼　川	不動川	一色川	小糸川		目久尻川	小出川	打戻川	
	大清水橋	陣屋橋	滝川橋		熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋		久保田橋	追出橋	やなか橋	
年平均値 〈75%水質値〉	3.5 〈4.3〉	1.1 〈1.3〉	1.0 〈1.2〉	8 以下	1.0 〈1.1〉	7.7 〈10〉	1.6 〈1.9〉	2.8 〈3.1〉	2.3 〈2.5〉	5 以下	1.3 〈1.6〉	7.9 〈6.1〉	2.1 〈2.4〉	3 以下
環境基準の達成状況	○	○	○		○	×	○	○	○		○	×	○	

④　測定結果の経年変化

■　河川11地点の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の平均値の経年変化　（単位：mg/L）

地点＼年度	測定地点	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	環境基準値
境川水系	大清水橋	3.9	3.4	5.0	4.1	5.2	3.5	4.8	4.2	4.2	3.5	８以下
	陣屋橋	1.3	1.2	1.2	1.3	1.7	1.3	1.1	1.2	1.5	1.1	
	滝川橋	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	1.1	1.0	
引地川水系	熊野橋	1.0	0.7	0.7	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8	1.0	５以下
	境橋・新境橋	5.9	3.5	3.5	4.1	4.2	4.4	4.3	4.6	7.8	7.7	
	不動川橋	2.9	2.2	2.3	2.4	2.0	2.1	1.6	1.7	1.4	1.6	
	稲荷山橋・下中村橋	2.9	2.6	2.5	2.9	3.9	2.5	3.7	3.3	4.3	2.8	
	大庭橋	2.0	1.6	2.4	3.4	1.8	1.1	1.4	1.0	2.5	2.3	
相模川水系	久保田橋	1.3	1.1	1.2	1.1	1.4	1.1	1.3	1.0	1.2	1.3	３以下
	追出橋	6.6	5.1	6.7	6.2	11	6.3	8.7	6.1	7.5	7.9	
	やなか橋	3.9	3.6	2.8	3.3	4.6	3.2	3.2	3.3	5.5	2.1	

※1　令和元年11月から新境橋で調査しています

※2　令和元年 10 月から下中村橋で調査しています。

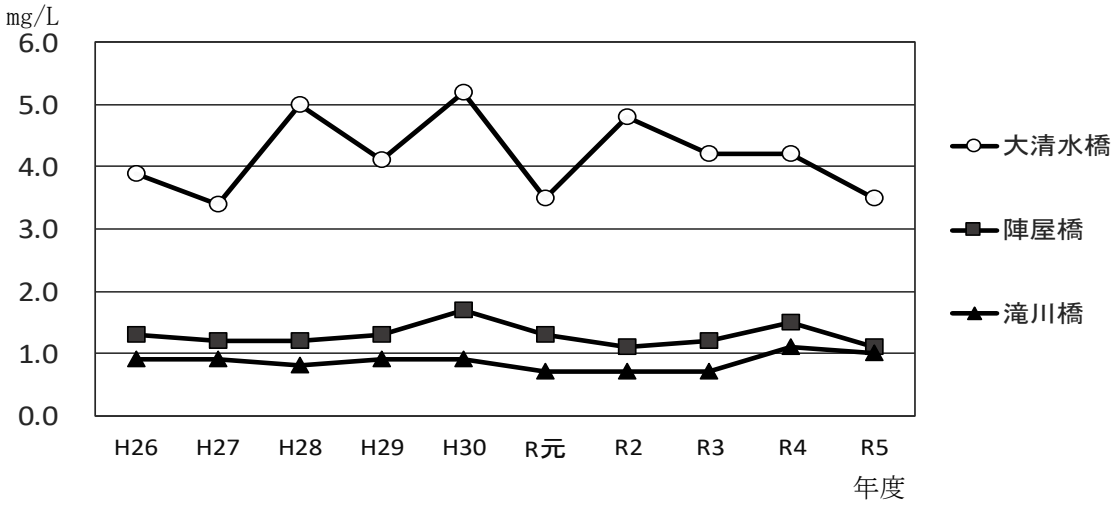

■　境川水系の BOD の平均値の経年変化

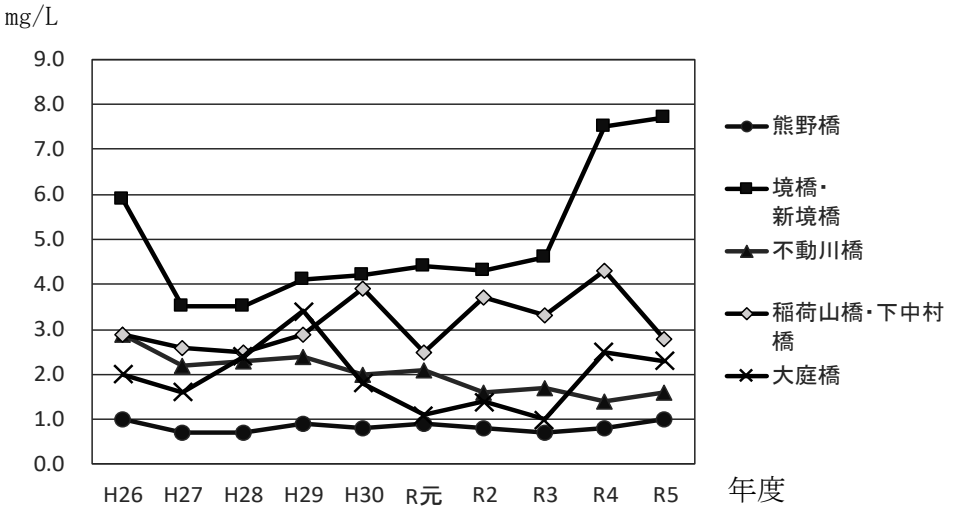

■　引地川水系の BOD の平均値の経年変化

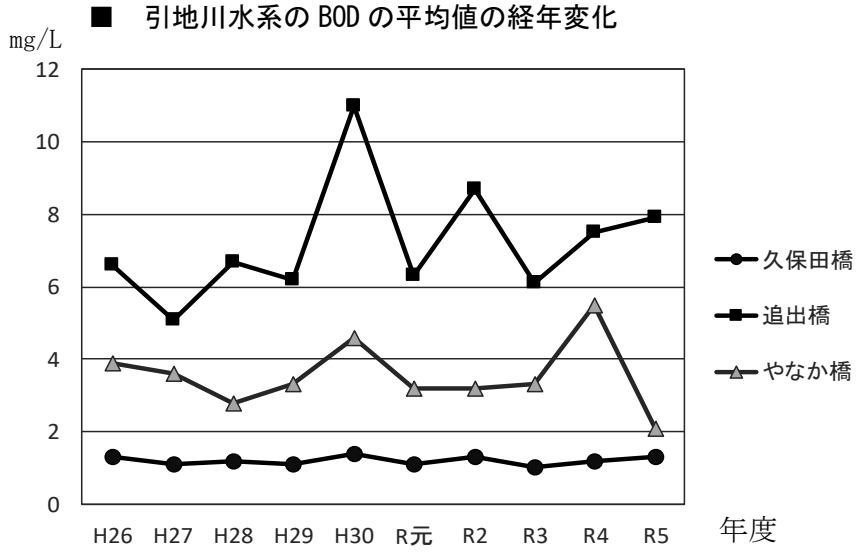

■　相模川水系の BOD の平均値の経年変化

４　海水浴場水質検査

(1) 海水浴場水質判定基準

①判定基準は、以下の表に基づいて次のとおりとします。

1)　ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、ＣＯＤまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とします。

2)　表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、ＣＯＤおよび透明度の項目ごとに、「水質ＡＡ」、「水質Ａ」、「水質Ｂ」または「水質Ｃ」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行います。

・各項目の全てが「水質ＡＡ」である水浴場を「水質ＡＡ」とします。
・各項目の全てが「水質Ａ」以上である水浴場を「水質Ａ」とします。
・各項目の全てが「水質Ｂ」以上である水浴場を「水質Ｂ」とします。
・これら以外のものを「水質Ｃ」とします。

また、この判定により、「水質ＡＡ」または「水質Ａ」となった水浴場を「適」、「水質Ｂ」または「水質Ｃ」となった水浴場を「可」とします。

■　**海水浴場水質判定基準**

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	ＣＯＤ	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界２個／100mL)	油膜が認められない	2mg／L 以下 (湖沼は 3mg／L 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質Ａ	100 個／100mL 以下	油膜が認められない	2mg／L 以下 (湖沼は 3mg／L 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質Ｂ	400 個／100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg／L 以下	1m 未満～50cm 以上
	水質Ｃ	1000 個／100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg／L 以下	1m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個／100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg／L 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
COD の測定は日本産業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

②「改善対策を要するもの」について

以下の１)又は２)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とします。

1)　「水質Ｃ」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個／100mL を超える測定値が１以上あるもの。

2)　油膜が認められたもの。

(2) 海水浴場水質調査結果

本市には、片瀬東浜、片瀬西浜・鵠沼、辻堂の３海水浴場があり、毎年、その利用に資するため、海水浴シーズン前（５月）とシーズン中（７月）に水質調査を実施しています。

海水浴場ごとに透明度、ＣＯＤ、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無について検査を行い、結果及び判定は下表のとおりです。

なお、令和２年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により、海水浴場は開設されませんでしたが、水質の状況を把握するため、５月と７月に水質調査を実施しました。

■　海水浴場水質調査結果

年度	海水浴場名 / 検査時期 / 項目	片瀬東浜		片瀬西浜・鵠沼		辻堂	
		シーズン前	シーズン中	シーズン前	シーズン中	シーズン前	シーズン中
		５月	７月	５月	７月	５月	７月
令和２	透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
	ＣＯＤ(mg／L)	2.0	2.8	2.0	2.6	2.1	2.6
	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	<2	10	2	20	<2	10
	油膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	判定（参考）	水質ＡＡ	水質Ｂ	水質Ａ	水質Ｂ	水質Ｂ	水質Ｂ
令和３	透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
	ＣＯＤ(mg／L)	1.9	2.1	1.6	2.4	1.5	2.3
	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	<2	11	2	61	<2	55
	油膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	判定	水質ＡＡ	水質Ｂ	水質Ａ	水質Ｂ	水質ＡＡ	水質Ｂ
令和４	透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
	ＣＯＤ(mg／L)	1.7	2.6	1.7	2.3	1.7	2.2
	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	<2	2	<2	4	<2	<2
	油膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	判定	水質ＡＡ	水質Ｂ	水質ＡＡ	水質Ｂ	水質ＡＡ	水質Ｂ
令和５	透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
	ＣＯＤ(mg／L)	2.5	2.2	2.1	2.3	2.2	2.2
	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	3	<2	5	6	<2	11
	油膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	判定	水質Ｂ	水質Ｂ	水質Ｂ	水質Ｂ	水質Ｂ	水質Ｂ

（注）透明度、ＣＯＤ、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定結果の平均値です。

５　事業場排水対策

事業場の規制

本市における水質汚濁防止法に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場）は、221 事業場です。（うち、特定事業場数は 211、有害物質使用特定事業場数は 10 事業場、有害物質貯蔵指定事業場数は 10 事業場(特定事業場にも該当)、2024 年（令和 6 年）3 月 31 日現在）

また、特定事業場数のうち日平均排水量 50m^{3}以上の事業場は、22 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、39 事業場です。

なお、代表特定施設別に事業場をみると、①車両洗浄施設、②洗濯業の用に供する洗浄施設、を設置する事業場が多く 85 事業場と全体の約 40%をしめています。

これらの規制対象事業場を中心に、法律または条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。

令和 5 年度の立入件数は延べ 129 事業場で、うち 50 事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反のあった事業場は 2 件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

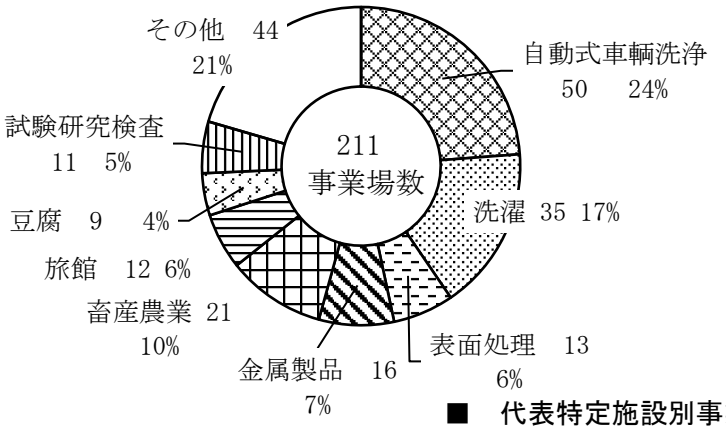

■　代表特定施設別事業場数

（合流式下水道へ接続している 10 事業場は除く）

■　令和５年度事業場指導状況（件数）

区　　分		水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例
水質立入事業場		129
採水事業場		50
違反事業場		2
行政指導事業場		5
内　訳	口頭指示	0
	文書指示	4
	文書勧告	1
	改善命令	0

６　公共下水道の整備

生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されると、公共用水域の汚濁の原因となります。汚濁の防止対策は下水道の整備が効果的であるため、本市では昭和 20 年代から整備を進めてきた結果、2024 年（令和６年）3 月 31 日現在では行政人口に対する普及率は 96.1%となりました。

■　下水道普及の現況

年度	行政面積 (ha)	行政人口 A (千人)	事業計画区域面積 B (ha)	処理区域内人口 C (千人)	処理区域面積 D (ha)	普及率 C／A (%)	整備率 D／B (%)
平成26	6,951	423.4	5,296.9	402.8	4,663.7	95.1	88.0
平成27	6,957	426.5	5,296.9	406.8	4,710.2	95.4	88.9
平成28	6,957	428.8	5,296.9	409.4	4,731.5	95.5	89.3
平成29	6,957	430.7	5,296.9	411.6	4,749.7	95.6	89.7
平成30	6,956	434.4	5,296.9	415.5	4,756.8	95.7	89.8
令和元	6,956	436.5	5,297.5	418.1	4,763.6	95.8	89.9
令和2	6,956	440.3	5,298.5	422.4	4,778.2	95.9	90.2
令和3	6,956	442.9	5,298.5	425.1	4,783.6	96.0	90.3
令和4	6,956	444.9	5,298.5	427.2	4,786.9	96.0	90.3
令和5	6,956	444.9	5,346.4	427.3	4,793.3	96.1	89.7

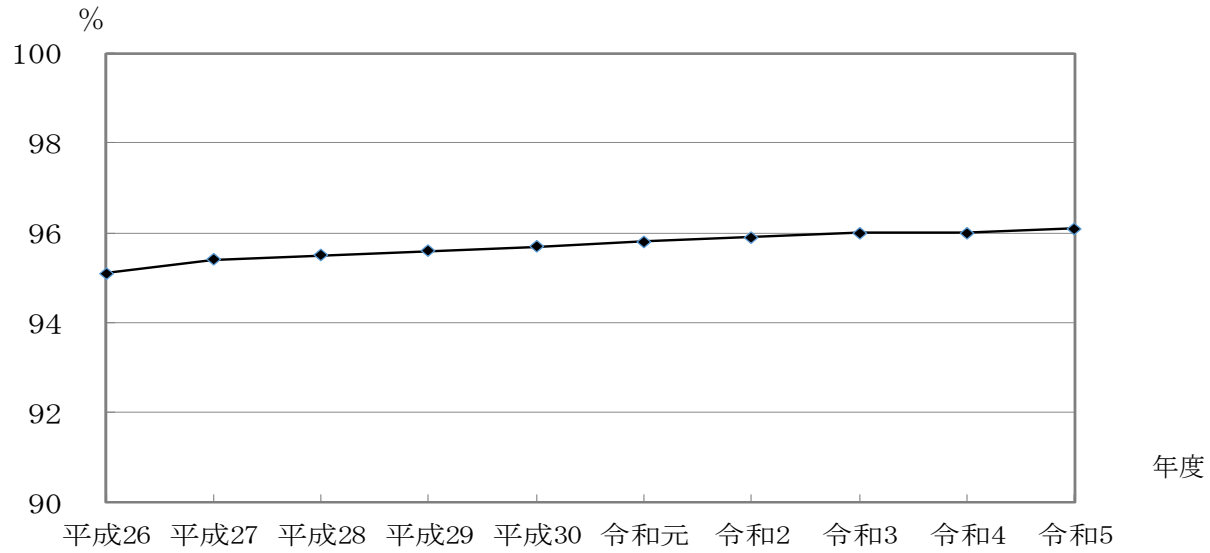

■　下水道普及率の経年変化　（処理区域内人口／行政人口）

第２節　大気環境

１　大気の概況

大気汚染は、一般に事業所の活動（固定発生源）や自動車の走行（移動発生源）により排出される汚染物質によって引き起こされます。これらの発生源から排出されるばい煙（硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん等）・炭化水素・粉じん等の一次汚染物質と、一次汚染物質が大気中で反応して生成する二次汚染物質があります。二次汚染物質の代表的なものとして、大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽光線中の紫外線の作用を受けて生成する光化学オキシダントや大気中での化学反応により粒子化された微小粒子状物質（ＰＭ２．５）があります。微小粒子状物質（ＰＭ２．５）は、2009 年（平成 21 年）９月に環境基準が設定され、従来から環境基準を定めて対策が進められてきた浮遊粒子状物質よりも小さな粒子であるため、健康への影響が懸念されています。大気汚染は、これらの汚染物質と気象条件が複雑にからみ合い、引き起こされるものです。

これらの対策として、本市では、一般環境大気測定局を４カ所、自動車排出ガス測定局を１カ所配置し、大気環境を常時監視しています。また、事業所に対して立入を行い、良質な燃料の使用や、ばい煙発生施設の維持管理の徹底を指導し、汚染の低減に努めています。また、平成 26 年度からは、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の成分組成の解明を目的とした成分分析調査を実施しています。

(1) 大気に係る環境基準

環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。

■ 大気に係る環境基準

項　　目	基　　準
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O_X)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^{3}以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg－TEQ/m^{3}以下であること。

備考：二酸化窒素については、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努力する」ものとされ、本市はこれに該当します。

(2) 評価方法

環境基準の評価方法には、１時間または１日を通した測定結果に係る短期的評価と年間を通した測定結果に係る長期的評価があります。

環境省通達では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

一般的に、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については健康に慢性的影響を及ぼすことから長期的評価が使われ、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

■　大気に係る評価方法

項　　目	評　　価　　方　　法
二酸化硫黄（SO_2）	**<短期的評価>** 連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.1ppm 以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下。 **<長期的評価>** 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が２日以上連続しないこと。
一酸化炭素（CO）	**<短期的評価>** 連続して又は随時に行った測定について、1 時間値の８ 時間平均値が 20ppm 以下で、かつ 1 時間値の日平均値が 10ppm 以下。 **<長期的評価>** 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が２日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質（SPM）	**<短期的評価>** 連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.10mg/m^3 以下。 **<長期的評価>** 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m^3 を超える日が２日以上連続しないこと。
二酸化窒素（NO_2）	**<長期的評価>** 年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。
光化学オキシダント（O_X）	**<短期的評価>** 昼間（5 時～20 時）の時間帯において，１時間値が 0.06ppm 以下。
微小粒子状物質（PM2.5）	**<長期基準に関する評価>** 1 年平均値が 15μg/m^3 以下。 **<短期基準に関する評価＞** 年間にわたる日平均値のうち、測定値の低い方から 98%に相当するものが 35μg/m^3 以下であること。

ベンゼン	**<長期的評価>**
トリクロロエチレン	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
ダイオキシン類	**<長期的評価>** 同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(3) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

有害大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが出来るものとして、中央環境審議会の答申を受け、国が設定するものです。

■ 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質名	指針値（年平均）	物質名	指針値（年平均）
アクリロニトリル	2μg/m³以下	クロロホルム	18μg/m³以下
塩化ビニルモノマー	10μg/m³以下	1,2-ジクロロエタン	1.6μg/m³以下
水銀及びその化合物	40ngHg/m³以下	1,3-ブタジエン	2.5μg/m³以下
ニッケル化合物	25ngNi/m³以下	アセトアルデヒド	120μg/m³以下
ヒ素及びその化合物	6ngAs/m³以下	塩化メチル	94μg/m³以下
マンガン及びその化合物	140ngMn/m³以下		

2 大気環境の測定点

本市では、市内の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局（一般局）を 4 局及び自動車排出ガス測定局（自排局）を 1 局配置しています。また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、2019 年（平成 31 年）1 月に藤沢市役所の一酸化炭素計、2019 年（平成 31 年）2 月に藤沢市役所のオゾン計及び炭化水素計、明治市民センターの二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を更新しました。

■ 令和５年度一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の測定内容

区分	測定局（所在地） \ 測定項目	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	窒素酸化物		オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素		気象			
					一酸化窒素	二酸化窒素			非メタン	メタン	風向	風速	温度	湿度
一般局	藤沢市役所（朝日町 1-1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湘南台小学校（湘南台 5-23）	○※		○	○	○	○	○						
	御所見小学校（打戻 1902）	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○
	明治市民センター（辻堂新町 1-11-23）	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○
自排局	藤沢橋（藤沢 1-1）		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○

※湘南台小学校の二酸化硫黄については、令和５年５月に廃止しました。

各測定局の設置状況について

（１）一般環境大気測定局（藤沢市役所・湘南台小学校・御所見小学校・明治市民センター）

市内の人口密度や周辺の道路状況、地域的なバランスなどを考慮して配置し、一般的な生活環境における大気汚染の状況を測定しています。

（２）自動車排出ガス測定局（藤沢橋）

交通量の多い道路端に設置して自動車走行による大気汚染の状況を測定しています。

■　令和５年度環境基準達成状況

測定項目＼測定局		一般環境大気測定局				自動車排出ガス測定局
		藤沢市役所局	湘南台小学校局	御所見小学校局	明治市民センター局	藤沢橋局
二酸化硫黄	長期的評価	○	△	○	○	
	短期的評価	○	△	○	○	
一酸化炭素	長期的評価	○				○
	短期的評価	○				○
浮遊粒子状物質	長期的評価	○	○	○	○	○
	短期的評価	○	○	○	○	○
二酸化窒素		○	○	○	○	○
光化学オキシダント		×	×	×	×	
微小粒子状物質(PM2.5)	長期基準	○	○	○	○	○
	短期基準	○	○	○	○	○
ベンゼン	長期的評価	○		○		○
トリクロロエチレン	長期的評価	○		○		
テトラクロロエチレン	長期的評価	○		○		
ジクロロメタン	長期的評価	○		○		
ダイオキシン類	長期的評価	○				

備考：この表中、○は、環境基準を達成していることを示しています。×は、環境基準を達成していないことを示しています。△は、有効測定日数に満たないことを示しています。

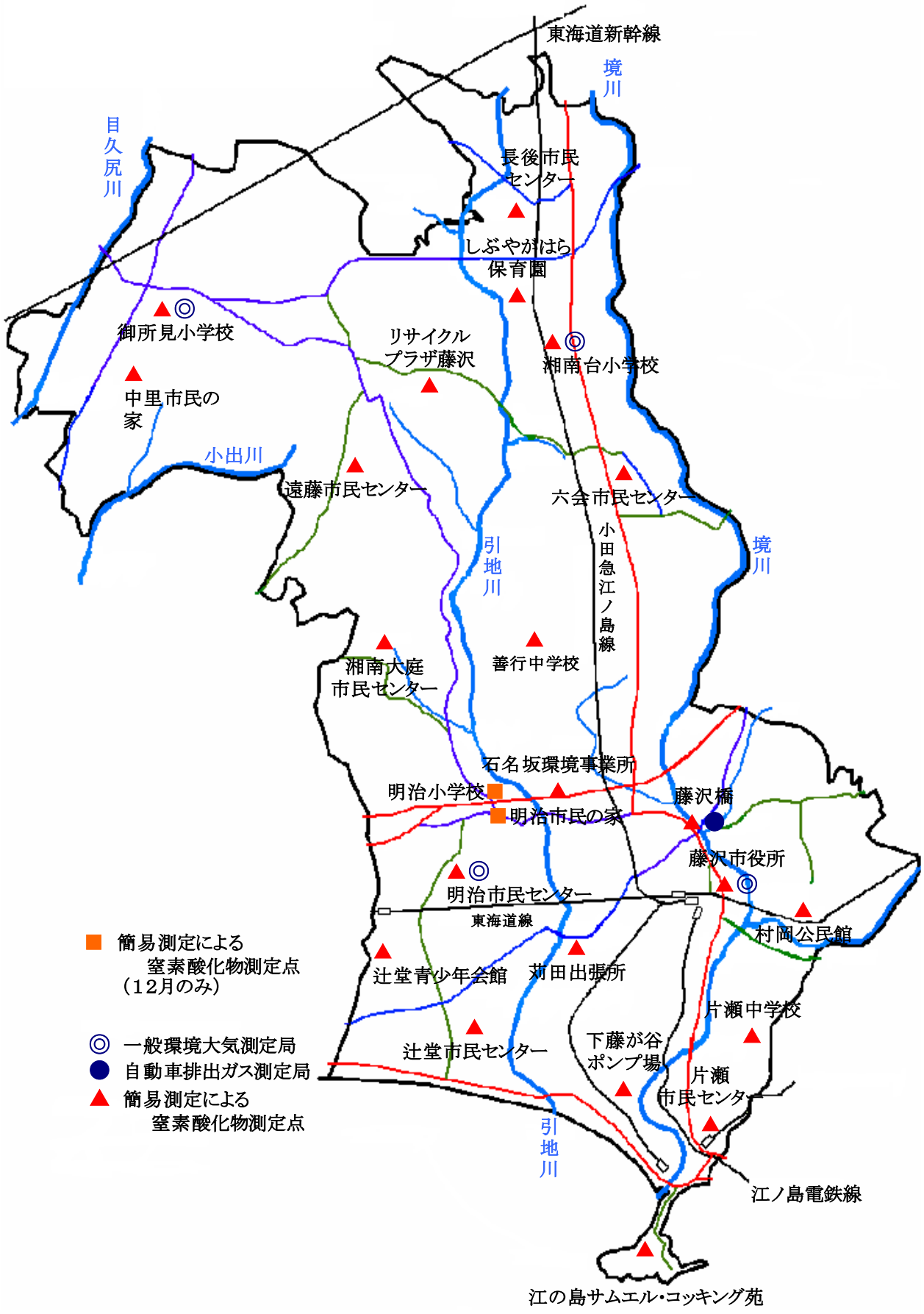

■藤沢市大気汚染測定位置図

3　大気の測定結果

(1) 一般環境大気測定局の測定結果

①　硫黄酸化物（ＳＯｘ）

硫黄酸化物は主として、重油や軽油のような石油系燃料や石炭を燃焼するときに、燃料中の硫黄分が酸化されて生成する二酸化硫黄（SO_2）や三酸化硫黄（SO_3）で、発生源としては、大規模固定発生源（火力発電所、製鉄所等）、移動発生源（船舶、ディーゼル車等）、さらに自然界からも火山等から発生します。

二酸化硫黄は、粉じんと共存した形で人体にとり込まれると呼吸器系の疾患をおこす原因となり、また、太陽光線の影響で吸湿性の高い三酸化硫黄にかわり、大気中の水蒸気と反応して生成する硫酸ミストは、湿性大気汚染（酸性雨）の要因の一つとされています。

３局とも年平均値の経年変化は、低濃度で横ばいとなっており、これは、事業所で使用される燃料が良質燃料（ガス、灯油及び低硫黄重油）に転換されたものと思われます。

環境基準の達成状況(年間２％除外値)は、藤沢市役所が0.001ppm、御所見小学校が0.001ppm、明治市民センターが 0.001ppm となっており、３局とも環境基準を達成しています。湘南台小学校は、経年変化が環境基準と比べて十分に低い濃度で推移し、増加傾向にもなく、他局と同等の値で推移していることから令和５年５月をもって測定廃止しました。

■　令和５年度二酸化硫黄の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
湘南台小学校	0.001	0.001	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.001
御所見小学校	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

■　二酸化硫黄（年平均値）の経年変化　　単位：ppm

測定局	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
藤沢市役所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000
湘南台小学校	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
御所見小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

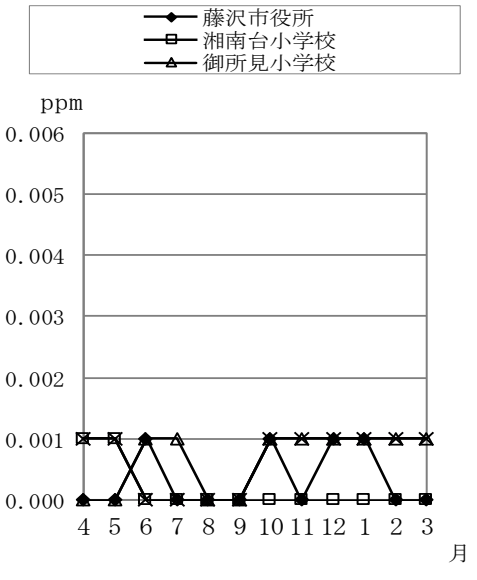

■　令和5年度二酸化硫黄の月別測定結果(平均値)

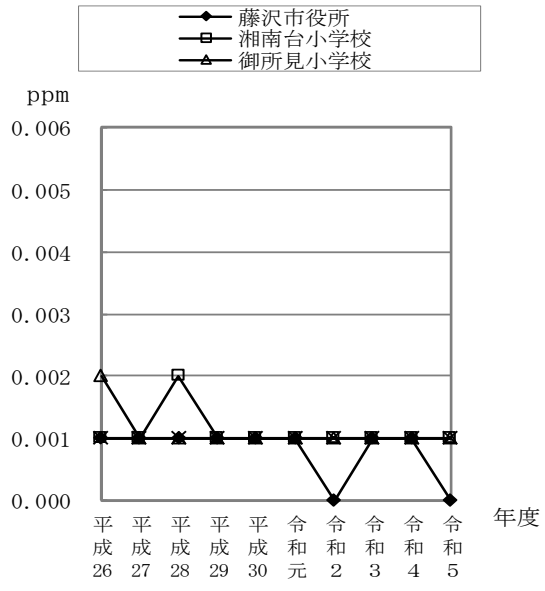

■　二酸化硫黄(年平均値)の経年変化

②　窒素酸化物（ＮＯｘ）

窒素酸化物（NOx）は、物質の燃焼に伴って空気中の窒素が酸化されて必然的に発生するもの（サーマルNOx）と燃料等の窒素分が酸化されて発生するもの（フューエルNOx）とがあります。大気汚染の分野で問題になるのは二酸化窒素（NO_2）と一酸化窒素（NO）であるため、この２物質の濃度の和を窒素酸化物濃度としています。発生源としては、事業所のボイラー（重油、都市ガス等）、一般家庭のコンロやストーブ（都市ガス、プロパンガス、灯油等）、さらに自動車の移動発生源があります。

窒素酸化物は呼吸器系に障害をもたらすほか、二酸化窒素は太陽光線の影響で炭化水素と反応し、オゾン、アルデヒド、ＰＡＮ（RCO_3NO_2）等による光化学スモッグを発生させる原因となっています。

令和５年度の二酸化窒素及び一酸化窒素の月別測定結果をみると、春から夏は低く、秋から冬は高くなっています。これは、秋から冬は下層の大気の方が上層より気温が低く大気が安定しているため、汚染物質が拡散しないこと等が影響していると考えられます。また、二酸化窒素の年平均値をみると、藤沢市役所で 0.009ppm、湘南台小学校で 0.010ppm、御所見小学校で 0.010ppm、明治市民センターが 0.009ppm で、ここ数年、緩やかな減少傾向となっており、その理由の一つとして自動車を中心とした対策や規制の効果によるものと考えられます。

環境基準の達成状況（二酸化窒素の年間 98%値）は、藤沢市役所が 0.027ppm、湘南台小学校が 0.026ppm、御所見小学校が 0.026ppm、明治市民センターが 0.024ppm で、４局とも環境基準を達成しています。

■　令和５年度二酸化窒素の月別測定結果（平均値）

単位:ppm

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.006	0.007	0.007	0.005	0.004	0.006	0.010	0.012	0.019	0.015	0.012	0.011	0.009
湘南台小学校	0.006	0.007	0.007	0.005	0.004	0.006	0.010	0.012	0.019	0.016	0.012	0.011	0.010
御所見小学校	0.008	0.008	0.008	0.006	0.004	0.007	0.011	0.013	0.018	0.016	0.013	0.012	0.010
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.005	0.006	0.007	0.004	0.003	0.006	0.010	0.012	0.017	0.014	0.013	0.011	0.009

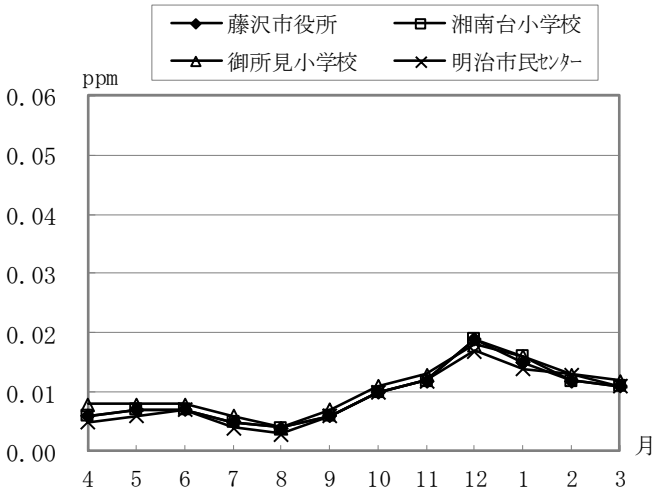

■　令和５年度二酸化窒素の月別測定結果（平均値）

■　二酸化窒素（年平均値）の経年変化

単位:ppm

測定局＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢市役所	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
湘南台小学校	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
御所見小学校	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012	0.010
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009

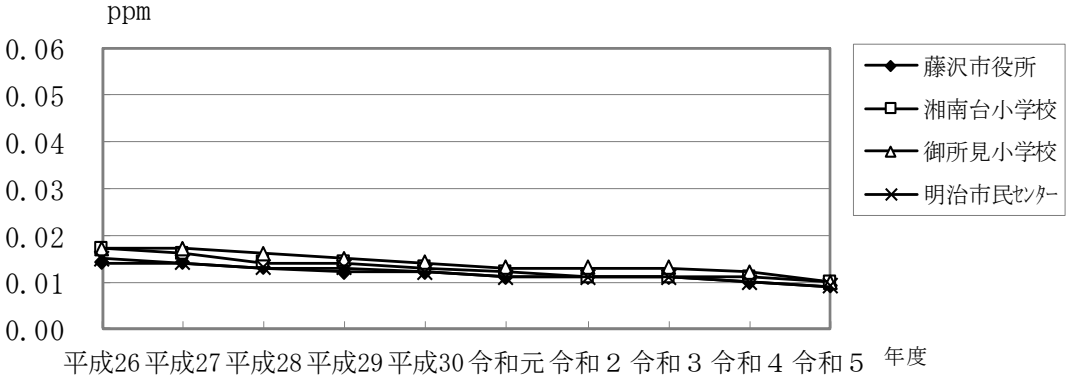

■　二酸化窒素（年平均値）の経年変化

■　令和５年度窒素酸化物（ＮＯ＋ＮＯ$_2$）の月別測定結果（平均値）

単位:ppm

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.007	0.007	0.008	0.006	0.005	0.007	0.011	0.013	0.022	0.019	0.014	0.012	0.011
湘南台小学校	0.007	0.007	0.008	0.005	0.006	0.007	0.011	0.015	0.025	0.022	0.015	0.013	0.012
御所見小学校	0.009	0.009	0.009	0.007	0.007	0.010	0.014	0.019	0.029	0.024	0.017	0.015	0.014
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.006	0.007	0.007	0.005	0.005	0.007	0.010	0.013	0.022	0.019	0.016	0.014	0.011

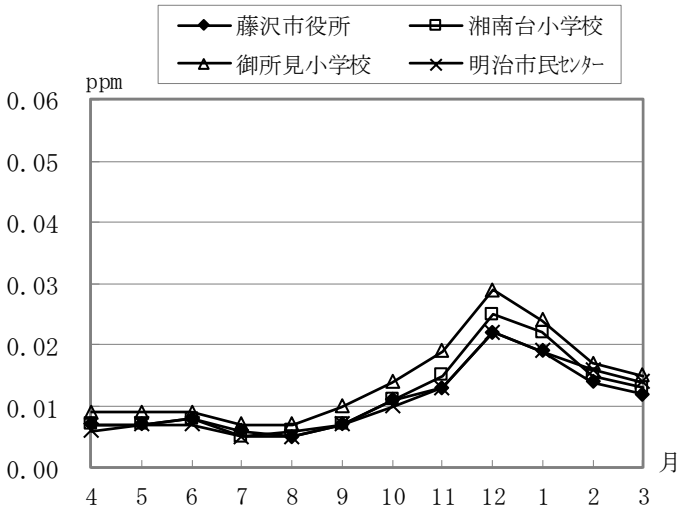

■　令和５年度二酸化窒素の月別測定結果（平均値）

○簡易測定による調査

常時監視測定局を補完する目的で、平成５年度から横浜市環境科学研究所方式の分子拡散法による簡易測定を市内 22 地点で実施しています。

■　令和５年度分子拡散法による二酸化窒素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.006	0.006	0.006	0.004	0.004	0.005	0.009	0.013	0.017	0.016	0.013	0.011	0.009
湘南台小学校	0.007	0.006	0.006	0.004	0.004	0.005	0.009	0.012	0.016	0.017	0.014	0.016	0.010
御所見小学校	0.010	0.008	0.008	0.006	0.005	0.007	0.011	0.014	0.019	0.018	0.016	0.014	0.011
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.007	0.006	0.006	0.004	0.003	0.005	0.009	0.013	0.017	0.018	0.013	0.012	0.009
22地点の平均値	0.007	0.006	0.007	0.005	0.004	0.005	0.009	0.012	0.017	0.017	0.014	0.012	0.010

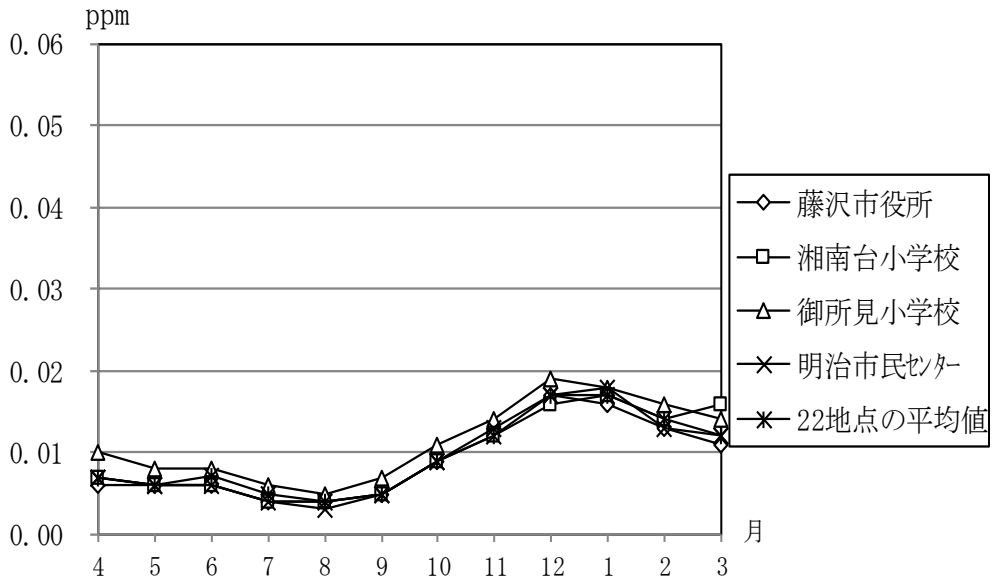

■　令和5年度分子拡散法による二酸化窒素の月別測定結果(平均値)

③　一酸化炭素（ＣＯ）

一酸化炭素の排出源は、ボイラー等の固定発生源と自動車等の移動発生源があり、燃料等の不完全燃焼の際に多く発生します。濃度が高いと思考力の低下、めまい等の一酸化炭素中毒を引き起こす原因となります。

令和５年度の一酸化炭素の月別測定結果をみると、二酸化窒素と同様、秋から冬に濃度が高くなっています。年平均値は、藤沢市役所で 0.3ppm であり、ほぼ横ばいとなっています。

環境基準の達成状況（年間２％除外値）は、藤沢市役所で 0.5ppm となっており、環境基準を達成しています。

■　令和５年度一酸化炭素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

■　一酸化炭素（年平均値）の経年変化　　単位:ppm

測定局＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢市役所	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

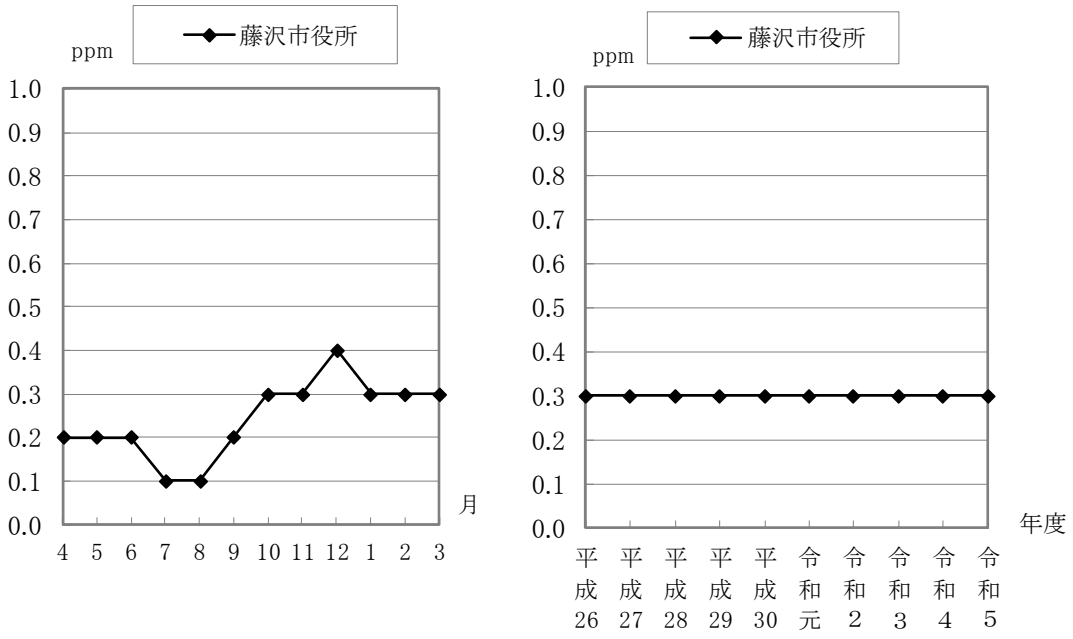

■令和５年度一酸化炭素月別測定結果（平均値）■一酸化炭素（年平均値）の経年変化

④ 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

大気中に浮遊することのできる粒子の大きさは、粒径にして約 20μm以下と考えられますが、その中で 10μm以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

浮遊粒子状物質は、事業所から排出されるばいじんや自動車等の排出ガスが主な発生源である他、土砂や鉱物等のたい積場からの飛散や自動車タイヤの磨耗等でも発生します。一方、自然界からも風による土壌の舞い上がりなどとして発生します。

令和５年度の月別測定結果をみると７月が高濃度となっており、光化学反応による二次粒子の生成が特に多かったためと考えられます。また、年平均値は近年減少傾向にあります。

環境基準の達成状況（年間 2%除外値）については、藤沢市役所で 0.025g/m^3、湘南台小学校で 0.029mg/m^3、御所見小学校で 0.027mg/m^3、明治市民センターで 0.036mg/m^{3}となり、４局とも環境基準を達成しています。

■ 令和５年度浮遊粒子状物質の月別測定結果（平均値）　単位：mg/m^3

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.014	0.011	0.014	0.016	0.013	0.011	0.009	0.010	0.010	0.008	0.008	0.011	0.011
湘南台小学校	0.017	0.013	0.015	0.017	0.014	0.012	0.009	0.012	0.011	0.009	0.008	0.011	0.012
御所見小学校	0.014	0.012	0.016	0.015	0.013	0.010	0.009	0.010	0.012	0.007	0.008	0.011	0.011
明治市民センター	0.019	0.016	0.021	0.023	0.021	0.017	0.012	0.016	0.013	0.010	0.011	0.014	0.016

■ 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化　単位：mg/m^3

測定局＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢市役所	0.020	0.020	0.016	0.013	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011	0.011
湘南台小学校	0.020	0.020	0.017	0.015	0.017	0.015	0.014	0.012	0.013	0.012
御所見小学校	0.025	0.021	0.018	0.016	0.018	0.016	0.012	0.011	0.012	0.011
明治市民センター	0.021	0.021	0.018	0.017	0.020	0.017	0.016	0.014	0.014	0.016

■ 浮遊粒子状物質の月別測定結果（平均値）　■ 浮遊粒子状物質の年平均値からみた経年変化

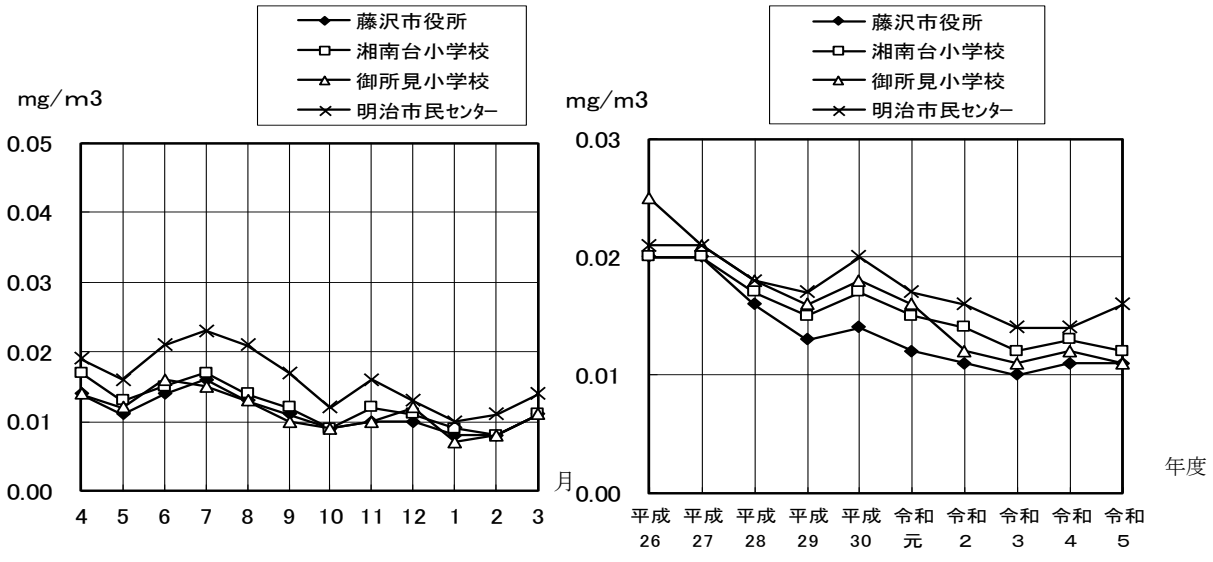

■ 令和５年度浮遊粒子状物質の月別測定結果（平均値）　■ 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

○明治地区浮遊粒子状物質調査

浮遊粒子状物質調査については、明治地区において横浜湘南道路が開通予定であり、交通量の増加が懸念されることから、開通前の明治小学校及び明治市民の家で浮遊粒子状物質の状況を把握するため、調査を実施しているものです。令和５年度の結果は、両地点で環境基準を下回っています。

■　明治地区浮遊粒子状物質測定結果（令和 5.12.12～12.18）

	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合	
単位	mg/m³	mg/m³	mg/m³	時間	%	日	%
明治小学校	0.013	0.035	0.019	0	0	0	0
明治市民の家	0.015	0.040	0.024	0	0	0	0

⑤　微小粒子状物質（ＰＭ２．５；ピーエム２．５）

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）とは、大気中に浮遊する粒子の中で、粒径が 2.5μｍ以下の粒子であり、非常に小さいため肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

生成機構としては、物の燃焼などによって、発生源から直接大気中に排出される一次生成のものと、燃料の燃焼などによって発生する硫黄酸化物（ＳＯｘ）や窒素酸化物（ＮＯｘ）、溶剤・塗料の使用時や森林などから発生する揮発性有機化合物（ＶＯＣ）といったガス状物質が、大気中での化学反応により粒子化する二次生成のものがあります。

主な発生源は、事業所のボイラー・焼却炉などのばい煙発生施設、堆積場などの粉じん発生施設、自動車、船舶、航空機など、人為起源の固定発生源及び移動発生源、さらには土壌、海洋、火山などの自然起源の発生源があると考えられています。

令和５年度の月別測定結果をみると、春に濃度が高くなっています。要因としては、偏西風の影響による大陸からの越境大気汚染等が考えられます。

令和５年度の環境基準の達成状況については、長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価ともに達成しています。

■　令和５年度微小粒子状物質測定結果

	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が 35.0μｇ/m³ を超えた日数	日平均値の年間 98%値
単位	μg/m³	μg/m³	日	μg/m³
藤沢市役所	8.0	22.7	0	18.4
湘南台小学校	6.6	20.6	0	16.1
御所見小学校	7.6	23.3	0	16.8
明治市民ｾﾝﾀｰ	8.5	23.7	0	19.5

■　令和５年度微小粒子状物質の月別測定結果（平均値）　　単位：μg/m^3

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	9.6	7.8	9.6	9.6	6.6	6.3	6.6	8.7	9.0	6.7	6.5	9.0	8.0
湘南台小学校	8.5	7.5	8.4	7.8	4.8	5.0	5.7	7.3	7.1	5.3	4.9	6.6	6.6
御所見小学校	9.5	8.5	10.0	9.3	5.9	6.2	7.1	8.3	8.2	5.7	5.8	7.3	7.6
明治市民センター	10.1	8.4	9.5	10.1	7.0	6.7	7.2	9.6	9.4	7.2	7.2	9.5	8.5

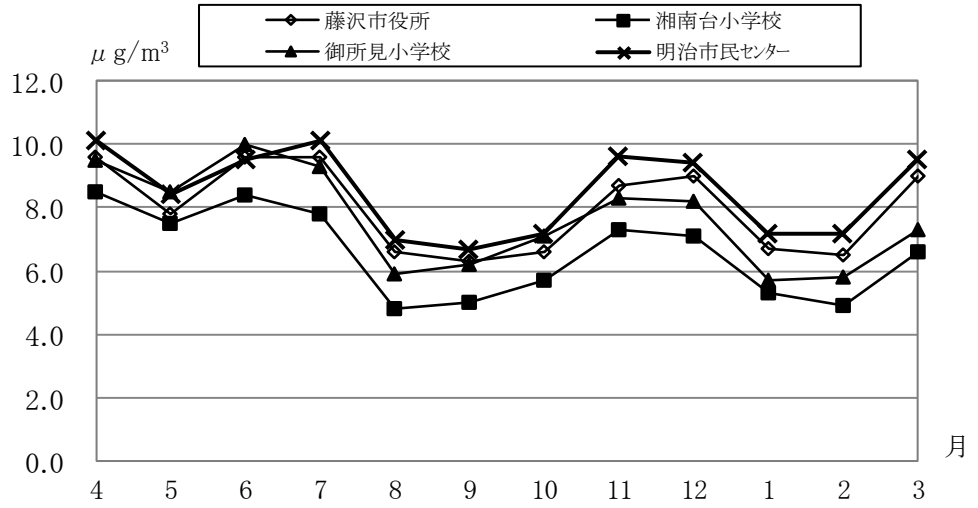

■　令和５年度微小粒子状物質の月別測定結果（平均値）

■　微小粒子状物質（年平均値）経年変化

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
藤沢市役所	11.5	11.3	12.4	9.8	9.6	8.3	7.5	8.0
湘南台小学校	9.4*	9.6	9.4	8.4	7.7	7.0	7.1	6.6
御所見小学校	10.2	10.6	10.5	8.4	8.7	8.1	8.3	7.6
明治市民センター	―	10.7*	11.1	9.6	9.5	8.5	8.3	8.5

*湘南台小学校は平成 28 年 12 月 19 日から平成 29 年３月 31 日まで、明治小学校は平成 29 年 10 月１日から平成 30 年３月 31 日まで、それぞれの期間内平均値で参考値となっています。

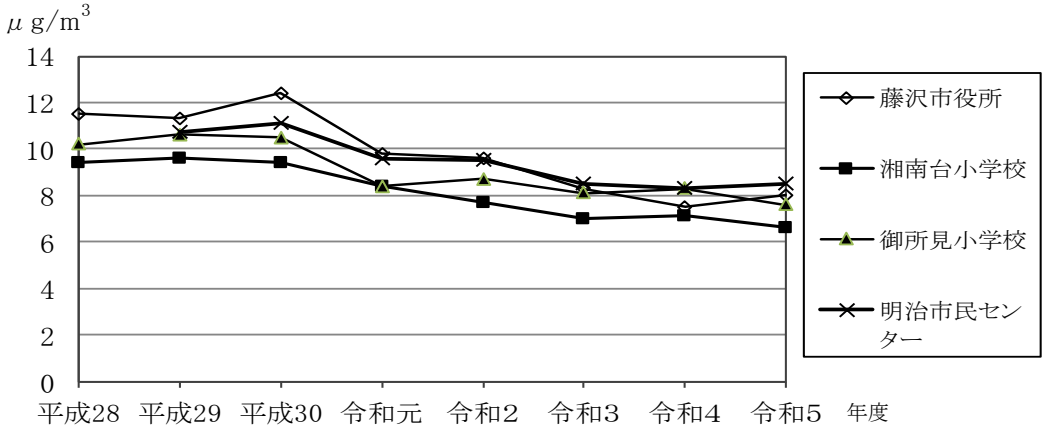

■　微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

（ア）　高濃度予報について

2013 年（平成 25 年）２月に環境省が開催した専門家会合において、当面、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい水準である環境基準とは別に、「健康影響が出現する可能性が高くなる濃度水準」を、法令に基づかない「注意喚起のための暫定的な指針となる値（暫定指針値）」として１日平均値で 70μg/ m^{3}とし、その値を超えると予想される場合には、都道府県が注意喚起を行うことが適当とされました。

このため、2013 年（平成 25 年）３月から、神奈川県は、県内の一般環境大気測定局のデータから、暫定指針値を超えるかどうかを判定し、午前８時頃と午後１時頃に高濃度予報を発表し、県のホームページ、X（旧ツイッター）及びテレフォンサービスで情報提供をしています。

なお、神奈川県が高濃度予報を発表した場合は、本市では、防災行政無線やメールマガジン等を活用して周知します。

（イ）　微小粒子状物質（ＰＭ２．５）成分分析調査について

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）対策を推進するためには、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の二次生成機構を含む微小粒子状物質及びその前駆物質の大気中の挙動等の科学的知見の集積等が必要であることから、本市でも平成 26 年度から、藤沢市役所局において微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の成分組成の解明を目的とした成分分析調査を実施しています。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）は、季節によって排出源、生成過程及び成分組成が異なることから、四季において 2 週間程度の調査を行いました。調査項目は、「微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の成分分析ガイドライン」（平成 23 年７月　環境省水・大気環境局）に基づき、質量濃度、イオン成分、無機元素成分及び炭素成分です。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）を組成している主な成分は有機炭素、硫酸イオン、硝酸イオン、アンモニウムイオン、元素状炭素であり、令和５年度の調査結果による成分構成比では、春季・夏季調査は硫酸イオンの占める割合が最も高く、秋季・冬季調査は有機炭素の占める割合が最も高い結果となりました。

有機炭素は発生源からガス状で排出されたものが大気中で粒子化する二次生成粒子であり、元素状炭素は、発生源から直接排出された一次生成粒子です。硫酸イオン、硝酸イオンともに光化学反応により生成されるため、夏季は特に多く存在すると考えられますが、硝酸イオンは揮発性が高く、夏季はガス化する割合が増えるため、夏季調査では硫酸イオンが高く、冬季調査では硝酸イオンが高くなっていると考えられます。

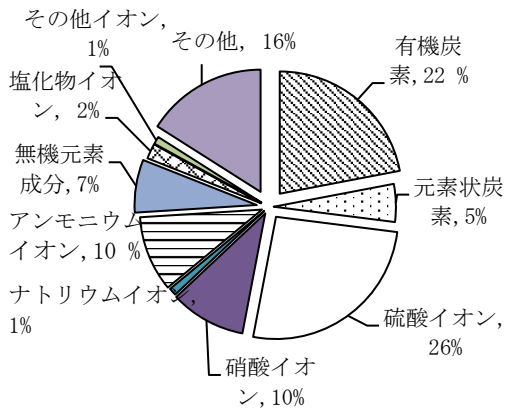

■令和５年度　春季調査（成分構成比%）

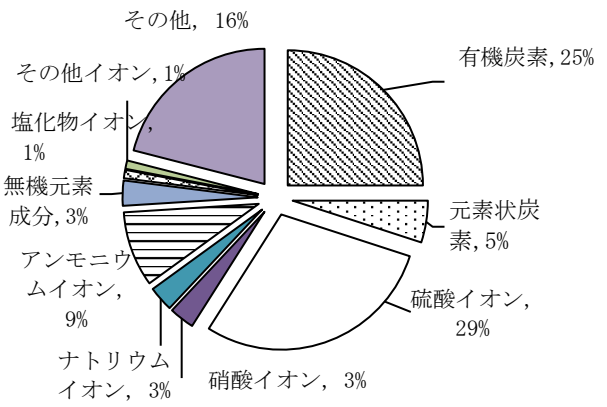

■令和５年度　夏季調査（成分構成比%）

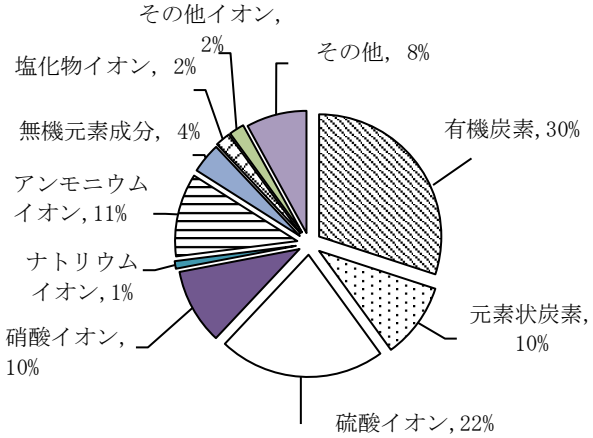

■令和５年度　秋季調査（成分構成比%）

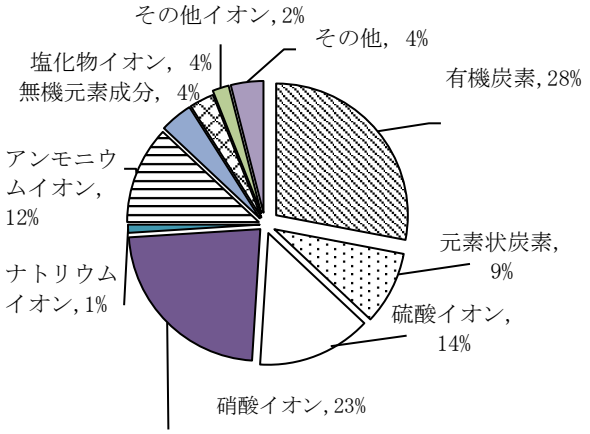

■令和５年度　冬季調査（成分構成比%）

⑥　炭化水素（ＨＣ）

炭化水素は、固定発生源から 70%、移動発生源から 30%発生していると推定されているほか、メタンなどの形での天然発生量も少なくありません。

固定発生源としては、塗装に伴う有機溶剤の蒸発によるものが多く、塗料のほか、印刷インキ・クリーニング用溶剤、金属洗浄用溶剤、接着剤なども使用にあたって有機溶剤の蒸発を伴います。また、移動発生源としては、自動車、航空機などから排出される未燃燃料があります。

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの生成原因物質として位置づけられており、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申）により、「光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(ppmC:各種炭化水素の濃度を、炭素原子１つのメタン分子に換算した値)」とされています。

令和５年度の非メタン炭化水素の月別測定結果をみると、大気が安定し汚染物質が拡散しにくい秋季から冬季にやや高くなる傾向があります。年平均値をみると、近年は横ばい傾向にあります。

■ 令和５年度非メタン炭化水素の月別測定結果(平均値)　　単位:ppmC

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.07	0.08	0.09	0.07	0.07	0.09	0.12	0.12	0.16	0.12	0.10	0.09	0.10

■ 非メタン炭化水素（年平均値）の経年変化　　単位:ppmC

年度 / 測定局	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
藤沢市役所	0.18	0.17	0.17	0.17	0.18	0.12	0.11	0.11	0.12	0.10

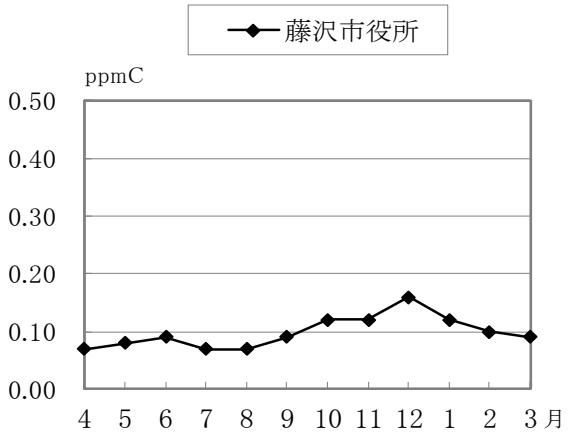

■令和５年度非メタン炭化水素の
月別測定結果(平均値)

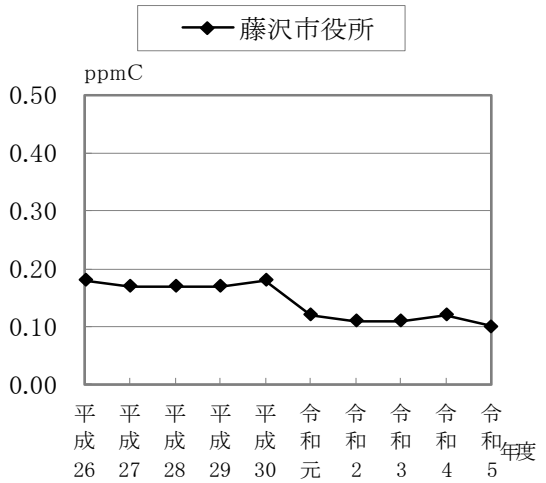

■非メタン炭化水素（年平均値）の経年変化

⑦ 光化学大気汚染

光化学大気汚染（光化学スモッグ）は、1943 年(昭和 18 年)の夏、ロサンゼルスで世界で初めて発生し、わが国では 1970 年(昭和 45 年) 7 月 18 日に東京都内で被害が発生してから世間の関心を集めるようになりました。

光化学スモッグは、事業所や自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線に含まれる紫外線を受けると光化学反応を起こして、光化学オキシダント（オゾン・アルデヒド等の酸化性物質）を生成し、大気中で拡散せずに滞留することを光化学スモッグが発生しているといいます。特に、４月から 10 月の日差しが強く、風が弱く、気温が高い等の気象条件が重なると光化学スモッグが発生しやすい状況となります。光化学スモッグが発生した場合、目や呼吸器等の粘膜を刺激して健康被害が発生することがあります。

○ 監視体制

神奈川県では、被害の未然防止を図るため、県下各地の大気汚染データ及び気象庁からの各種気象データを使用して、情報提供しています。

原則として、午前 10 時に当日の情報、午後５時に翌日の情報を提供しています。

■ 光化学スモッグ情報の内容

A型	今日（明日）は、県下に光化学スモッグの発生するおそれが大きい。
B型	今後の気象条件によって、今日（明日）は、県下に光化学スモッグの発生するおそれがある。
C型	今日（明日）は、県下に光化学スモッグの発生するおそれは少ない。

令和５年度は光化学スモッグ注意報の発令日数は県下で２日、湘南地域は１日でした。

また県下の被害届出は０件で、被害者数は０人でした。藤沢市の被害届出及び被害者はありませんでした。

オキシダント濃度の経年変化をみると、横ばいで推移しており、光化学オキシダント濃度がなかなか低減しない理由として、アジア大陸からの越境汚染の影響が考えられます。

環境基準の達成状況は、４局とも環境基準を達成していません。

■　令和５年度昼間（５時～20時）のオキシダント濃度の月別測定結果（平均値）　　単位：ppm

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	0.051	0.047	0.046	0.038	0.021	0.032	0.039	0.034	0.025	0.029	0.033	0.041	0.036
湘南台小学校	0.048	0.046	0.044	0.038	0.019	0.029	0.036	0.031	0.023	0.026	0.032	0.039	0.034
御所見小学校	0.046	0.043	0.042	0.037	0.019	0.028	0.034	0.029	0.022	0.026	0.029	0.036	0.033
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.049	0.045	0.043	0.036	0.019	0.030	0.037	0.032	0.024	0.028	0.032	0.040	0.035

■　昼間（５時～20時）のオキシダント濃度の経年変化（年平均値）　　単位：ppm

測定局＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢市役所	0.033	0.033	0.035	0.036	0.035	0.035	0.034	0.036	0.034	0.036
湘南台小学校	0.033	0.031	0.032	0.035	0.034	0.034	0.033	0.034	0.032	0.034
御所見小学校	0.030	0.031	0.032	0.033	0.032	0.032	0.031	0.032	0.030	0.033
明治市民ｾﾝﾀｰ	0.033	0.031	0.032	0.035	0.034	0.034	0.033	0.035	0.033	0.035

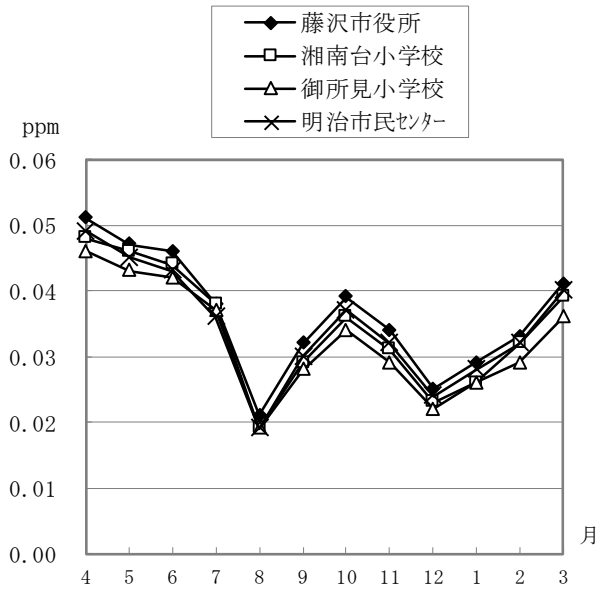

■　令和５年度昼間（５時～20時）の
オキシダント濃度の月別測定結果（平均値）

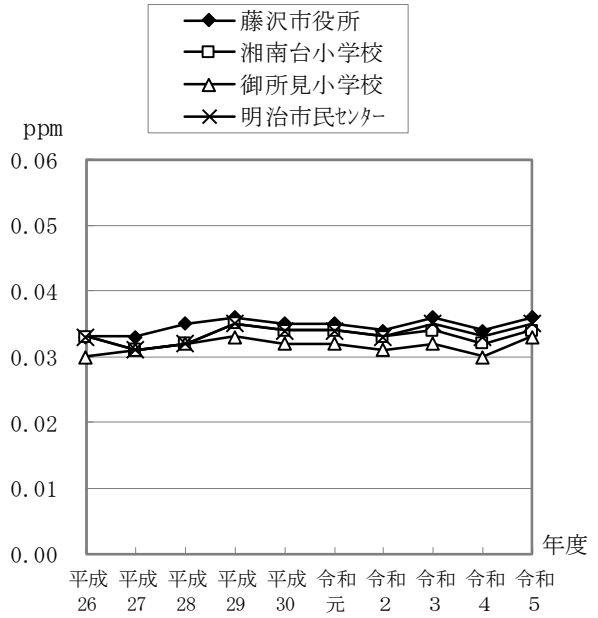

■　昼間（５時～20時）のオキシダント濃度の
経年変化（年平均値）

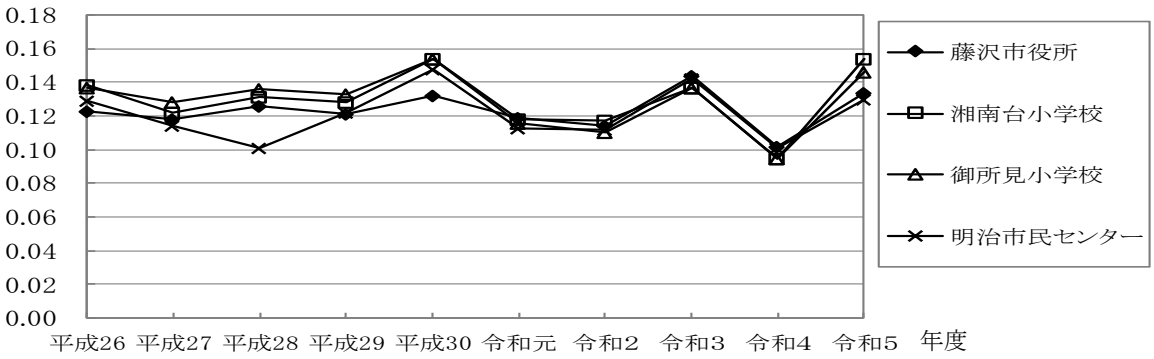

■ オキシダント最高濃度の経年変化

■ オキシダント濃度が 0.06 ppm（環境基準値）と 0.12 ppm（光化学スモッグ注意報発令基準値）を超えた日数と時間数

年度		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢市役所	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数	93	83	91	97	83	78	80	78	95	77
	同時間数	501	371	517	573	465	410	405	370	556	418
	昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数	1	0	1	1	1	0	0	1	6	1
	同時間数	1	0	1	1	3	0	0	1	11	1
湘南台小学校	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数	99	79	75	96	83	78	76	74	98	73
	同時間数	537	374	384	580	471	426	383	385	540	385
	昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数	2	2	1	3	2	0	0	1	8	1
	同時間数	5	2	2	5	5	0	0	2	21	3
御所見小学校	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数	74	88	77	90	74	71	65	66	95	62
	同時間数	404	432	404	485	410	382	295	295	544	306
	昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数	2	2	2	1	1	0	0	1	7	1
	同時間数	6	4	4	3	5	0	0	2	25	3
明治市民センター	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数	92	79	79	101	83	80	80	75	102	69
	同時間数	515	357	419	583	475	445	357	378	556	385
	昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数	2	0	0	3	1	0	0	3	5	1
	同時間数	2	0	0	4	5	0	0	3	12	1

■　光化学大気汚染発生状況

項目＼年度			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
注意報発令日数	県全域		9	10	6	8	8	6	2	4	4	2
	藤沢市(湘南地域)		3	3	3	4	1	1	0	0	0	1
	月別発令数(湘南地域)	4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5月	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		6月	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
		7月	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1
		8月	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0
		9月	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害発生日数	県全域		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	藤沢市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害届出者数	県全域		0	0	0	0	13	0	0	0	0	0
	藤沢市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧　気象状況

大気の長期的変化を知るために、温度、湿度、風速及び風向を測定しています。

■　令和５年度温度の月別測定結果　（平均値）　　単位：℃

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	16.7	19.1	23.2	27.9	29.2	27.1	19.6	15.3	10.0	7.9	8.5	10.3	17.9
御所見小学校	16.2	18.8	22.9	28.1	28.9	26.9	19.0	14.3	9.2	7.1	8.1	9.5	17.4
明治市民センター	16.5	18.7	22.7	27.4	28.7	26.7	19.3	15.0	10.0	7.9	8.4	10.2	17.6

■　令和５年度湿度の月別測定結果　（平均値）　　単位：％

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	63.6	73.2	81.8	78.4	80.9	79.8	66.0	64.6	57.9	52.1	63.3	58.1	68.3
御所見小学校	62.5	72.1	80.5	74.7	80.4	79.3	67.7	66.8	59.8	53.6	64.6	59.1	68.4
明治市民センター	59.6	69.8	79.0	75.2	79.5	78.3	64.1	62.8	55.6	50.1	62.3	56.9	66.1

■　令和５年度風速の月別測定結果　（平均値）　　単位：m/s

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢市役所	1.8	1.5	1.2	1.5	1.4	1.4	1.3	1.4	1.1	1.4	1.7	1.6	1.5
御所見小学校	3.2	2.8	2.1	2.6	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	3.2	2.7
明治市民センター	2.5	2.2	1.6	2.2	1.9	2.0	1.7	1.8	1.6	1.8	2.1	2.1	2.0

※御所見小学校は、落雷故障のため令和５年８月１日15時から令和６年２月29日９時まで欠測しました。

1）藤沢市役所　平均風速：1.5m/s
無風：8.9%
測定時間：8779 時間

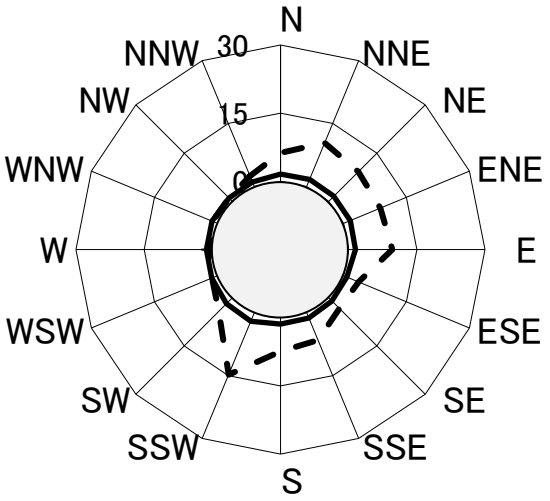

2）御所見小学校　平均風速：2.7m/s
無風：4.5%
測定時間：3696 時間

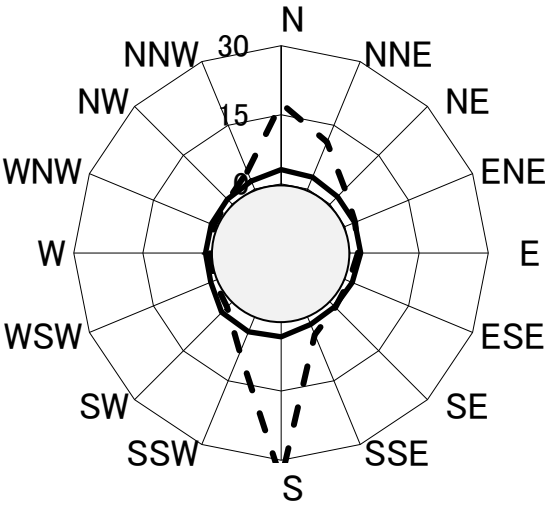

3）明治市民センター　平均風速：2.0m/s
無風：4.1%
測定時間：8744 時間

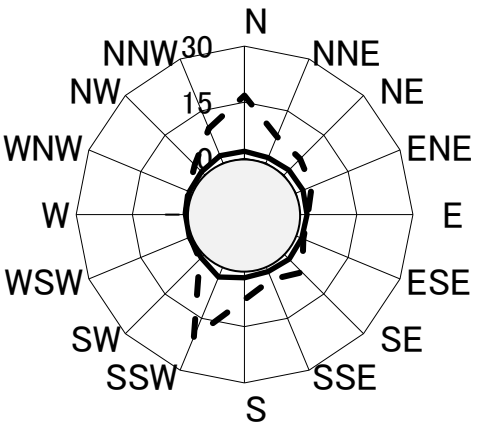

——— ：出現頻度（%）

- - - ：平均風速（m/s）

■　令和５年度　測定局別風配図（通年）

(2) 自動車排出ガス測定局の測定結果

自動車から排出されるばい煙としては、エンジン内の燃料の燃焼にともない発生する窒素酸化物（ＮＯx)、一酸化炭素（ＣＯ)、粒子状物質（黒煙等）及び炭化水素（ＨＣ）等があげられます。また、自動車の走行に伴う土砂の舞い上がりや、ブレーキ、タイヤの摩耗により発生する粉じんもあります。

①　窒素酸化物（ＮＯｘ）

令和５年度の藤沢橋局の二酸化窒素及び一酸化窒素の月別測定結果をみると、冬季は夏季に比べて濃度が高くなっています。これは、冬は下層の大気の方が上層より気温が低く大気が安定しているため、汚染物質が拡散しないこと等が影響していると考えられます。また、年平均値は、ここ数年、緩やかな減少傾向となっており、自動車を中心とした対策や規制の効果によるものと考えられます。

環境基準の達成状況（二酸化窒素の年間 98%）は 0.026ppm で環境基準を達成しています。

■　令和５年度二酸化窒素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.008	0.008	0.008	0.007	0.004	0.007	0.012	0.013	0.019	0.016	0.013	0.012	0.011

■　二酸化窒素（年平均値）の経年変化　　単位:ppm

年度 / 測定局	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢橋	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011

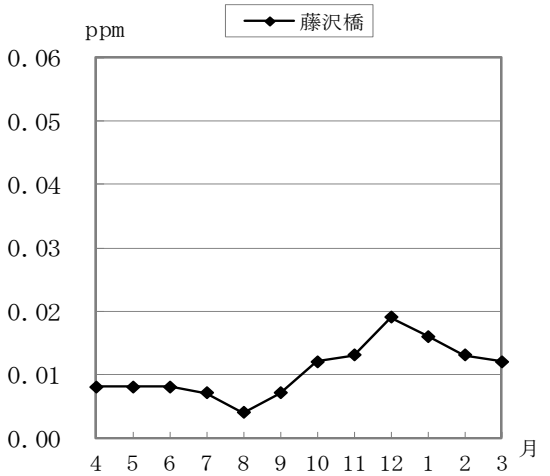

■令和５年度二酸化窒素の月別測定結果（平均値）

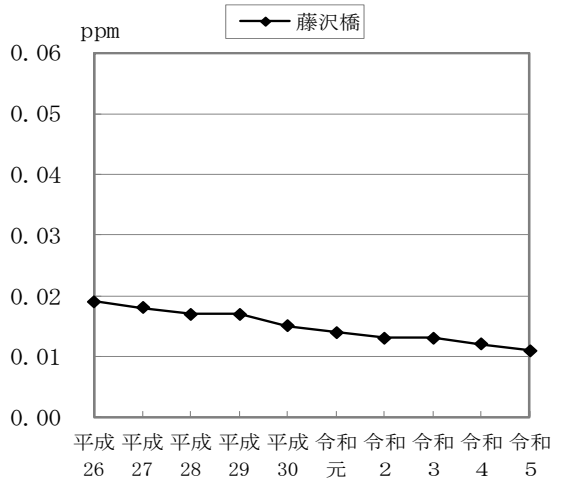

■二酸化窒素（年平均値）の経年変化

■　令和５年度一酸化窒素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.008	0.007	0.003	0.003	0.003

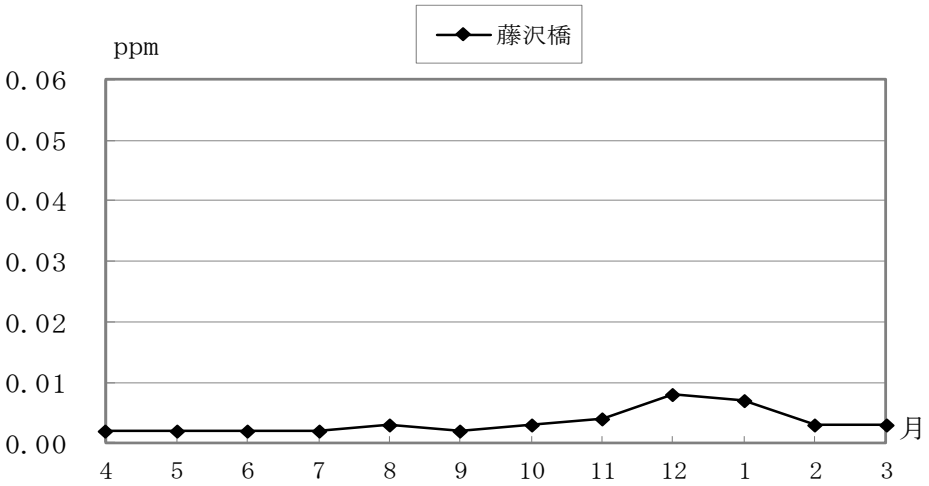

■　令和５年度一酸化窒素の月別測定結果（平均値）

■　令和５年度窒素酸化物（ＮＯ＋NO_2）の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.010	0.010	0.011	0.008	0.007	0.010	0.015	0.017	0.026	0.022	0.016	0.015	0.014

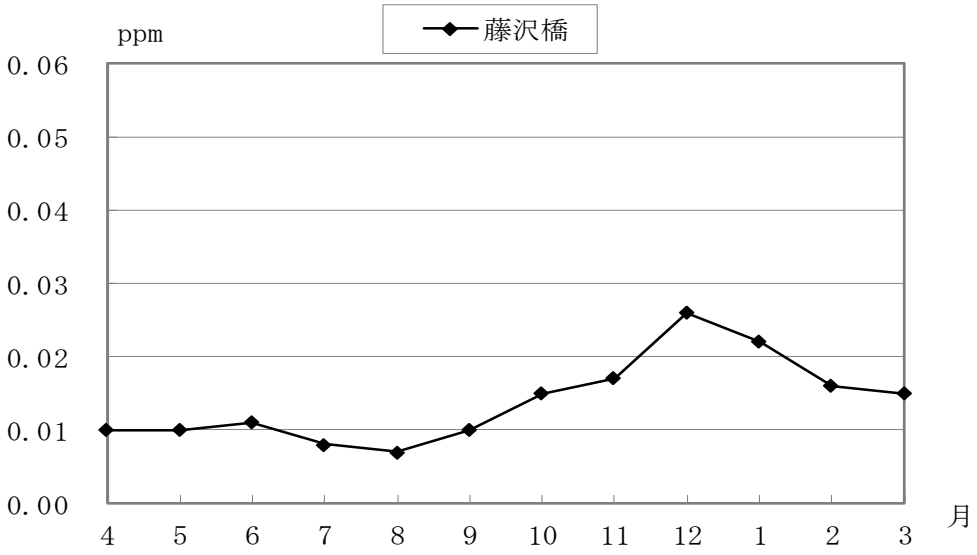

■　令和５年度窒素酸化物（ＮＯ＋NO_2）の月別測定結果（平均値）

② 一酸化炭素（ＣＯ）

令和５年度の一酸化炭素の月別測定結果をみると、二酸化窒素と同様、冬季に濃度が高くなっています。また、年平均値は、ここ数年横ばいとなっており、その理由の一つとして自動車を中心とした対策や規制の効果によるものと考えられます。

環境基準の達成状況（年間２％除外値）は 0.5ppm で、環境基準を達成しています。

■ 令和５年度一酸化炭素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppm

測定局＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

■ 一酸化炭素（年平均値）の経年変化　　単位:ppm

測定局＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢橋	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

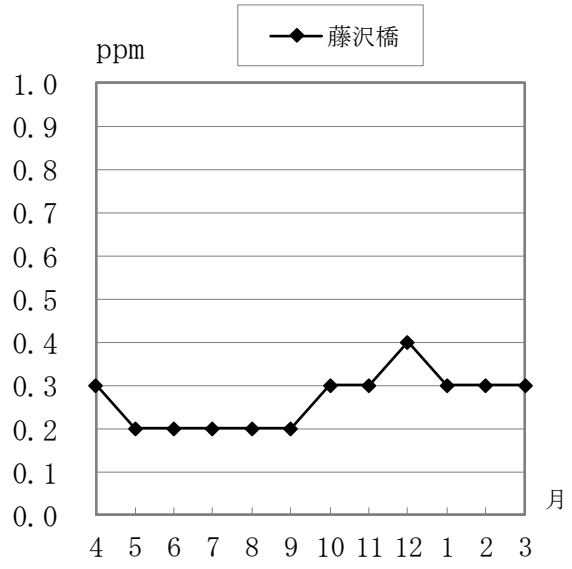

■ 令和５年度一酸化炭素の月別測定結果（平均値）

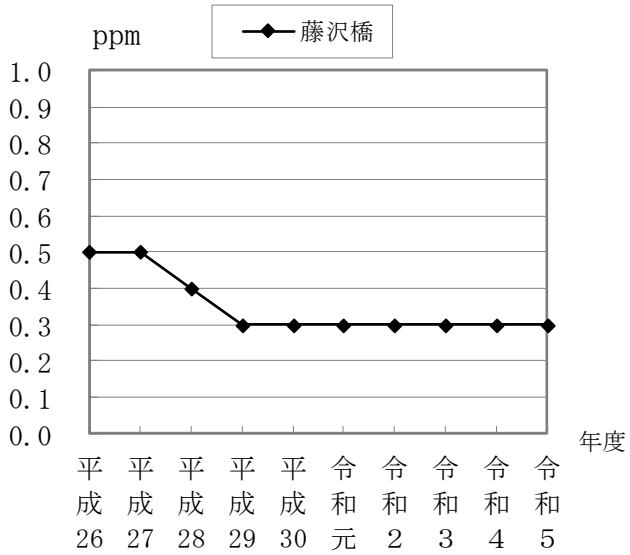

■ 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

③　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

令和５年度の浮遊粒子状物質の月別測定結果をみると、７月が最も高く、秋から冬にかけて低くなっており、光化学反応による二次粒子生成が影響しているものと考えられます。また、年平均値は、近年緩やかな減少傾向にあります。

環境基準の達成状況（年間２％除外値）は0.029mg/m^{3}で、環境基準を達成しています。

■　令和５年度浮遊粒子状物質の月別測定結果（平均値）　　単位:mg/m^3

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.016	0.013	0.017	0.019	0.015	0.013	0.010	0.013	0.011	0.009	0.009	0.012	0.013

■　浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化　　単位:mg/m^3

年度 / 測定局	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢橋	0.021	0.020	0.018	0.017	0.019	0.017	0.014	0.012	0.013	0.013

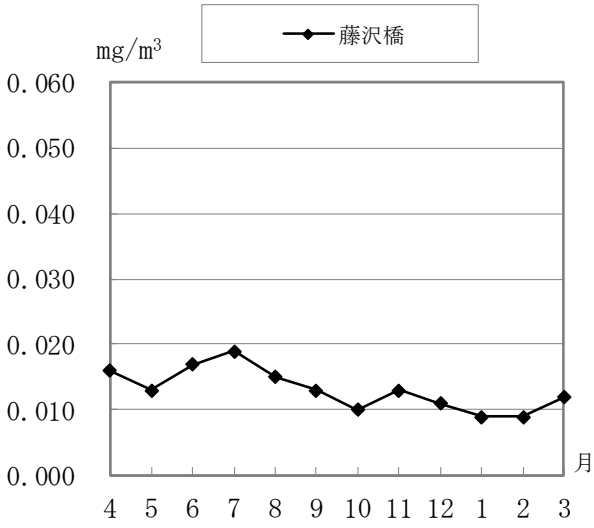

■令和５年度浮遊粒子状物質の月別測定結果（平均値）

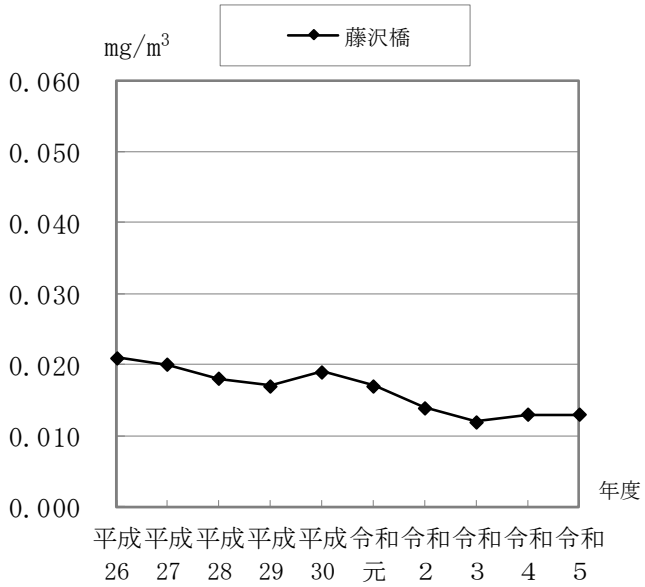

■　浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

④　微小粒子状物質（ＰＭ２．５；ピーエム２．５）

令和５年度の月別測定結果をみると、冬から春にかけて濃度が高くなっており、要因としては、偏西風の影響による大陸からの越境大気汚染等が要因と考えられます。

令和５年度の環境基準の達成状況については、長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価ともに達成しています。

■　令和５年度微小粒子状物質測定結果

	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0μg/m³を超えた日数	日平均値の年間98%値
単位	μg/m³	μg/m³	日	μg/m³
藤沢橋	9.0	24.3	0	20.5

■　令和５年度微小粒子状物質の月別測定結果（平均値）　　単位：μg/m³

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	11	8.8	10	10.8	7.7	7.4	7.6	9.8	9.8	7.7	7.4	9.9	9.0

■　微小粒子状物質（年平均値）の経年変化　　単位：μg/m³

年度 / 測定局	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢橋	11.4	11.5	12.8	10.4	9.8	8.6	8.7	9.0

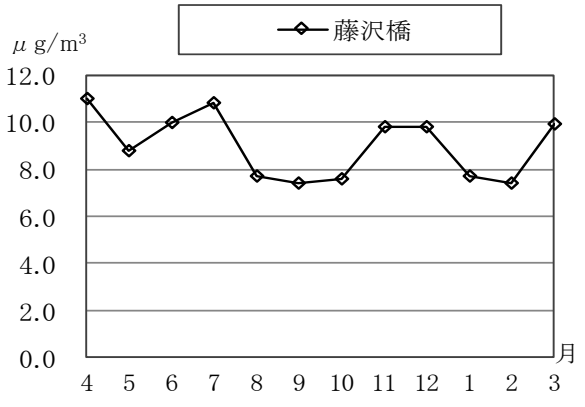

■ 令和5年度微小粒子状物質の月別測定結果（平均値）

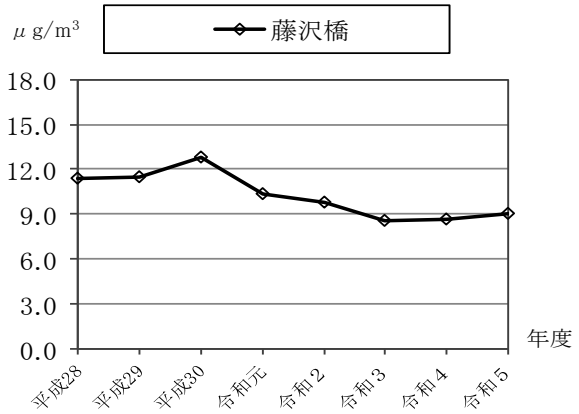

■ 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

⑤　炭化水素（ＨＣ）

令和５年度の非メタン炭化水素の月別測定結果をみると、大気が安定し汚染物質が拡散しにくい秋季から冬季に高くなる傾向があります。また、年平均値は、近年緩やかな減少傾向にあります。これは、自動車の排出ガス規制は、2005 年（平成 17 年）にガソリン車及びディーゼル車とも排出ガス試験法の見直し及び排出ガスの規制を実施し、2008 年（平成 20 年）に排出ガスの規制の基準が強化され、自動車の排出ガスの低減を図ることができたことによると考えられます。

■　令和５年度非メタン炭化水素の月別測定結果（平均値）　　単位:ppmC

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	0.10	0.11	0.12	0.11	0.13	0.11	0.16	0.15	0.21	0.16	0.14	0.13	0.14

■　非メタン炭化水素（年平均値）の経年変化　　単位:ppmC

年度 / 測定局	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
藤沢橋	0.21	0.20	0.18	0.17	0.15	0.16	0.16	0.16	0.15	0.14

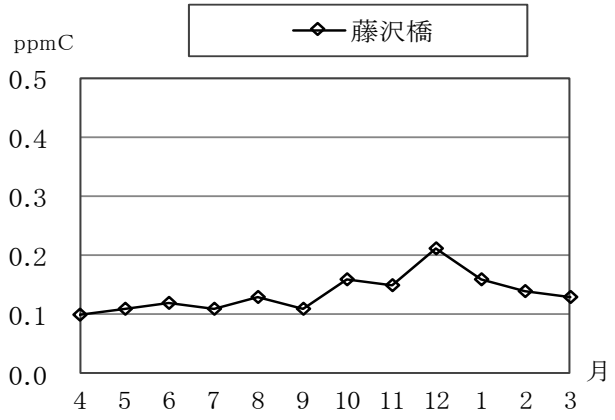

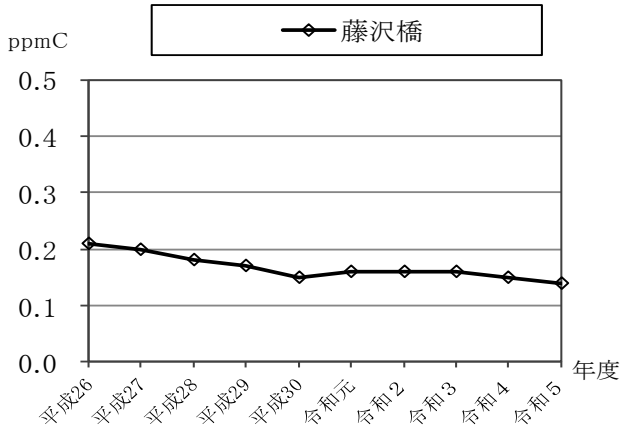

⑥ 気象状況

大気の長期的変化を知るために、温度、湿度、風速及び風向を測定しています。

■ 令和５年度温度の月別測定結果（平均値）　　単位：℃

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	16.8	19.1	23.2	28.0	29.2	27.1	19.5	15.2	10.0	7.9	8.6	10.3	17.9

■ 令和５年度湿度の月別測定結果（平均値）　　単位：%

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	66.7	76.6	85.3	82.1	85.2	83.5	69.1	65.9	53.7	47.9	58.5	53.7	69.0

■ 令和５年度風速の月別測定結果（平均値）　　単位：m/s

月 / 測定局	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
藤沢橋	2.3	2.1	1.7	2.2	2.2	2.0	1.7	1.8	1.4	1.8	2.2	2.2	2.0

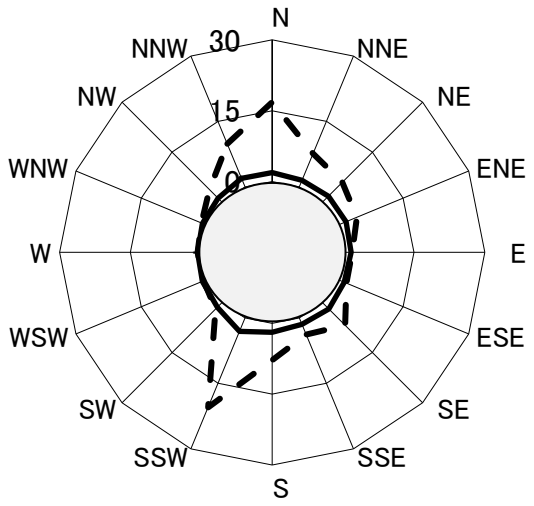

平均風速：2.0m/s
無風：8.2%
測定時間：8782 時間
——— ：出現頻度（%）
- - - ：平均風速（m/s）

■ 令和５年度藤沢橋測定局風配図（通年）

４　有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期的な摂取により人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質であり、多種多様なものが大気環境中から検出されています。

このため、有害大気汚染物質の微量暴露の積み重ねによる健康影響の未然防止を目的として、1996 年（平成８年）５月に大気汚染防止法が改正され、その対策が位置づけられました。

本市ではこのような大気汚染の状況を把握するために、調査地点を一般環境及び道路沿道の２つに分類し、藤沢市役所（一般環境）において、健康リスクが高いと考えられる優先物質の内測定可能な 21 物質について、また藤沢橋（道路沿道）では、環境基準設定物質を含む６物質について、毎月１回のモニタリング調査を行っています。また、御所見小学校（一般環境）では、測定可能な 21 物質について、同様のモニタリング調査を年２回実施しました。調査結果は、環境基準値及び指針値が定められている項目については、全て基準値等を下回っていました。

また、建材等に多く利用されてきたアスベストによる健康被害が、懸念されています。本市では、令和５年度は市内４箇所でアスベスト環境調査を実施しました。その結果、全ての地点でアスベストは総繊維数濃度１本／L 以下でした。

■　**令和５年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果**（年平均値）

（単位：μg／m³　ニッケル～ベンゾ[a]ピレンは ng／m³）

測定地点 / 測定項目	藤沢市役所（一般環境）	藤沢橋（沿道）	御所見小学校（一般環境）	環境基準値等（年平均値）
アクリロニトリル	0.045		0.030	2（指針値）
塩化ビニルモノマー	0.014		0.006	10（指針値）
塩化メチル	1.3		1.2	94（指針値）
クロロホルム	0.20		0.18	18（指針値）
1,2-ジクロロエタン	0.13		0.12	1.6（指針値）
ジクロロメタン	1.7		1.0	150 以下
テトラクロロエチレン	0.078		0.072	200 以下
トリクロロエチレン	0.30		0.21	130 以下
1,3-ブタジエン	0.031	0.052	0.030	2.5（指針値）
ベンゼン	0.62	0.80	0.66	3 以下
トルエン	4.3	5.2	3.9	
アセトアルデヒド	2.2	2.2	1.8	120（指針値）
ホルムアルデヒド	2.8	2.5	2.6	
ニッケル化合物	1.7		2.4	25（指針値）
ヒ素及びその化合物	0.60		0.50	6（指針値）
ベリリウム及びその化合物	0.011		0.008	
マンガン及びその化合物	16		19	140（指針値）
クロム及びその化合物	3.2		4.0	
水銀及びその化合物	1.8		1.8	40（指針値）
ベンゾ［a］ピレン	0.063	0.080	0.12	
酸化エチレン	0.068		0.064	

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満では、検出下限値の 1/2 を用い算術平均により平均値を求めています。

■　**アスベスト環境調査結果経年変化（年平均値 年間１回３日間測定）**（単位：本／L）

地域分類	年度／測定地点	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.29	0.21	0.070	0.20	0.12	0.12	0.056	0.056 未満	0.056	0.056
商工業地域	藤沢市立桐原公園	0.20	0.30	0.056 未満	0.28	0.24	0.070	0.088	0.056 未満	0.056 未満	0.056
住宅地域	藤沢市立湘南台小学校	0.17	0.27	0.056	0.53	0.36	0.056	0.070	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
その他地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.21	0.33	0.087	0.47	0.16	0.081	0.056	0.056	0.070	0.056

（参考）

○大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準：10 本/L（リットル）

○WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）:「都市における大気中の石綿濃度は、一般に 1 本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」　「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

５　自動車に対する発生源対策

自動車からの排出ガスによる大気汚染は、昭和 40 年代から問題視されるようになり、健康被害が懸念されていました。

このため、国は 1992 年（平成４年）に「自動車ＮＯｘ法」を制定し、自動車からの窒素酸化物（ＮＯｘ）を規制しました。さらに 2002 年（平成 14 年）には、自動車からの粒子状物質（ＰＭ）の規制を追加した「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」を制定し、自動車排出窒素酸化物等の総量削減に取り組んできました。

また、神奈川県では「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」に基づき、「神奈川県自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画」の策定や「神奈川県生活保全環境の保全等に関する条例」に基づくディーゼル車運行規制等により、自動車排出ガス対策を推進してきました。

しかしながら、自動車排出窒素酸化物等による大気汚染は改善傾向にあるものの、一部地域について目標を達成することができませんでした。

このため、さらに国は 2011 年（平成 23 年）に「自動車ＮＯｘ・ＰＭの総量の削減に関する基本方針」を変更し、神奈川県においても 2013 年（平成 25 年）に新たな「神奈川県自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画」を策定するなど、さらなる自動車排出窒素酸化物等の総量削減に取り組んでいます。

（1）低公害車の普及促進

本市では、事業者としての立場から「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、公共交通機関の利用促進や低公害車の普及促進等に努めています。

特に公用車については、ハイブリッド自動車、国土交通省認定低排出ガス車、九都県市指定低公害車等を積極的に導入しています。

なお、走行時に二酸化炭素（CO_2）を全く排出しない電気自動車を 2024 年（令和６年）３月末現在で９台保有し、公用車として使用しています。

■　電気自動車

（2）自動車使用者への啓発事業

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務づけられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務づけられています。

本市ではＨＰや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

６　事業場に対する発生源対策

大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、工場・事業場への立ち入り調査を行い、ばい煙発生施設や公害防止施設の稼働状況等の調査・指導を行いました。

(1) 硫黄酸化物（ＳＯx）

大気汚染防止法では、工場・事業場の施設ごとの排出口の高さに応じて排出許容量を規制するいわゆるＫ値規制の排出基準が定められています。神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、総量規制が実施されています。

(2) 窒素酸化物（ＮＯx）

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の規模ごとに排出口濃度が規制されており、1973 年（昭和 48 年）８月、1975 年（昭和 50 年）12 月、1977 年（昭和 52 年）６月、1979 年（昭和 54 年）８月、1983 年（昭和 58 年）９月の五次にわたって規制対象施設の拡大と排出基準の強化がされ現在に至っています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、ボイラー及びガスエンジン等の指定施設に対して量規制がされており、特定事業所（重油換算原燃料定格能力が４ｋＬ／ｈ以上の工場等）に対しては総量規制が実施されています。

(3) 有害物質

大気汚染防止法では、カドミウム等の有害物質に対し、有害物質の種類及び施設の種類ごとに排出口での排出基準を定めています。また、ベンゼン等の指定物質の排出抑制については、大気汚染防止法の附則等で、一定規模以上の指定物質排出施設に対し、抑制基準を設定しています。

水銀に関する水俣条約が 2013 年（平成 25 年）10 月に採択されたことに伴い、大気汚染防止法が改正され水銀の大気中への排出を規制することが追加されました。2018 年（平成 30 年）４月から水銀排出施設には排出基準が設定されています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、ベンゼン等の炭化水素系特定物質やカドミウム等の排煙指定物質に、排出口における排出基準を設定しています。また、カドミウム等５物質については上乗せ基準を設定しています。

(4) ばいじん

ばいじんの排出規制は、大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の規模、使用燃料の種類に応じた基準値が定められています。神奈川県生活環境の保全等に関する条例も大気汚染防止法に準じていますが、ボイラー（固体燃焼を除く）においては総量規制が導入されています。

(5) 炭化水素（ＨＣ）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、貯蔵施設、出荷施設、給油施設等に対し設備基準が、その他の指定施設には濃度基準が設定されています。

(6) 粉じん(一般粉じん)

大気汚染防止法では、粉じんとは、物の破砕やたい積等に伴い発生する物質をいいます。そのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として指定されたもの（現在アスベストが指定）を特定粉じんといい、それ以外の粉じんを一般粉じんといいます。一定規模以上の鉱物堆積場等、一般粉じん発生施設について使用・構造および管理基準があります。神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、粉じんを発生する作業の方法に関する規制基準があります。

(7) 特定粉じん

粉じんのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として指定されたもの（現在アスベストが指定）をいいます。建築物等を解体または改修を行う場合は、工事の規模にかかわらず、事前調査及び掲示が義務付けられています。また、アスベスト含有建材を除去等する際は、アスベストの飛散性のレベルにより、事前の届出の義務付け、作業基準等が設定されています。

(8) 揮発性有機化合物（ＶＯＣ（volatile organic compounds））

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。

ＶＯＣは光化学オキシダントの原因の一つとされ、2004 年（平成 16 年）に大気汚染防止法の改正により、ＶＯＣ排出施設における排出基準が導入されました。

(9) ばい煙発生施設の設置状況

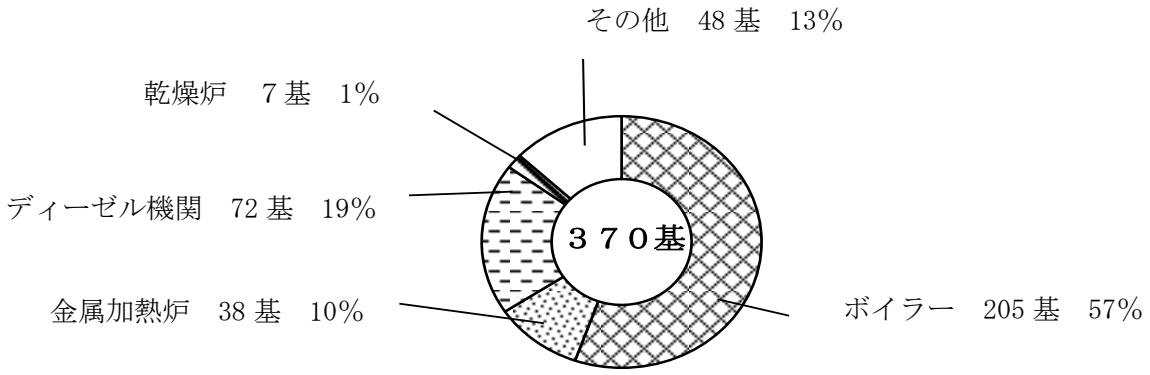

■ ばい煙発生施設の設置状況（令和６年３月末）

■ 令和５年度大気汚染に係る工場・事業所等立入検査数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
件　数	2	6	13	6	4	2	8	11	13	11	17	8	101

7　悪臭の概要

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の一つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。発生源としては、飲食業・製造業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

(1) 規　制

神奈川県では、2003 年（平成 15 年）に悪臭防止法第３条及び第４条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定めました。その後、2012 年（平成 24 年）に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されたため、平成 24 年藤沢市告示第 368 号で次表のとおり規制基準を定めています。

なお、農業振興地域（農地や農業関連施設のための区域）は、規制対象外となっています。

■　規制基準値

	敷地境界線上での規制基準（１号規制）	気体排出口における規制基準（２号規制）	排出水における規制基準（３号規制）
１種地域※１	臭気指数１０	敷地境界線の規制基準値を基に、１種地域及び２種地域ともに悪臭防止法に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度とする。	臭気指数２６
２種地域※２	臭気指数１５		臭気指数３１

※１　１種地域：都市計画区域のうち住居系地域

※２　２種地域：都市計画区域のうち商業系地域、工業系地域及びその他の地域（ただし、農業振興地域に指定された区域を除く。）

このほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務づけています。

■　神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第８

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1　悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。

2　悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。

3　悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。

4　悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。

5　悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

第３節　化学物質等

化学物質は、事業活動から家庭生活までの様々な場面で使用されており、生活に欠かせないものとなっています。日常使っているプラスチック容器、化粧品、洗剤、医薬品、また、工場で使われている原材料、化学肥料や農薬、自動車のガソリンやオイルなど、人工的に合成されたもののほか天然の物質もあります。また、毒性を持つダイオキシン類等のように、非意図的に生成されてしまうものもあります。

化学物質の有害性については、動物実験等で急性毒性、慢性毒性、発がん性、変異原性、催奇形性、感作性、内分泌かく乱作用などの調査が行われ、人の健康や生態系に影響を及ぼすものが数多く存在しています。しかし、化学物質の数は膨大であることから、毒性等についての十分な情報が得られていないものもあり、国際的な調査・研究による情報収集が日々進められています。

また、化学物質の中には、環境中で分解しにくく生体への蓄積性・濃縮性が高いものがあり、これらの化学物質が生産工程や消費段階で環境中へ排出されると、大気、水域、土壌や生物へと汚染経路を複雑に移動し、汚染が深刻化する場合があります。

化学物質の環境負荷低減対策として、国は、1999 年（平成 11 年）７月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）を制定し、2001 年（平成 13 年）４月に施行しました。この化管法には、今までよくわからなかった化学物質の排出状況を、事業者からの報告等をもとに明らかにするＰＲＴＲ（環境汚染物質排出移動登録）制度があり、事業者がどんな化学物質をどれだけ排出したかという情報を公表することによって社会全体で監視し、事業者自身が自主的に未規制物質も含めた化学物質の管理・削減に取り組むことを促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することに利用されています。事業者は、化管法に基づいて、４月から１年間の排出量・移動量を把握し、翌年４月以降に都道府県を経由して国に対し届出を行い、以降毎年度排出量の把握・届出をします。2003 年（平成 15 年）３月には、第１回目の集計結果が公表され、その後も毎年公表されています。

また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」においても、化学物質の管理体制の整備、情報収集及び整理、化学物質の受入や排出等の把握等、事業者は適正な管理に努めることを規定しています。

１　ダイオキシン類

ダイオキシン類は、1999 年（平成 11 年）７月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（ＰＣＤＤｓ）とポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦｓ）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）を合わせた総称で、ものの燃焼や過去に使用されていた農薬の不純物等によって非意図的に生成します。ダイオキシン類には、200 を超える物質がありますが、このうち毒性があると見なされているのは 29 種類です。

この法律の中で、「都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。」と言う規定があり、神奈川県はダイオキシン類調査測定計画を作成し、調査を行なっており、本市でも県と調整しながら独自に大気、河川の水質及び底質の調査を実施しています。

ダイオキシン類には、大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係わる環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が設定されています。大気の環境基準値は 0.6pg-TEQ／m^3以下、水質の環境基準値は１pg-TEQ／L 以下、土壌環境基準値は

1000pg-TEQ／g 以下とそれぞれ設定されています(大気及び水質の基準値は、年間平均値とする)。さらに 2002 年（平成 14 年） 7 月 22 日にダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準（150pg-TEQ／g 以下）が告示され、同年９月１日から適用されています。

(1) 調査結果

令和５年度は、引地川水系の環境基準点である富士見橋、境川水系の環境基準点の境川橋の２地点で調査を実施しました。調査の結果は以下のとおりです。

水質は両地点で環境基準を達成していました。

注) 毒性等価係数は、WHO-TEF(2006)を使用しています。

① 河川水質（市調査）

環境基準値１pg-TEQ/L　　単位：pg-TEQ/L

水系	年度／調査地点	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
引地川	富士見橋	0.13	0.061	0.079	0.11	0.058	0.083	0.10	0.089	0.11	0.051
	大山橋	0.26	0.078	0.065	0.072	0.084	0.047	0.12	0.078	0.052	－
不動川	不動川橋	0.039	0.033	0.041	0.039	0.11	0.034	0.039	0.039	0.041	－
小糸川	根下橋	0.044	0.047	0.048	0.061	0.037	0.040	0.046	0.044	0.062	－
蓼川	新境橋	0.10	0.093	0.087	0.12	0.11	0.070	0.088	0.097	0.17	－
一色川	稲荷山橋・下中村橋※1	0.096	0.049	0.19	0.062	0.040	0.72	0.049	0.071	0.062	－
境川	大道橋	0.051	0.064	0.052	0.048	0.099	0.046	0.047	0.049	0.070 ※2	－
	境川橋	0.058	0.055	0.046	0.052	0.053	0.043	0.041	0.054	0.055	0.033
柏尾川	川名橋	0.068	0.081	0.054	0.058	0.054	0.045	0.048	0.076	0.061	－
白旗川	陣屋橋	0.046	0.037	0.045	0.042	0.050	0.065	0.038	0.056	0.059	－
滝川	船玉橋	0.10	0.051	0.044	0.043	0.032	0.037	0.037	0.050	0.059	－
相模川 小出川	追出橋	0.16	0.17	0.16	0.13	0.19	0.18	0.11	0.18	0.15	－
目久尻川	道庵橋	0.054	0.078	0.070	0.11	0.13	0.073	0.072	0.093	0.091	－
目久尻川	久保田橋	0.045	0.17	0.079	0.090	0.14	0.14	0.14	0.16	0.14	－

※1　令和元年以降は下中村橋にて測定

※2　令和４年は橋梁工事等のため東橋にて測定

② 河川底質（市調査）

環境基準値 150pg-TEQ/g　　単位：pg-TEQ/g

水系	年度／調査地点	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
引地川	富士見橋	0.54	0.25	0.53	0.38	0.42	0.35	0.42	0.41	0.45	－
	大山橋	1.7	1.9	1.5	1.1	0.50	0.88	1.9	2.7	0.23	－
境川	大道橋	0.20	0.24	0.40	0.61	0.43	0.15	0.33	0.81	0.36	－
	境川橋	0.19	0.49	0.35	0.25	0.48	0.17	0.30	0.24	0.35	－
柏尾川	川名橋	0.54	0.82	0.96	0.96	0.80	0.98	0.64	0.52	1.3	－

③ 河川水質（県調査）

環境基準 1pg-TEQ/L　　単位：pg-TEQ/L

水系	年度／調査地点	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
境川	境川橋	0.063	0.047	0.067	0.044	0.067	0.071	0.071	0.077	0.028	―
引地川	富士見橋	0.12	0.20	0.13	0.053	0.11	0.12	0.13	0.078	0.058	―

④ 河川底質（県調査）

環境基準 150pg-TEQ/g　　単位:pg-TEQ/g

水系	年度／調査地点	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
境川	境川橋	0.25	―	―	―	0.52	―	―	―	―	―
引地川	富士見橋	0.50	―	―	―	0.35	―	―	―	―	―

⑤ 海域水質、底質（県調査）（※）

単位:水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水系	年度／調査地点	平成 14	平成 17	平成 20	平成 23	平成 30	令和元	令和３	令和４	令和５
相模湾	辻堂沖（上段水質、下段底質）	0.050	0.061	0.046	0.045	―	0.066	―	―	―
		0.91	1.4	0.90	0.62	―	0.43	―	―	―

（※）平成15～16,18～19,21～22,24～30年度,令和2～5年度については、藤沢市内の調査はありませんでした。

⑥ 目久尻川汚染状況確認調査（県調査）

平成 12 年度に目久尻川（寒川町宮山大橋）において水質環境基準を超えたことから、神奈川県では原因究明のため調査を行ってきました。これまでの調査で、過去に使用された水田農薬由来による基準超過であると推定されましたが、引き続き汚染状況の確認のため、調査を行っているものです。調査結果は以下のとおりです。

■ 目久尻川汚染状況確認調査（県調査）

環境基準 1pg-TEQ/L　　単位：pg-TEQ/L

水系	年度／調査地点	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
目久尻川	流入水（寒川町宮山）	1.1	1.4	0.79	1.2	0.75	0.71	0.88	1.0	1.9	2.4

※令和４年度から、過去の調査において年間で最も濃度が高い夏季の調査結果となっています。

⑦ 大気（市及び県調査）

令和５年度は、神奈川県の測定計画に合わせ藤沢市役所（一般環境測定局）で大気調査を実施しました。次回調査は、令和７年度を予定しています。

■ 令和５年度調査結果

単位：pg-TEQ／m^3

調査地点＼調査日		1/22～1/29	環境基準値
市調査	藤沢市役所	0.0040	0.6
県調査	御所見小学校	0.0097	

■ **経年変化**

単位：pg-TEQ／m^3

調査地点＼年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和5	環境基準値
藤沢市役所	0.019	0.024	0.017	0.0089	0.014	0.011	0.013	0.012	0.031	0.0040	0.6
御所見小学校	0.028	0.029	0.026	0.017	0.021	0.021	0.023	0.024	0.019	0.0097	

■ **県内常時監視結果　（常時監視調査全地点）**

単位：pg-TEQ／m^3

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和5
最大値	0.062	0.054	0.034	0.047	0.022	0.030	0.034	0.037	0.030	0.016
最小値	0.011	0.011	0.0084	0.0074	0.0068	0.0070	0.0054	0.0053	0.0082	0.0032
平均値	0.023	0.023	0.018	0.012	0.016	0.016	0.015	0.016	0.019	0.0081

２　環境化学物質

本市では、ダイオキシン類を除くその他の化学物質として、「外因性内分泌かく乱化学物質」（いわゆる環境ホルモン）と言われているものを中心に、1998 年（平成 10 年）から環境調査を実施しています。

「外因性内分泌かく乱化学物質」とは、国によると、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」とされています。

内分泌かく乱作用を疑われている物質には、ダイオキシン類をはじめ、ＰＣＢ、プラスチックの原料として使われているビスフェノールＡや漁網や船底の防汚剤に含まれていた有機スズ化合物、また農薬など様々なものがあります。

環境省は、「環境ホルモン戦略計画　SPEED’98」（2000 年（平成 12 年）11 月版）に基づき、平成 12 年度から環境リスク評価に係る具体的な取組みを行い、平成 12 年度は 12 物質、平成 13 年度は８物質、平成 14 年度は 24 物質、平成 15 年度は８物質を選定して、有害性評価を行いました。

このうち 2001 年（平成 13 年）８月には、工業用の洗剤の原料などに広く使われているノニルフェノールが、魚類のメス化に強い影響を与えていることを世界で初めて確認しました。さらに 2002 年（平成 14 年）６月には、工業用の界面活性剤やプラスチックの可塑剤に含まれる化学物質 4－オクチルフェノールにも魚類をメス化する内分泌かく乱作用があることがわかりました。哺乳動物に対しては、ラットを用いてヒト推定暴露量を考慮した用量で試験を行いましたが、明らかな内分泌かく乱作用は認められませんでした。

このため、環境省では、「環境ホルモン戦略計画　SPEED’98」の見直しを行い、2005 年（平成 17 年）３月「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について―ExTEND2005―」を公表し、今後は、内分泌かく乱作用だけに着目することなく、総合的な調査・研究を推進していくこととなりました。

さらに、2009 年（平成 21 年）11 月から環境省の「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及びその下に設置された ExTEND2005 の運営に係る４つの検討部会において、これまでの取組み状況をレビューするとともに、今後の進め方に関する方針や重点的に実施すべき課題について検討し 2010 年（平成 22 年）７月「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針―EXTEND2010―」を公表しました。ここでは、環境行政の中で化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理することを目標として、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を加速化することに力点を置くことにしました。また、この EXTEND2010 の枠組みを整理統合し所要の改善を加えた上で、向こう５年間程度を見据えた新たなプログラムを構築するため、2016 年（平成 28 年）６月に EXTEND2016 を公表しました。現在は 2022 年（令和４年）10 月に発表された EXTEND2022 において、試験・評価の対象を工業化学物質に加え、農薬、医薬品を含むＰＰＣＰｓ（Pharmaceuticals and Personal Care Products）等についても積極的に検討することとし、引き続き評価手法の確立と評価の実施を行っていくとしています。

(1) 水質調査

国のＰＲＴＲ（環境汚染物質排出移動登録）パイロット調査で、藤沢市及び近隣自治体で使用・排出されていた物質（ビスフェノールＡ、フタル酸ジーｎ－ブチル）、「環境ホルモン戦略計画 SPEED’98（2000 年（平成 12 年）11 月版）」にリストアップされていた物質（ダイオキシン類を

除く）及び人間等の尿中に含まれる女性ホルモンである１７βーエストラジオール並びに「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出において県内で排出量が多かった物質等を中心に、神奈川県の調査計画の実施状況等を勘案し選定しています。今後は要監視項目・要調査項目等の指定状況や「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2022－」を踏まえて調査物質を選定し調査していきます。

令和５年度は、令和４年度までに実施していた調査物質を選定しなおし、調査を行いました。水質及び底質の調査結果については、以下のとおりです。引地川でポリオキシエチレンアルキルエーテルが全国調査検出範囲を超えていましたが、その他においてはいずれも全国調査結果の範囲内でした。

■　**令和５年度環境化学物質調査結果（河川）**

単位：水質μg／L、底質μg／kg(dry)

SPEED'98	採水地点／物質名	境川(境川橋)		引地川(富士見橋)		全国調査検出範囲(水質)※1	全国調査検出範囲(底質)※1	主な用途
		水質	底質	水質	底質			
—	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝｱﾙｷﾙｴｰﾃﾙ	2.0	－	9.9	－	<5	－	台所・洗濯洗剤　化粧品の乳化剤
—	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝﾉﾆﾙﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ(n=2～15)※2	0.0068	－	0.0073	－	0.018～1.3	－	工業用界面活性剤等
36	4-t-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	0.0015	0.24	0.0018	0.33	ND～0.13	ND～220	界面活性剤の原料、分解生成物
37	ﾋﾞｽﾌｪﾉｰﾙA	0.0088	0.75	0.018	0.52	ND～19	ND～200	樹脂の原料
40	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ	0.029	1.4	0.036	<0.3	ND～1.1	ND～810	プラスチックの可塑剤
43	ﾍﾞﾝｿﾞ(a)ﾋﾟﾚﾝ	0.0005	0.089	<0.0005	0.10	ND～0.07	ND～2100	非意図的生成物のため無し
—	17β-ｴｽﾄﾗｼﾞｵｰﾙ	0.11	<0.003	0.05	<0.003	ND～0.028	ND～16	女性ホルモン
38	ﾌﾀﾙ酸ﾋﾞｽ(2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)	1.3	100	0.38	63	ND～6.6	ND～2,200	塩化ビニル製品の可塑剤

※1　各々の化学物質の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果（測定年）から出典。
※2　nは、オキシエチレン基の数を示しています。

(2) 大気調査

大気への排出実態等を考慮して平成10年度に環境庁が実施した全国調査の対象物質のうち、全国的に未検出であった物質等を除いた、フタル酸エステル類の７物質及びアジピン酸ジー２－エチルヘキシルの合計８物質について、藤沢市役所で調査した結果は、以下のとおりです。

その濃度は、いずれも全国調査結果の範囲内でした。

■　**令和５年度調査結果（大気）**　　単位：ng／m^3

SPEED'98	調査物質	調査結果	H10 全国調査
38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	23	ND～360
39	フタル酸ブチルベンジル	<0.6	ND～5.5
40	フタル酸ジ-n-ブチル	29	ND～160
41	フタル酸ジシクロヘキシル	<0.23	ND～4.9
42	フタル酸ジエチル	3.9	ND～18
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.3	ND～21
63	フタル酸ジペンチル	<0.3	ND～1.5
65	フタル酸ジプロピル	<0.17	ND～2.0

（備考）NDは、検出下限値未満の値であることを示します。

第４節　地盤沈下

１　概要

地盤沈下は、環境基本法により典型７公害の一つとされており、他の公害と異なった特徴としては、進行が緩慢で確認しにくいことと、健康被害に直接影響がないため、社会的認識に乏しいことです。

地下水の過剰な摂取が行われてきた背景としては、良質な水が容易に取得できること、生活水準の向上や各種産業の発展等により水需要が増大したこと及び深井戸のさく井技術の発達により大量の深層地下水の採取が可能となったことがあげられます。

神奈川県における対策としては、工業用水法による規制と神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）による規制があります。

本市は、工業用水法の規制については規制地域の指定がなされておらず、又、県条例では「指定地域の周辺地域（施行規則第 78 条)」であり、地下水採取の許認可は必要ありませんが、一定規模以上（吐出口の断面積の合計が６cm^2 を超える）の揚水機を設置して地下水を採取しようとする事業者は、藤沢市に地下水の採取量等の測定・報告の義務が 2001 年（平成 13 年）４月１日から生じています。

本市では、1977 年（昭和 52 年）８月から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。2009 年度（平成 21 年度）からは隔年で実施しています。2023 年度（令和５年度）は水準測量を実施しました。

２　地盤沈下のしくみ

地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって地盤沈下が起こります。

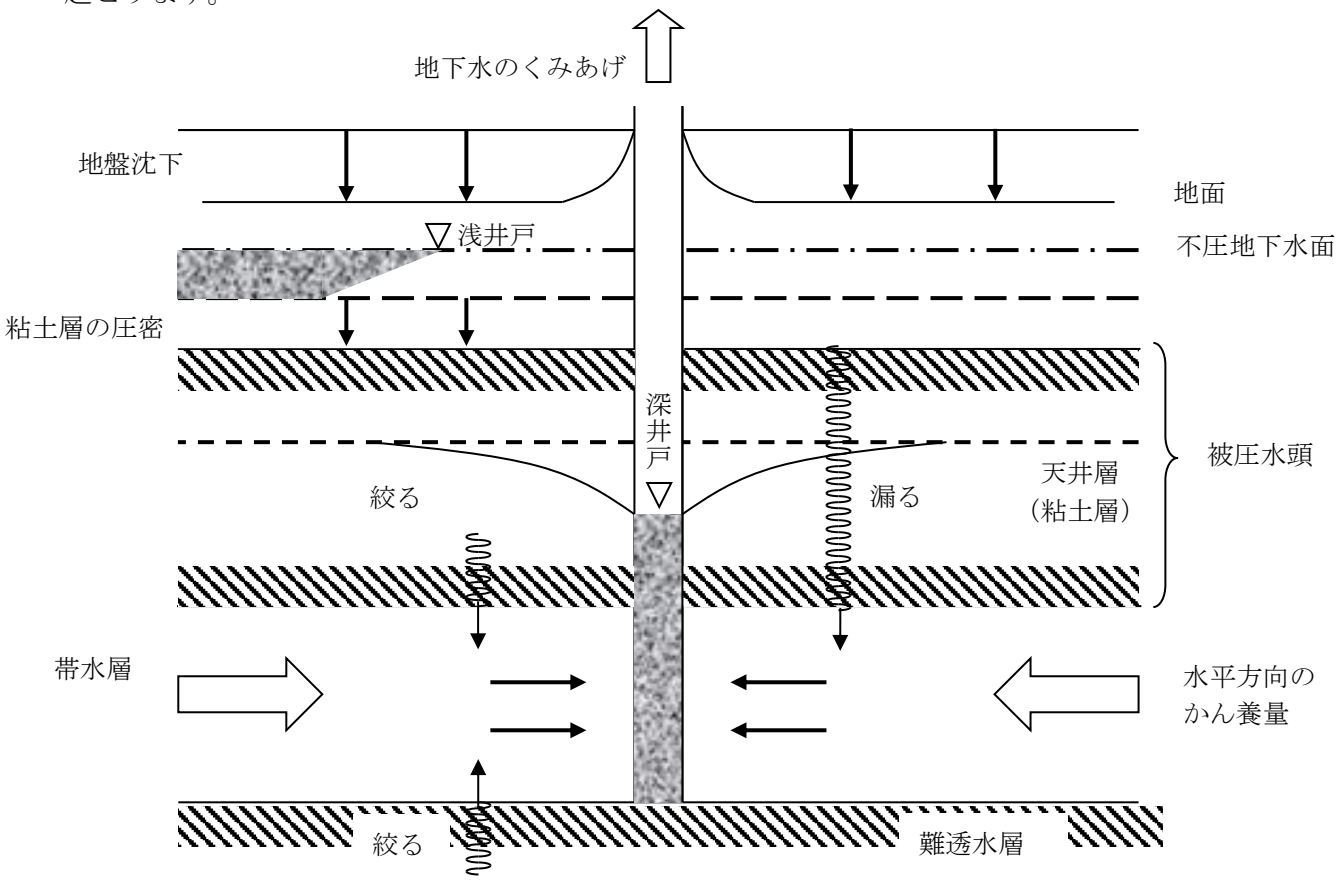

■ 地盤沈下のしくみ

3　観測略図

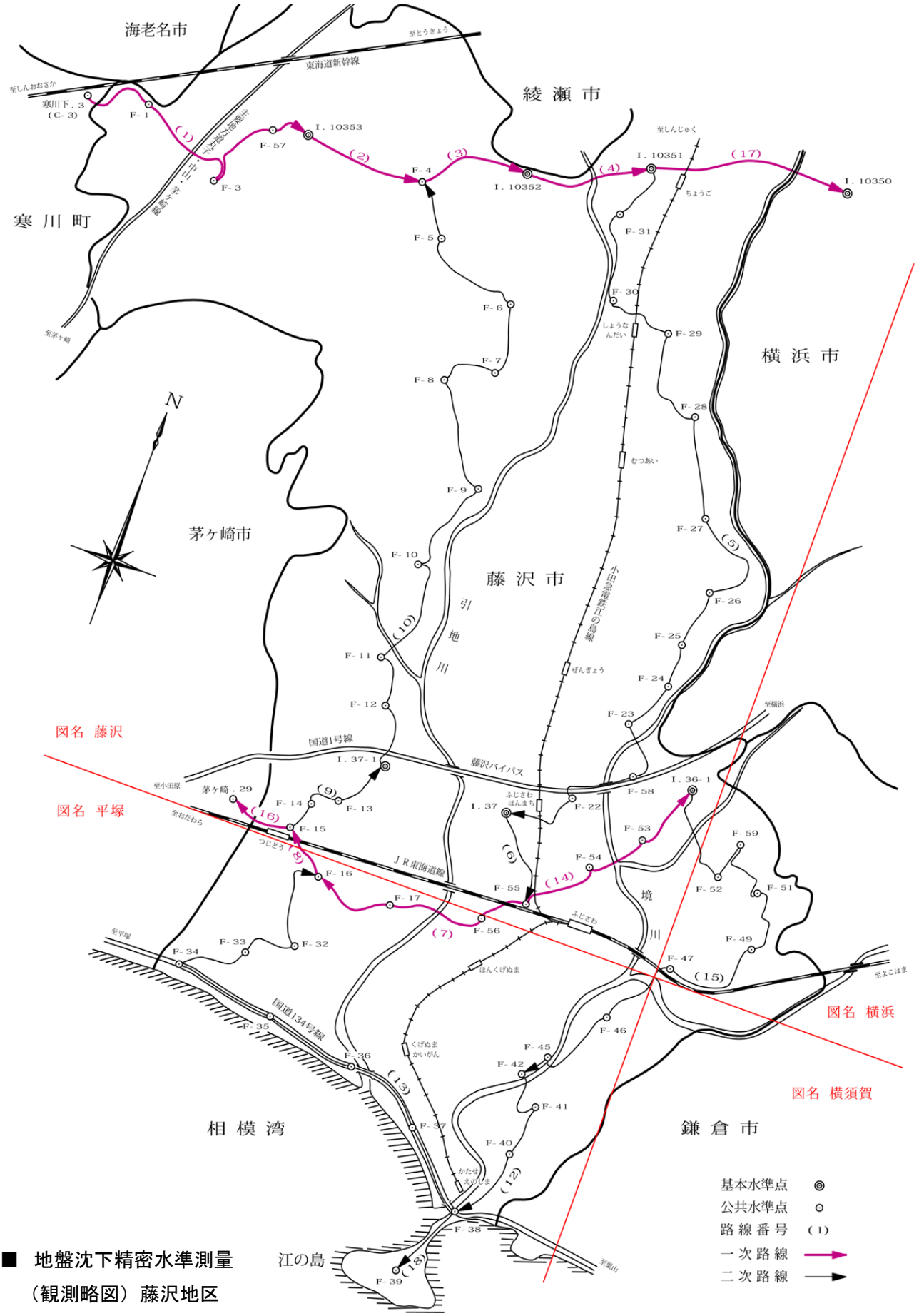

■　地盤沈下精密水準測量
（観測略図）藤沢地区

4　成果表

■　幹線成果を基準とした地盤沈下調査水準測量成果表

世界測地系（測地成果 2011）　　観測の基準日 2024 年（令和６年）1 月 1 日

水準点番号	位　　置	Ｒ５年度成果［Ⅰ］　(m)	Ｒ３年度成果［Ⅱ］　(m)	変動量［Ⅰ]-[Ⅱ](mm)	備　　考
I.10350	中和田公園	38.8072	38.8082	-1.0	
I.10351	藤沢市長後市民センター	39.4081	39.4081	0.0	
I.10352	道路敷（下土棚１８２５付近）	37.3320	37.3348	-2.8	
I.10353	藤沢市北消防署御所見出張所	46.2073	46.2089	-1.6	
I.36-1	道路敷（大鋸９６９番２付近）	49.7712	49.7684	2.8	
I.37	藤沢 4 丁目	11.5395	11.5365	3.0	
I.37-1	エンゼルハイム藤沢羽鳥	16.0346	16.0343	0.3	
寒川下. 3	倉見神社	16.7881	16.7907	-2.6	
茅ヶ崎.29	湘南 CORUN　ENERGY 株式会社	12.0831	12.0834	-0.3	
F -1	長沢牧場	13.2887	13.2905	-1.8	
F -3	藤沢市中里市民の家	17.5006	17.5034	-2.8	
F -4	豊受神社	34.6397	34.6436	-3.9	
F -5	藤沢市菖蒲沢市民の家	36.3578	36.3619	-4.1	
F -6	リサイクルプラザ藤沢	32.6188	32.6238	-5.0	
F -7	藤沢市立桐原公園	32.6383	32.6424	-4.1	
F -8	東京ラヂエーター製造株式会社	34.0895	34.0944	-4.9	
F -9	佐波神社	31.7298	31.7340	-4.2	
F - 10	藤沢市立北の谷公園	17.6868	17.6880	-1.2	
F - 11	藤沢市立舟地蔵公園	11.3109	11.3148	-3.9	
F - 12	宗賢院	11.5831	11.5833	-0.2	
F - 13	藤沢市立羽鳥うちこし公園	13.2489	13.2497	-0.8	
F - 14	藤沢市明治市民センター	12.9151	12.9159	-0.8	
F - 15	辻堂新町 1-1-25　先	12.9799	12.9809	-1.0	
F - 16	藤沢市立八松小学校	10.9301	10.9308	-0.7	
F - 17	藤沢市立一の坪公園	8.6006	8.6005	0.1	
F - 22	藤沢市立御殿辺公園	9.7713	9.7722	-0.9	
F - 23	藤沢市立第二伊勢山辺公園	12.4708	12.4668	4.0	
F - 24	西俣野ポンプ場	9.2821	9.2817	0.4	
F - 25	神明神社	13.5720	13.5688	3.2	

水準点番号	位　　置	Ｒ５年度成果［Ⅰ］　(m)	Ｒ３年度成果［Ⅱ］　(m)	変動量［Ⅰ]-[Ⅱ](mm)	備　　考
F - 26	御嶽神社	10.9799	10.9767	3.2	
F - 27	藤沢市立唐池公園	40.6039	40.6069	-3.0	
F - 28	神奈川県立藤沢工科高校	37.6393	37.6406	-1.3	
F - 29	藤沢市立湘南台公園	37.1554	37.1578	-2.4	
F - 30	藤沢市立渋谷原公園	32.9490	32.9557	-6.7	
F - 31	白山神社	28.0885	28.0887	-0.2	
F - 32	藤沢市辻堂市民センター	12.4810	12.4814	-0.4	
F - 33	藤沢市立高砂小学校	8.3525	8.3531	-0.6	
F - 34	藤沢市辻堂浄化センター	4.7727	4.7716	1.1	
F - 35	藤沢警察署浜見山交番	6.9293	6.9299	-0.6	
F - 36	藤沢市南消防署鵠沼出張所	3.7499	3.7507	-0.8	
F - 37	鵠沼公園歩道橋	3.1034	3.1033	0.1	
F - 38	江の島大橋入口	4.6659	4.6661	-0.2	
F - 39	藤沢市江の島市民の家	25.6809	25.6808	0.1	
F - 40	藤沢市片瀬市民センター	6.4387	6.4383	0.4	
F - 41	藤沢市立片瀬小学校	9.5877	9.5880	-0.3	
F - 42	藤沢市立藤が谷公園	3.6075	3.6068	0.7	
F - 45	藤沢市立藤が谷ポンプ場	6.0973	6.0970	0.3	
F - 46	藤沢市立新林小学校	9.8521	9.8522	-0.1	
F - 47	藤沢市立村岡小学校	6.7237	6.7236	0.1	
F - 49	藤沢市立高谷小学校	29.5840	29.5840	0.0	
F - 51	藤沢市立天岳院下公園	28.7246	28.7239	0.7	
F - 52	藤沢市立柄沢公園	31.0293	31.0290	0.3	
F - 53	遊行寺	21.3093	21.3074	1.9	
F - 54	藤沢市立藤沢小学校	24.0708	24.0691	1.7	
F - 55	藤沢市生きがい福祉センター	10.7051	10.7041	1.0	
F - 56	藤沢市立鵠沼小学校	7.5919	7.5907	1.2	
F - 57	藤沢市立御所見小学校	27.9631	27.9666	-3.5	
F - 58	藤沢市立大清水中学校	10.9086	10.9092	-0.6	
F - 59	藤沢市立宮ノ下公園	37.0324	37.0327	-0.3	

「2011 年（平成 23 年）東北地方太平洋沖地震」による地殻変動により、測量の基準である日本水準原点の原点数値の改正が行われました。算出した成果は、改正された原点数値に基づく成果です。

第5節　騒音・振動

1　概要

騒音とは「好ましくない音」及び「やかましい音」の総称で、騒音であるか否かは聞く人の心理状態によっても左右されます。

振動とは、機械等から発生した「揺れ」が地盤等を伝わっていくものをいいます。

騒音や振動には、工場・事業場や建設現場等の固定発生源から発生するものや、自動車や鉄道あるいは、航空機等の移動発生源から発生するものがあり、これらについては、環境基本法、騒音規制法及び振動規制法で環境基準等が定められています。

なお、2012年（平成24年）4月1日に環境基準等に係る地域指定等を定める事務が神奈川県から本市に委任されています。

(1) 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準」が定められています。

なお、地域の類型について、本市では平成24年藤沢市告示第362号「騒音に係る環境基準の地域の類型に当てはめる地域について」で定めています。

■　環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）

1　時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2　ＡＡを当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域（第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域）をいう。

4　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域（第一種及び第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域）とする。

5　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）とする。

6　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

■　道路に面する地域における環境基準

地　域　の　区　分	基　準　値	
	昼　　間	夜　　間
	午前６時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前６時まで
A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（備考）

車線とは一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

なお、騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとします。

■　幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

基　　準　　値	
昼　　間 午前６時から 午後 10 時まで	夜　　間 午後 10 時から 午前６時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
（備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

（備考）

１　「幹線交通を担う道路」とは、「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」第１条第２項から次に掲げる道路のことを言います。

(1)　道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）。

(2)　前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路。

２　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」第３条から幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路の敷地の境界から次に示す距離の範囲を言います。

(1)　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル

(2)　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

3　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

(2) 自動車騒音・振動の限度

騒音規制法第 17 条第１項及び振動規制法第 16 条第１項の規定に基づき、指定地域内における自動車騒音・振動の限度が定められています。これは、自動車騒音・振動が限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できることになっています。

■　騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

単位：デシベル

区域の区分	a 地域		b 地域		c 地域	
時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6:00～22:00	22:00～6:00	6:00～22:00	22:00～6:00	6:00～22:00	22:00～6:00
１車線	65	55	65	55	75	70
２車線以上	70	65	75	70	75	70
幹線道路を担う道路に近接する空間	75	70	75	70	75	70

（備考）

区域の区分について、本市では平成 24 年藤沢市告示第 364 号「指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域について」により、次のとおりとしています。

１　a 地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。

２　b 地域は、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域とする。

３　c 地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

４　騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

■　振動規制法第 16 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車振動の限度

時間の区分 / 区域の区分	昼　　間	夜　　間
	8:00～19:00	19:00～8:00
第　1　種　区　域	65 デシベル	60 デシベル
第　2　種　区　域	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

区域の区分及び時間の区分について、本市では平成 24 年藤沢市告示第 367 号「振動規制法施行規則別表第２の備考１の規定に基づく区域の区分及び時間の区分について」により、次のとおりとしています。

１　第１種区域とは、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域をいう。

２　第２種区域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

３　昼間とは、午前８時から午後７時までをいう。

４　夜間とは、午後７時から午前８時までをいう。

２　騒音・振動調査

(1) 道路交通騒音調査

① 測定地点

主要幹線道路における道路交通騒音を把握するため、昭和 55 年度から国道 467 号線県立教育センター前において測定を実施し、平成 22 年度からは藤沢橋自動車排出ガス測定局前において測定を実施していました。平成 24 年度から騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視業務が本市の事務となったため、市内の国道、県道、４車線以上の市道の道路交通騒音について調査を行い、道路交通センサス区間（全 22 路線 45 区間）ごとに面的評価※1 を行っています。

令和５年度においては、一般国道１号、横浜伊勢原線、戸塚茅ケ崎線、藤沢厚木線及び遠藤茅ケ崎線の５路線の８区間について調査を行いました。

② 測定結果

令和５年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 8,091 戸で、そのうち昼間・夜間※2 ともに環境基準を達成したのは、7,214 戸（89.2%）でした。

■　令和５年度道路交通騒音測定結果

評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準デシベル（等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
8,091	7,214	89.2	707	8.7	0	0.0	170	2.1	70	65

※1　面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50ｍの範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出して評価する方法。

※2　昼間：６時～22 時　夜間：22 時～６時

(2) 環境騒音調査

① 測定地点

市内の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音を把握するため、16 地点で調査を実施しています。

令和５年度は、獺郷公民館、遠藤市民センター、辻堂市民図書館及び六会市民センターの４地点で実施しました。

② 測定結果

六会市民センターの夜間において、環境基準を達成しませんでした。その他の地点においては、昼夜ともに環境基準を達成しました。

■ 令和５年度一般環境騒音調査結果

単位：デシベル（等価騒音レベル）

No.	調査地点 用途地域（地域類型）	時間帯	測定結果	環境基準	環境基準の適否
1	獺郷公民館 その他の地域（市街化調整区域） (B)	昼間	47	55	○
		夜間	40	45	○
2	遠藤市民センター その他の地域（市街化調整区域） (B)	昼間	51	55	○
		夜間	41	45	○
3	辻堂市民図書館 第一種低層住居専用地域 (B)	昼間	49	55	○
		夜間	40	45	○
4	六会市民センター 準住居地域 (B)	昼間	52	55	○
		夜間	48	45	×

※　昼間：６時～22 時　　夜間：22 時～６時

(3) 航空機騒音調査

① 測定地点

本市は、厚木海軍飛行場の南側に位置し、同飛行場に飛来する米海軍及び海上自衛隊の飛行コースになっているため、航空機による騒音の被害を受けています。

そのため本市では、厚木海軍飛行場における航空機の飛行に伴う航空機騒音の実態を把握するとともに、航空機騒音にかかる環境基準の達成状況を調査するために市内５箇所（県設置２箇所を含む）に上空音識別装置を備えた航空機騒音自動観測装置を設置しています。

② 測定結果

令和５年度は測定している５箇所全ての地点で、環境基準を達成しました。

■ 令和５年度測定結果

測定地点	最高音（dB）	測定回数（回）	Lden（平均値）（dB）	環境基準（dB）	環境基準を当てはめた場合の適否
富士見台小学校	99.3	2,344	48.2	57	○
天神小学校	95.8	653	42.3	57	○
滝の沢小学校	98.8	379	42.1	57	○
明治小学校	95.7	1,356	44.3	57	○
辻堂小学校	101.2	1,251	43.9	57	○

環境基準は、Lden（平均値）と比較して評価します。

■ 測定回数からみた経年変化

単位：回

年度／測定地点	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
富士見台小学校	5,582	5,990	6,051	4,356	2,407	2,269	2,261	2,464	2,273	2,344
天神小学校	3,084	3,204	3,295	2,243	671	493	554	628	492	653
滝の沢小学校	2,465	2,661	2,721	1,818	495	486	519	467	406	379
明治小学校	3,757	3,856	3,898	2,876	1,546	1,504	1,424	1,545	1,422	1,356
辻堂小学校	3,779	3,996	4,076	2,786	1,732	1,704	1,569	1,604	1,524	1,251

航空機騒音に係る環境基準について　（抜粋）

（昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号）
改正　平５環告 91
改正　平 12 環告 78
改正　平成 19 年環告 114

環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第１　環境基準

１　環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
Ⅰ	57 デシベル以下
Ⅱ	62 デシベル以下

（注）　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

２　１の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

(1)　測定は、原則として連続７日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（L_{AE}）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。

(2)　測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

(3)　測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

(4)　評価は算式アにより１日（午前０時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

（注）　i、j及びkとは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、$L_{AE,di}$とは、午前７時から午後７時までの時間帯における i 番目の L_{AE}、$L_{AE,ej}$とは、午後７時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE}、$L_{AE,nk}$とは、午前０時から午前７時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、T_0とは、規準化時間（１秒）をいい、Tとは、観測１日の時間（86,400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

（注）　Ｎとは、測定日数をいい、$L_{den,i}$とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5)　測定は、計量法（平成４年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はＡ特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

３　１の環境基準は、１日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第６節　地下水・土壌汚染

１　地下水汚染の状況

本市では、河川や海域と同様に、神奈川県知事が定めた地下水の水質測定計画及び本市が独自に定めた地下水の水質測定計画により、市内の地下水質の測定を実施しました。

神奈川県の測定計画では、メッシュ調査を市南東部の４地点で実施し、すべての地点で環境基準を達成していました。また、定点において水質の長期的な監視を行うため、定点調査を８地点で実施し、その結果、すべての地点で環境基準を達成していました。過去に汚染が確認された地点の継続的な監視を行うため、継続監視調査を３地点で実施した結果、テトラクロロエチレンが本藤沢地区で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が遠藤地区で、クロロエチレン及び1,2－ジクロロエチレンが羽鳥地区で環境基準を超過していました。

本市の測定計画では、過去に汚染が確認された石川地区、善行地区、高倉地区、大鋸地区及び辻堂地区で継続した監視を行っています。その結果、石川地区、善行地区及び辻堂地区では環境基準を超過しており、数値は横ばいの状態が続いています。

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の環境基準は地下水の重要性及び近年における地下水の水質汚濁状況等を踏まえて、1997 年(平成９年) ３月（環境庁告示第 10 号）に設定されました。

2009 年(平成 21 年)11 月（環境省告示第 79 号）に一部改正され、1，4－ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが環境基準項目に追加され、1，1－ジクロロエチレンの環境基準が変更されました。また、従来からの環境基準項目であるシス－1，2－ジクロロエチレンと、その異性体であるトランス－1，2－ジクロロエチレンを合計した 1，2－ジクロロエチレンとして環境基準が設定されました。

2011 年(平成 23 年)10 月（環境省告示第 95 号）に一部改正され、カドミウムの環境基準が変更されました。

2014 年（平成 26 年）11 月 17 日（環境省告示第 127 号）に一部改正され、トリクロロエタンの環境基準が変更されました。

2017 年（平成 29 年） ３月 29 日（環境省告示第 31 号）に塩化ビニルモノマーをクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）に改正する省令が公布されました。

2021 年（令和３年）10 月７日（環境省告示第 63 号）に一部改正され、六価クロムの環境基準が変更されました。

【地下水の環境基準】

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1，2－ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1，1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1，2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1，1，1－トリクロロエタン	1mg/L 以下
1，1，2―トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1，3―ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1，4－ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回ることをいう。

(2) 地下水質調査の測定地点

神奈川県地下水質測定計画に基づく測定地点

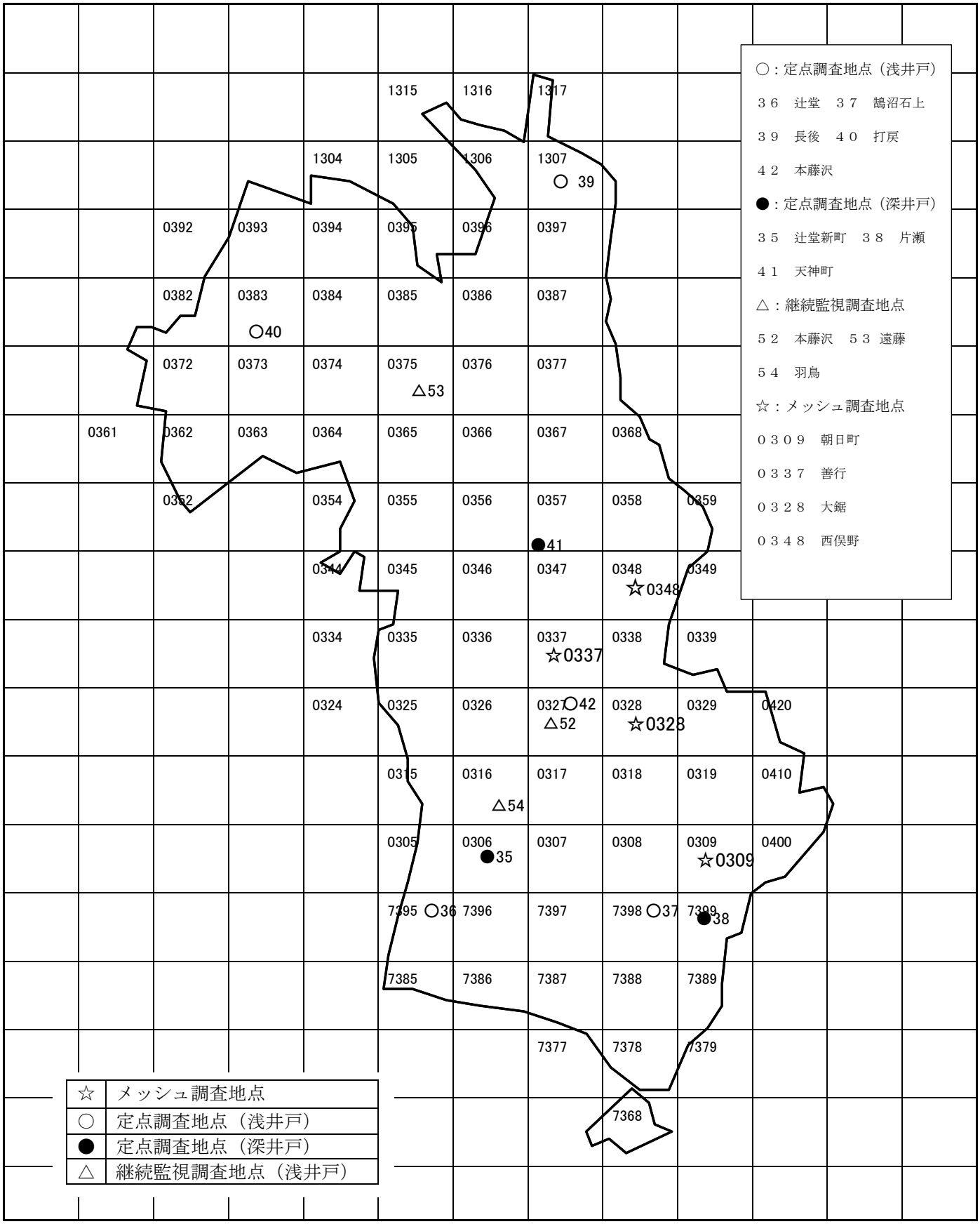

■　令和５年度藤沢市地下水質測定地点図

２　土壌汚染の対策

土壌汚染に係る環境基準は、1991 年（平成３年）に 10 物質について定められ、その後、数度の改正を経て現在では 29 項目について環境基準が設定されています。

神奈川県におきましては、工場・事業場の移転等に伴う土壌汚染対策の必要性から、1998 年（平成 10 年）に全面改正した神奈川県生活環境の保全等に関する条例に、土壌汚染に関する規定が盛り込まれました。この規定では、特定有害物質を取り扱っている事業者（過去に取り扱っていた事業者も含めて）にその使用状況の記録管理、現在までの土地の使用状況の記録管理を義務づけています。

また、土壌の移動等による公害を防止するため、土地の区画形質の変更を行う場合は、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を義務付けています。

さらに、特定有害物質使用地を譲渡する場合は、使用状況の記録を譲渡する相手方に交付するよう規定されています。

令和５年度は、特定有害物質に係る土地区画形質の変更届出が 26 件、同土壌調査報告書が 20 件あり、特定有害物質使用事業所の廃止報告書は１件でした。

国においては、1999 年（平成 11 年）に旧環境庁がそれまでの暫定指針を改正した「土壌・地下水の汚染に係る調査・対策指針」を策定したため、本市では県条例と合わせて事業者への自主的な調査を促してきました。

しかしながら、法制度がなかったことから環境省は「土壌環境保全の制度のあり方に関する検討会」で必要な制度を調査・検討してきました。その結果、2003 年（平成 15 年）２月 15 日に「土壌汚染対策法」が施行されました。また、2009 年(平成 21 年) ４月 24 日には改正土壌汚染対策法が公布、汚染土壌処理業の許可に関する事務が 2009 年(平成 21 年)10 月 22 日に施行され、一定規模以上（3,000 ㎡以上）の土地の形質変更を行う場合は、事前に届出を行い、特定有害物質の使用等の履歴が確認された場合は、土壌汚染状況調査を行うことを命じる等の事務が、2010 年(平成 22 年) ４月１日から施行されました。また、2017 年(平成 29 年) ５月 19 日に改正土壌汚染対策法が公布され、一時的免除中の土地における一定規模以上の土地の形質の変更時の届出事務等が 2018 年(平成 30 年)　４月１日及び 2019 年(平成 31 年)　４月１日の２段階で施行されました。

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届区域等については、令和５年度末時点で形質変更時要届出区域が４件指定されています。

【土壌の汚染に係る環境基準】

項　　目	環　境　上　の　条　件
カドミウム	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下 農用地においては、米１kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下
六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下
砒素	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下 農用地（田に限る）においては土壌１kg につき 15mg 未満
総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において土壌１kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下
１，２－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下
１，１－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下
１，２－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下
１，１，１－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 1mg 以下
１，１，２―トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下
１，３―ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下
ほう素	検液１Ｌにつき 1mg 以下
１，４－ジオキサン	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下

備考

１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

３　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

５　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

第７節　事業場指導

１　公害関係法令に基づく届出の状況

(1) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。また、工場等から排出される汚水等によって、人の健康にかかる被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任についても定められています。

この法律は、1970 年（昭和 45 年）のいわゆる「公害国会」において、水質保全法・工場排水規制法に代わり制定され、1970 年（昭和 45 年）12 月 25 日に公布されました。

その後、1972 年（昭和 47 年）に大気汚染防止法と同様に無過失損害賠償責任が盛り込まれ、1978 年（昭和 53 年）に閉鎖性水域における水質総量規制制度の導入、1989 年（平成元年）に地下水質の保全に関する事項が追加され、1990 年（平成２年）に生活排水対策の推進に関する事項が盛り込まれ、2012 年（平成 24 年）には地下水汚染の未然防止のための届出対象施設の拡大、構造基準の適用等の改正を経て現在に至っています。

この法律に基づく各種の届出の受理等の事務は、1974 年（昭和 49 年）から本市に委任されています。

■ 令和５年度水質汚濁防止法　届出件数

届 出 状 況		件数
第５条	特定施設の設置	30
第５条３項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	0
第６条	特定施設の使用	0
第７条	特定施設の構造等の変更	29
第９条	第５条に係る期間短縮	27
	第７条に係る期間短縮	25
第 10 条	氏名の変更	22
	特定施設の廃止	31
第 11 条	承継	4
計		168
特定事業場数		221
有害物質貯蔵指定事業場数　※		10(10)

※（）の数字は特定事業場に該当している事業場数

(2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、工場および事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や一般粉じん・特定粉じん（アスベスト）の排出等を規制することや、自動車排出ガスの許容限度を定めること等により大気汚染の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。さらには、公害健康被害者の救済を図るため原因者に故意・過失が無くても賠償するという無過失損害賠償責任の原則が採用されています。

この法律は、1968 年（昭和 43 年）12 月 1 日に施行されました（これに伴い、それまでのばい煙規制法は廃止されました。）。その後、1970 年（昭和 45 年）のいわゆる「公害国会」において経済調和条項を削除するなど大幅な改正を行いました。更に 1972 年（昭和 47 年）に無過失損害賠償責任が盛り込まれ、1974 年（昭和 49 年）には総量規制方式の導入、そして 1989 年（平成元年）にはアスベストを、2004 年（平成 16 年）には揮発性有機化合物（ＶＯＣ）を、2018 年（平成 30 年）には水銀を規制の対象に加える、2022 年(令和４年)には石綿事前調査結果報告制度の創設などの改正を経て、現在に至っています。

本市では、1980 年（昭和 55 年）から地方自治法第 153 条第２項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和 55 年神奈川県規則第 118 号）により、大気汚染防止法に関する事務は、工場を含めて委任されてきました。その後、1994 年（平成６年）４月１日に大気汚染防止法第 31 条に基づき事業場に係る規制事務が委任されました。工場に関する事務は、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」（平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号）で委譲されています。

■ 令和５年度大気汚染防止法　届出件数

届 出 状 況		件数
第６条	ばい煙発生施設の設置	2
第８条	ばい煙発生施設の変更	0
第 10 条	第６条に係る期間短縮	2
	第８条に係る期間短縮	0
第 11 条	氏名等変更	12
	ばい煙発生施設の廃止	1
第 12 条	承継	0
第 17 条の 13	揮発性有機化合物排出施設の氏名等変更	0
第 18 条第 1 項	一般粉じん発生施設の設置	0
第 18 条の 13	一般粉じん発生施設の氏名等変更	1
	一般粉じん発生施設の廃止	0
第 18 条の 15	石綿事前調査結果報告	3188
第 18 条の 17	特定粉じん排出等作業の実施	9
第 18 条の 28	水銀排出施設の設置	0
第 18 条の 29	水銀排出施設の使用	0
第 18 条の 30	水銀排出施設の変更	0
第 18 条の 36	水銀排出施設の廃止	0
第 27 条	大気汚染防止法に基づく通知（電気事業法）	6
計		3221 (33)
ばい煙発生施設設置工場・事業場		114

揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数	2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数	4
水銀排出施設設置工場・事業場数	3

※（）は石綿事前調査結果報告数を除いた数です。
※特定粉じん発生施設はありません

(3) 騒音規制法・振動規制法

騒音規制法は、工場騒音や建設騒音等の産業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることにより、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として 1968 年（昭和 43 年）６月 10 日に公布されました。

振動規制法も、騒音規制法と同様に工場振動や建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることにより、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。公害防止対策基本法(現環境基本法)制定後９年を経た 1976 年（昭和 51 年）６月 10 日に、公布されました。これは、振動測定技術や基準設定のための単位をめぐる難しさのため遅れたものです。

■　令和５年度騒音規制法・振動規制法　届出件数

届 出 状 況		件 数	
		騒音	振動
第６条	特定施設の設置	1	0
第７条	特定施設の使用	0	0
第８条	特定施設の数等の変更	1	4
第 10 条	氏名の変更	23	11
	特定施設の全ての廃止	0	0
第 11 条	承継	0	0
第 21 条騒音規制法・第 18 条振動規制法に基づく通知（電気事業法・ガス事業法）		0	0
計		25	15
特定工場数		265	123
第 14 条	特定建設作業	153	95

(4) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

この法律は、2002 年(平成 14 年) 5 月 29 日に公布、2003 年(平成 15 年) 2 月 15 日に施行され、その後、2010 年(平成 22 年)には、一定規模以上の土地の形質変更届の創設等大幅な改正が行われました。2019 年（令和元年）には、一時免除中の土地の形質変更時の届出義務が創設されました。なお、調査報告受理等の事務は、藤沢市に委任されています。

■ 令和５年度土壌汚染対策法　届出件数

届出状況		件数
第３条	第1項土壌汚染状況調査結果報告書	1
	第3条第1項ただし書の確認申請書	13
	第3条第5項土地利用方法変更	0
	第3条第7項一定の規模以上の土地の形質変更	7
	第3条第8項土壌汚染状況調査結果報告書	5
第４条	第1項一定の規模以上の土地の形質変更	14
	第2項土壌汚染状況調査結果報告書	4
	第3項土壌汚染状況調査結果報告書	0
第１２条	形質変更時要届出区域内における形質変更	2
第１４条	区域指定の申請	0
第１６条	汚染土壌の区域外搬出届	0
	基準適合認定申請	0
規則第１６条第５項	承継届	0
規則第 59 条の２第２項第３号	要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書	0
計		46

(5) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。この法律は、1971 年（昭和 46 年）６月 10 日に公布されました。

この法律に関する事務は、1977 年（昭和 52 年）から本市に委任されています。大気汚染防止法の工場に係る事務は本市に委任されていないことからこの法律でも委任されませんが、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」により、大気関係に関する工場について委譲されています。ダイオキシン類対策特別措置法は本市に委任されていないので、この法律の事務も委任されていません。

■　令和５年度特定工場における公害防止組織の整備に関する法律　届出件数

届 出 状 況	件 数
公害防止統括者	8
大気関係公害防止管理者	3
水質関係公害防止管理者	2
騒音・振動関係公害防止管理者	1
粉じん関係公害防止管理者	2
計	16
特定工場数	34

(6) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県での公害防止の条例上の取組は、公害の進展状況、また、公害関係の法律の整備を踏まえ幾度も制定、改正されてきました。

それまでの「神奈川県公害防止防止条例」（昭和 53 年神奈川県条例第１号。以下「旧条例」という。）は、事業場を総合的に規制し、さらに事業者側の自主規制の責務を設ける等事業所からの公害を防止するものでした。

しかしながら、今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排ガスによる大気汚染や水質汚濁などの都市に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題にまで拡大しているため、公害防止の観点に止まらず広く環境保全上の支障の防止に向けた取り組みが必要ということで、旧条例を全面改正して「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成９年神奈川県条例第 35 号）を制定し、この後、2001 年（平成 13 年）から５年ごとに改正を重ね、現在に至っています。この条例に基づく届け出事務については、神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」（平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号)により委譲されています。

■　令和５年度神奈川県生活環境の保全等に関する条例　届出件数

	届　出　内　容	件数
第３条	指定事業所設置許可申請書	3
第７条	指定施設設置工事完了届出書	2
第８条１項	指定事業所に係る変更許可申請書	47
第８条２項	指定事業所に係る変更完了届出書	29
第８条３項	指定事業所に係る変更計画中止届出書	1
第 10 条	指定事業所に係る変更届出書	60
第 11 条３項	指定事業所に係る地位承継届出書	5
第 12 条	指定事業所廃止等届出書	6
第 12 条	指定事業所休止等届出書	0
第 18 条２項	環境管理事業所認定申請書	0
第 18 条の２　２項	優良環境管理事業所認定申請書	0
第 21 条	環境管理事業所に係る変更届出書	0
第 42 条の３	化学物質使用状況報告書	77
第 52 条の５	石綿排出等作業管理計画等届出書	9
第 52 条の６	石綿排出等作業完了報告書	10
第 56 条の２　１項	大型小売店夜間小売業開始	0
第 56 条の２　２項	大型小売店夜間小売業変更計画	0
第 56 条の２　３項	大型小売店夜間小売業変更	1
第 56 条の２　４項	大型小売店夜間小売業廃止届	2
第 59 条３項	特定有害物質使用事業所廃止報告書	1
第 60 条１項	特定有害物質使用地に係る土地区画形質等届出書	26
第 60 条２項	特定有害物質使用地に係る土壌調査報告書	20
第 60 条４項	特定有害物質使用地に係る公害防止計画書	2
第 60 条５項	特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書	3

第 60 条６項	非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書	0
第 60 条の２　２項	周知計画届出書	1
第 60 条の２　３項	周知計画完了届出書	2
第 62 条の２	地下水の影響調査結果報告書	0
第 63 条の２　２項	ダイオキシン類管理対象事業所廃止	0
第 63 条の３	ダイオキシン類管理対象区画形質変更	26
第 63 条の３	ダイオキシン類管理対象土壌調査報告書	21
第 63 条の３	ダイオキシン類管理対象非常災害時形質変更	0
第 63 条の３	ダイオキシン類管理対象公害防止計画書	0
第 63 条の３	ダイオキシン類管理対象公害防止計画完了	0
第 85 条２項	地下水採取量測定結果報告書	57
第 113 条の２　２項	事故時等応急措置等完了報告書	1
第 113 条の５　２項	環境汚染原因調査報告	0
第 113 条の６　１項	環境汚染対策計画報告	0
第 113 条の６　２項	環境汚染対策完了報告	0
第 108 条	その他（受任者の変更等）	10
	計	422
	指定事業所数	548

(7) 開発行為等に関する事前協議

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、開発業務課に届出が必要な建築物の中で、工場、大規模小売店、ホテル等の施設については、工事中のみならず施工完了後においても公害(騒音、悪臭、ばい煙等)が発生する恐れがあります。

このため、本市では事業者が近隣住民の理解を得た上で、十分な対策がとられているかを把握し、公害発生の未然防止を図るために事前協議を行っています。

また、公害法令関係に該当する建設工事用機械の使用及び施設等の設置については法令に基づく届出が必要であるため、主に次の３項目について事前の内容把握を行っています。

１　建設工事について
２　設置される機器設備について
３　特定有害物質の使用状況等の記録の管理

■　開発行為等に関する事前協議件数

令和５年度事前協議件数	0　件

第８節　啓発事業

環境保全課の業務に係る環境保全について、「広報ふじさわ」や藤沢市ホームページに掲載しました。また、次のような啓発活動を行いました。

１　環境学習会（公民館関係）

（１）事務局：湘南大庭市民センター「【環境パトロール】川の水質汚染について考えてみよう！」
　　８月 17 日（木）事前レクチャー、資料提供　於：湘南大庭市民センター
（２）事務局：明治市民センター「引地川水辺に親しむ会」
　　９月 25 日（月）　事前レクチャー、資料提供　於：明治小学校

２　催事関係

（１）第８回リサイクルプラザ藤沢フェア　～Ｅｃｏ２（エコエコ）夏祭り２０２３～

【開催日】　2023 年（令和５年）８月５日（土）
【開催場所】　リサイクルプラザ藤沢
【内　容】　１ペットボトルを使った空気砲作り体験
　　２ペットボトルからリサイクルしたビーズのアクセサリー作り

（２）第 54 回藤沢市総合かがく展

【開催日】　2023 年（令和５年）10 月 19 日（木）～10 月 25 日（水）
【開催場所】　湘南台文化センター　こども館
【内　容】　１パネル展示　藤沢市内に生息する野生動物による被害状況と対策をテーマにした展示
　　２被害状況を表した家模型、動物の実物大写真等を展示
　　３配布資料　環境 information　NO.95・98・100・102、
　　パンフレット「捕獲檻の貸し出しをしています」

（３）第 26 回ふじさわ環境フェア　Ｅｃｏ２まつり２０２３

【開催日】　2023 年（令和５年）11 月３日（金・祝）
【開催場所】　藤沢市民会館
【内　容】　１パネル展示　公害苦情の現状をテーマにした展示
　　２深夜花火ののぼり、ステッカー展示
　　３市民の方に貸出をしている普通騒音計の展示
　　４藤沢の環境（令和３年度）の展示

■　第 8 回リサイクルプラザ藤沢フェア
～Ｅｃｏ２（エコエコ）夏祭り２０２３～

■　第 54 回藤沢市総合かがく展
（展示の様子）

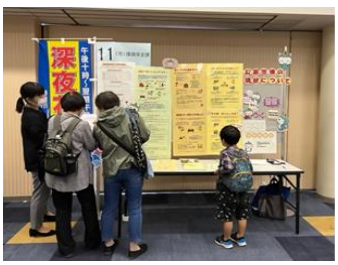

■　第 26 回ふじさわ環境フェア
Ｅｃｏ２まつり 2023

３　その他

（１）「環境インフォメーション」

Ｎｏ．102　「野生動物には、エサを与えないで！」

2023 年（令和５年） ９月発行

（２）「藤沢の環境（令和４年度)」作成、公開

（３）リサイクルプラザ藤沢における展示

リサイクルプラザ藤沢環境啓発システム展示室において、川の水質や光化学スモッグ、水質事故に関するパネル、野生鳥獣に関する展示物を展示しました。

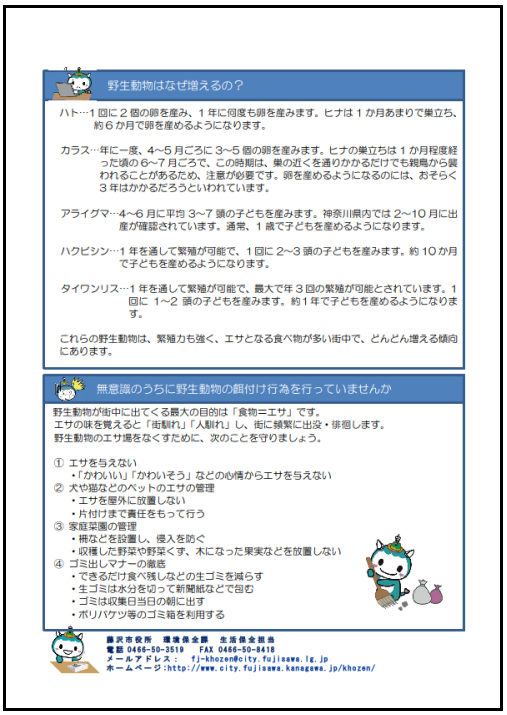

■　環境インフォメーション NO.102

■　リサイクルプラザ藤沢における展示風景

第９節　公害苦情の現況

年度ごとの公害苦情件数は近年減少傾向にありましたが、令和元年度以降は再び増加しており、令和５年度は 224 件でした。項目別に見ると騒音に関する苦情が 92 件（41.0%）と最も多く、次いで大気に関する苦情 87 件（38.8%）、悪臭 29 件（12.9%）となっています。

■　項目別公害苦情件数　　（単位:件）

項目＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
大気	79	80	85	98	97	116	145	123	99	87
水質	1	0	0	1	0	2	1	1	2	0
土壌汚染	0	0	0	1	0	5	6	1	0	0
騒音	91	83	77	74	66	106	119	134	112	92
振動	7	7	10	6	8	14	13	23	20	12
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
悪臭	33	28	32	24	18	17	31	29	29	29
その他	7	5	7	1	1	2	3	7	6	3
合計	218	203	211	205	190	262	318	318	268	224

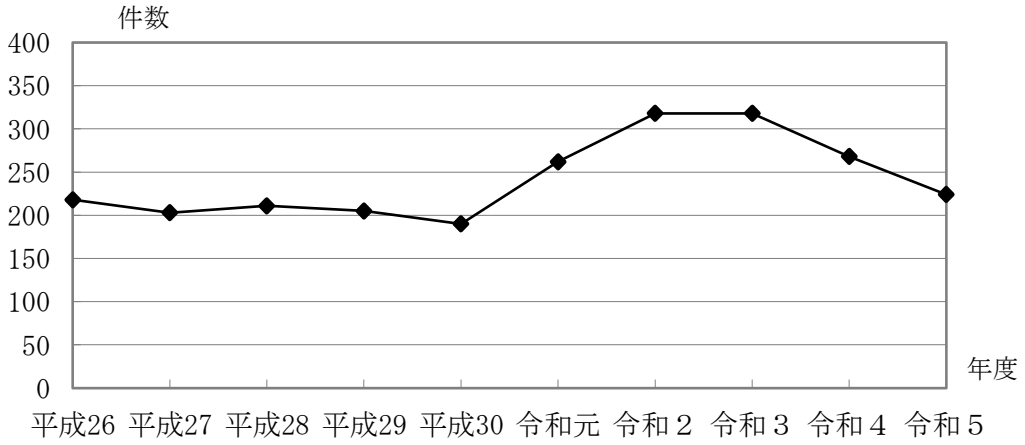

■　公害苦情件数の経年変化

■　令和５年度月別公害苦情受付状況　（単位:件）

項目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	4	5	6	5	1	3	13	19	9	12	5	5	87
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	9	8	16	11	10	2	8	7	7	3	3	8	92
振動	2	0	0	0	1	1	0	0	2	3	2	1	12
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
悪臭	2	5	1	4	3	2	4	1	3	1	1	2	29
その他	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
合計	19	18	23	20	15	9	25	27	22	19	11	16	224

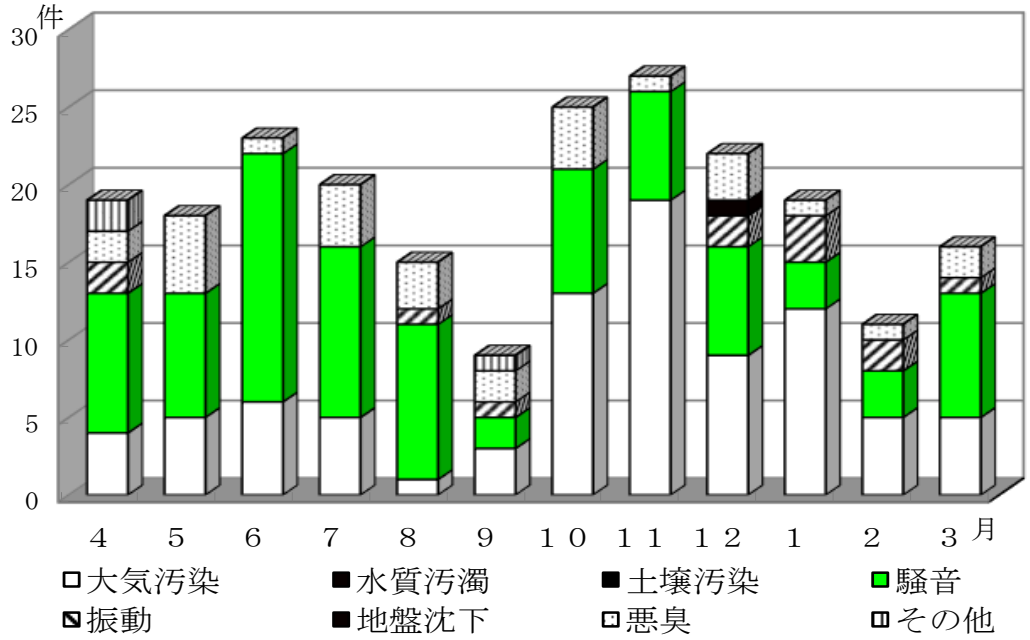

■　令和５年度公害苦情件数の月別状況

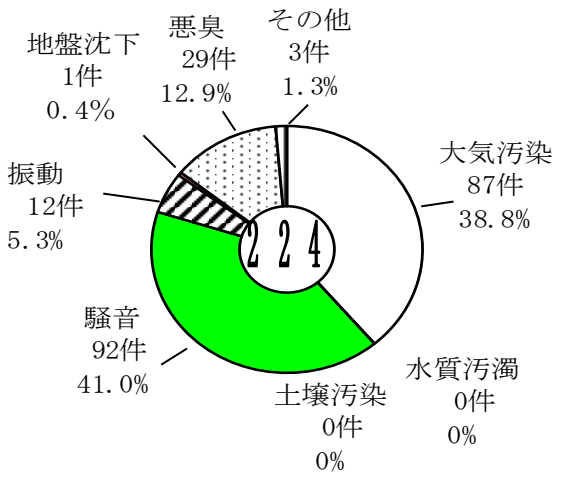

■　令和５年度公害苦情の種類別状況

第 10 節　鳥獣保護管理対策

1　鳥獣保護管理対策

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可事務を行っています。また、市民の生活環境に係る被害の防止及び市内生態系に係る被害の防止のため、アライグマ、タイワンリス、ハクビシン、カラス等の捕獲等を昨年と同様に実施しました。中でも、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「特定外来生物法」という。）で特定外来生物に指定されているアライグマについては、第３次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行いました。

(1)　鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可状況

■　**令和５年度鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可件数**（単位：件）

内容	件数	
生活被害等防止のための捕獲許可	市事業	2
	個人申請等	96
農業被害防止のための捕獲許可	12	
傷病保護のための捕獲許可	2	
生態系に係る被害防止のための捕獲許可	0	
学術研究のための捕獲許可	1	
計	113	

(2) 野生鳥獣による生活被害等に係る相談内容

野生鳥獣による生活被害等に係る相談の受付を行っています。有害鳥獣による被害相談の内容は、アライグマ・ハクビシンによる人家への侵入、フン害、庭木や家庭菜園の収穫物の食害等が報告されました。また、タイワンリスでは庭木の果樹の食害や庭木の皮をはぐ等の被害、カラスでは早朝からの騒音や繁殖時期の威嚇等の被害が報告されました。相談件数は下の表のとおりです。

■　**相談件数**　（単位：件）

種類＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
アライグマ※	218	149	107	204	181	185	191	228	361	506
ハクビシン	45	136	169	153	112	149	149	136	167	150
タイワンリス	23	20	33	13	28	14	18	19	32	57
カラス	85	107	126	134	107	100	124	115	135	125
その他の鳥獣	151	198	311	272	242	283	360	345	351	318
計	522	610	746	776	670	731	842	843	1,046	1,156

※　アライグマと確認できているもの、アライグマ・ハクビシンの判別のできないものを含む。

(3) 生活被害防止のための捕獲

野生鳥獣による生活被害防止のための原因鳥獣の捕獲等を実施しており、生活被害防止の施策を実施しても効果のない市民宅等へ、捕獲檻の貸し出し及び捕獲された個体の引き取り処分を行っています。捕獲数は下の表のとおりです。

■ 鳥獣保護管理対策業務による捕獲数　（単位：頭又は羽）

種類＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
アライグマ	18	32	26	24	34	52	51	116	65	145
ハクビシン	30	18	11	15	26	31	26	35	34	35
タイワンリス	79	91	107	17	65	34	76	24	39	74
カラス	25	22	29	30	29	22	26	26	22	0
計	152	163	173	86	154	139	179	201	160	254

(4) 生態系に係る被害防止のための捕獲

外来鳥獣のうち特定外来生物法で特定外来生物に指定されているアライグマについては、神奈川県で第3次神奈川県アライグマ防除実施計画（平成 28 年度～令和5年度）が策定され、それに基づき本市では、市内緑地を中心に生態系に被害を及ぼすおそれがあることから、平成 24 年度から積極的な捕獲を行っています。（令和５年度は生活被害防止のための捕獲が増加したため未実施）

■ 外来鳥獣捕獲事業による捕獲数　（単位：頭）

種類＼年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
アライグマ	3	4	3	3	9	4	10	36	51	－
ハクビシン	0	0	0	0	0	4	0	1	11	－
タイワンリス	2	15	8	0	2	0	0	2	9	－

(5) 傷病鳥獣の保護

令和５年度は、傷病鳥獣の保護捕獲や保護施設等の案内をするとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。令和４年度までは、第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（令和４年度～令和８年度）に基づき、けがや病気をした野生鳥獣（アライグマ、タイワンリス、ハクビシンを除く）を保護捕獲し、治療が必要な個体については、傷病鳥獣救護機関へ搬送を実施していました。神奈川県自然環境保全センター等の傷病鳥獣救護機関へ保護搬送等を行った件数は、次の表のとおりです。

■ 傷病保護件数

平成 25 年度	19 種 52 個体	ハイイロウミツバメ・ヤブサメ・ノスリ・タヌキ等
平成 26 年度	25 種 64 個体	ウグイス・シジュウカラ・ハクセキレイ・タヌキ等
平成 27 年度	19 種 59 個体	フクロウ・ウミネコ・カワセミ・タヌキ等
平成 28 年度	14 種 44 個体	カワセミ・ウミネコ・タヌキ等
平成 29 年度	14 種 42 個体	アオサギ・カワセミ・カルガモ・タヌキ等

平成 30 年度	19 種 47 個体	アオサギ・カルガモ・イソヒヨドリ・タヌキ等
令和元年度	18 種 40 個体	アオサギ・カルガモ・カワラヒワ・ユリカモメ・タヌキ等
令和２年度	14 種 29 個体	アオサギ・アオジ・オオタカ・ハヤブサ・タヌキ等
令和３年度	12 種 43 個体	アオサギ・ツバメ・ウミネコ・オオルリ・オオバン・ジョウビタキ・タヌキ等
令和４年度	7 種 13 個体	ミゾゴイ・メジロ・アオサギ・アオバズク・スズメ・トビ・タヌキ

※　神奈川県内では、傷病鳥獣の保護施設までの持ち込みは、保護した者が行うこととなっています。令和４年度までは藤沢市は、保護した市民に代わり保護施設までの搬送を行い、県が開設している神奈川県自然環境保全センター又は、県の依頼を受けて保護収容に協力している公益財団法人横浜市緑の協会所属の動物園（野毛山・金沢・ズーラシア）のいずれかの保護施設に搬送していました。

■　ミゾゴイ

■　アオバズク

２　鳥獣保護区

鳥獣の保護を目的として神奈川県が設定する鳥獣保護区が市内８箇所に設けられています。

（１）藤沢市内の鳥獣保護区一覧

■　藤沢市内鳥獣保護区

	鳥獣保護区名	面積 （単位：ha）
①	引地川沿い緑地鳥獣保護区	22.1
②	聖園愛護地区鳥獣保護区	24
③	境川沿い緑地鳥獣保護区	14.6
④	城南緑地鳥獣保護区	4.8
⑤	江の島鳥獣保護区	120
⑥	大庭城址鳥獣保護区	15.2
⑦	少年の森鳥獣保護区	9.3
⑧	新林公園・川名緑地鳥獣保護区	32.8

※江の島鳥獣保護区は
江の島の周囲海面 300ｍを含む

（２）　藤沢市鳥獣保護区位置図

⑦少年の森鳥獣保護区

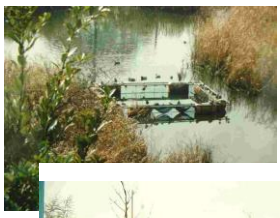

⑥大庭城址鳥獣保護区

①引地川沿い緑地鳥獣保護区

③境川沿い緑地鳥獣保護区

②聖園愛護地区鳥獣保護区

④城南緑地鳥獣保護区

⑤江の島鳥獣保護区

⑧新林公園・川名緑地鳥獣保護区

■　藤沢市鳥獣保護区位置図

第 11 節　スズメバチの巣の撤去

１　スズメバチの巣の撤去

スズメバチの巣の撤去業務を実施しています。

■　作り始めのスズメバチの巣

■　球状になったスズメバチの巣

(1) 相談受付件数

月別の相談受付件数及び撤去件数は、下の表のとおりです。
ハチの活動が最盛期の７月～９月に多く相談が寄せられました。

■ 令和５年度月別相談受付件数

（単位：件）

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
相談受付件数	21	50	121	192	212	148	87	20	9	4	0	4	868

■　令和５年度月別撤去件数

（単位：件）

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
撤去件数	2	15	49	88	92	56	42	9	1	0	0	0	354

撤去案件以外の相談内容（合計 514 件）

・アシナガバチなどスズメバチ以外の相談に関するもの　―　233 件
・ハチは飛んでいるが巣の形状などの確認ができない相談に関するもの　―　115 件
・事業所や隣家、空家などにできたハチの巣の相談に関するもの　―　106 件
・ハチがいない古い巣の相談に関するもの　―　37 件
・その他　―　23 件

（２）スズメバチの種類別営巣場所

撤去したスズメバチの種類別営巣場所は、下の表のとおりです。

■ 令和５年度スズメバチの種類別営巣場所　（単位：件）

	植栽等	軒下・軒天・庇	戸袋	天井裏	床下	ベランダ	外壁	窓（窓枠）	土の中	倉庫等	その他	合計
オオスズメバチ	2	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	7
キイロスズメバチ	14	49	5	5	4	3	4	1	0	3	5	93
コガタスズメバチ	165	41	1	1	0	2	13	4	0	9	6	242
モンスズメバチ	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
チャイロスズメバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヒメスズメバチ	5	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	9
クロスズメバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	187	90	7	10	5	5	17	5	4	12	12	354

（３）相談受付件数・撤去件数の経年変化

■ 相談受付件数・撤去件数の経年変化　（単位：件）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５
相談受付件数	1,001	1,025	897	1,211	1,129	934	682	975	1,092	868
撤去件数	577	488	397	559	477	313	246	511	464	354

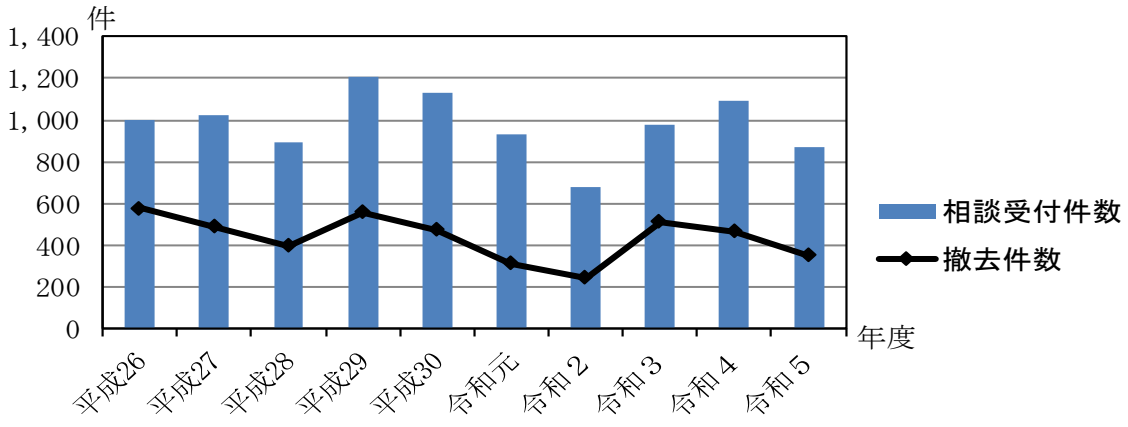

■ 相談受付件数・撤去件数の経年変化

第 12 節　放射性物質への対応

１　概要

本市では、市民や観光で本市に来られる方々に安心してマリンスポーツ等を楽しんでいただくため、海水及び引地川河口の河川水の放射性物質濃度の測定と砂浜上の空間放射線量の測定を行っています。

令和５年度における各放射性核種（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137）の放射性物質濃度の測定については、７月・８月は、毎月２回、片瀬海岸東浜・同西浜・鵠沼海岸・辻堂海岸の各海水浴場の海水及び引地川河口の河川水を測定し、４～６月・９月～３月は、毎月１回、片瀬海岸西浜の海水及び引地川河口の河川水を測定しました。

次に、砂浜上の空間放射線量(高さ１m、50cm、１cm)については、７月・８月に、毎月１回片瀬海岸東浜、同西浜、鵠沼海岸(引地川河口付近)及び辻堂海岸において測定し、４～６月・９月～３月は、毎月１回片瀬海岸西浜・鵠沼海岸(引地川河口付近)及び辻堂海岸において測定しました。

２　測定結果

海水及び河川水の各放射性核種の放射性物質濃度測定結果は、全地点において定量限界値未満(不検出)であり、環境省が定めた指針値を下回っていました。

各海岸の砂浜上の空間放射線量は、全地点で 1 時間当たり 0.020～0.050 マイクロシーベルトでした。

これは、福島第一原子力発電所の事故による追加の被ばく量である１年当たり１マイクロシーベルトとされる 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト及び本市独自の基準値である１時間当たりの放射線量の 0.19 マイクロシーベルトを下回っていました。

【参考】

「定量限界値」とは、定量検知が可能な最低濃度のことで、「不検出」とは、放射能の濃度が定量限界値に満たない（定量できない）ことを表します。

- 放射性核種の定量限界値：各核種で概ね 0.5Bq/kg
- 環境省が示した『水浴場の放射性物質に関する指針について(平成 24 年６月８日)』

<水浴場の放射性物質に係る水質の目安>

放射性セシウム(放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計)が 10Bq/L 以下

■　放射線量計

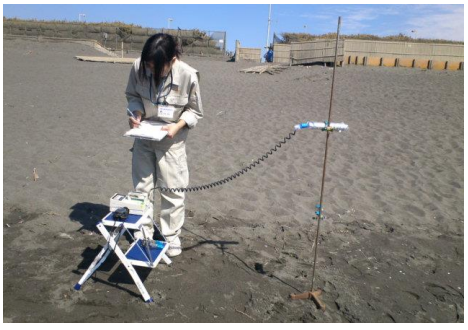

■　海岸での測定の様子

第３章　用語の解説

第３章　用語の解説

○　共通

（１）環境基準

国や地方公共団体が公害防止対策を進めるには環境の質がどの程度のレベルに「維持されることが望ましいという基準」が必要です。この目標が環境基準です。環境基本法第 16 条で、「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める」と規定しています。

○　水質

（１）公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょ）、灌漑（かんがい）用水路その他公共の用に供される水路をいいます。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれません。従って、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域です。

（２）類型指定

「水質汚濁に係る環境基準」のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められています。現在、河川は６種類、湖沼は４類型（全窒素および全リンについては５類型）、海域は３類型（全窒素および全リンについては４類型）に区分されています。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に都道府県知事が、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて指定する必要があり、このことを類型指定といいます。

類型指定の権限は、原則として２つ以上の都府県を流域とする水域は環境大臣に、それ以外の水域は都道府県知事に委任されています。

（３）環境基準点

水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域には、環境基準の類型が指定されています。環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するために指定された水域を代表する地点として設定されたものです。

環境基準点は水域の利用目的との関連等を考慮して地点が選定され、水質測定は環境省の定める統一的な方法で行われます。

（４）排水基準

水質汚濁防止法によって、工場および事業場から水を公共用水域に排出する場合及び地下に浸透させる場合には、排出水が排水基準に適合するように義務づけられています。排水基準には、全ての公共用水域を対象として国が総理府令で定めて一律に適用される一律基準のほかに、都道府県が適用する水域を指定して条例で定める上乗せ基準、水質汚濁防止法で規制対象となっていない物質や業種についても条例で定める横出し基準があります。

（５）ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）Biochemical Oxygen Demand

河川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で５日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される水中の酸素量のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっています。 採水当日の酸素量と５日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となります。

値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きいことになります。

（６）ＣＯＤ（化学的酸素要求量）Chemical Oxygen Demand

海水などに含まれる被酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤（過マンガン酸カリウムなど）を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。酸化剤によって酸化される物質には無機物もありますが、大部分は有機物で、ＣＯＤは海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっています。

値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きいことになります。

（７）ＤＯ（溶存酸素）Dissolved Oxygen

水中に溶解している酸素をいいます。その主な供給源は大気ですが、藻類の繁殖時には光合成によって放出された酸素を含むことも知られています。ＤＯは、気圧、水温、水中の塩分などの影響を受けてその値が変化します。水温が高くなるほど酸素が溶け込みにくくなります。 清浄な水には 7.5（30℃）～14（0℃）mg/L 程度溶解しています。なお、20℃、1 気圧の下で、純水には 8.84mg/L の酸素が溶解します。

有機物で汚濁を受けた水は生物化学的酸化により溶存酸素が消費されるため、溶存酸素の濃度は低くなります。一方、水温の急激な上昇や藻類の著しい繁殖などのある場合には、過飽和となることも起こります。

（８）ｐＨ（水素イオン濃度）potential hydrogen

水溶液中に存在する水素イオンの濃度を示す数値であり、水溶液の酸性／アルカリ性の強さを示す尺度として用いられています。水溶液のｐＨが７より小さいときは酸性、７より大きいときはアルカリ性、７のときは中性となります。

（９）ＳＳ（浮遊物質、懸濁物質）Suspended Solids

水中に浮遊又は懸濁している粒径２㎜ 以下の物質で、かつガラス繊維ろ紙でこした後に残る物質をいいます。ＳＳは単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また浮遊物が有機物質である場合には腐敗し、水中の溶存酸素を消費します。

ＳＳの値が大きいと水の透明度などの外観が悪化するほか、魚類のえらに付着して死なせ、また、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与えることがあります。

(10) 有機塩素化合物 Organochlorine Compound

塩素を含む有機化合物（炭素を骨格として形成される化合物）の総称で、ＰＣＢ、ダイオキシン類、トリクロロエチレン、フロン類なども含まれます。ほとんどの種類が人工的に合成されたもので、主に農薬や溶媒として用いられています。

各々の化合物により差がありますが、その難分解性、蓄積性及び毒性から、地下水汚染、環境

中での残留性と生物濃縮性、オゾン層破壊など環境への影響が表面化しています。このため、ＰＣＢやトリクロロエチレンなどについては人の健康の保護に関する環境基準が設定されており、各種法律によりその製造や排出が規制されています。

(11) mg/L　水質の濃度を表す単位

１mg/L とは、水１Lの中に物質（溶質）が１mg 含まれていることを表します。これは、水１m^3に１ｇの物質が含まれているのと同じ濃度です。

１mg=1,000μｇ（マイクログラム）=1,000,000ng（ナノグラム）=1,000,000,000pg（ピコグラム）

1,000,000mg=1,000g=1kg

(12) 公共下水道

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のものをいう」（下水道法第２条第３号）のことで、道路の地下に敷設された管きょ（大部分が暗きょ）やポンプ場、終末処理場などを指します。

(13) 有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「ＰＦＡＳ」と呼び、１万種類以上の物質があるとされています。

ＰＦＡＳの中でも、ＰＦＯＳ（ペルフルオロオクタンスルホン酸)、ＰＦＯＡ（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。ＰＦＯＳは、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、ＰＦＯＡは、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。

ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留しています。そして、仮に環境への排出が継続する場合には、分解が遅いために地球規模で環境中にさらに蓄積されていきます。さらに、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

○　大気

（１）ＳＯｘ（硫黄酸化物）Sulfur　Oxides

石油、石炭などの中にある硫黄が燃焼して生成します。液体、固体のもの（硫酸ミスト、硫酸塩）もあるが、大気汚染では、とくに亜硫酸ガス（SO_2：二酸化硫黄）に注目して測定が行われています。ばいじん、粉じんなどが共存する場合にきわめて危険な状態となるといわれ、その相乗効果が強いです。これらの例として、川崎喘息や四日市喘息等があります。

（２）ＮＯｘ（窒素酸化物）Nitrogen　Oxides

公害用語としては、一酸化窒素（ＮＯ）と二酸化窒素（NO_2）両者の総称として用いられています。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、ＮＯが生成します。これは、空気中で徐々にNO_2に変化します。発生源としてはボイラー等の他に、広範囲に存在し排出口の低い自動車

がとくに都市部では問題になっています。NO_2はＮＯより呼吸器に対する影響が大きいといわれています。

（３）ＳＰＭ（浮遊粒子状物質）Suspended Particulate Matter

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するものです。

粒径 10μｍ（マイクロメートル、10^{-6}ｍ＝１μｍ）以下の粒子は大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、とくに浮遊粒子状物質として区別しています。

呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などをひきおこす原因物質のひとつといわれています。

（４）ＣＯ（一酸化炭素）Carbon Monoxide

不完全燃焼に伴い発生します。刺激作用がなく、人の肺に吸い込まれると赤血球中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害します。慢性中毒症状としては、生体中の酸素供給が長時間そこなわれることによる神経組織の壊死、中枢神経障害、記憶薄弱などがみられます。自動車排ガス中に多量にふくまれ、排ガス規制により改善されてきていますが、沿道地域の汚染をひきおこしています。

（５）Ｏｘ（オキシダント）Oxidants

酸化作用のある物質の総称。大気中で、炭化水素や窒素酸化物などの汚染物質が紫外線により反応すると、種々の酸化性物質が生成されます。その中で酸素より生成するオゾン（O_3）のしめる割合が高いです。オキシダント濃度は光化学スモッグ発生の指標となるが、光化学スモッグの被害の中には、その他の反応性の高い物質の作用もあるといわれています。植物被害をおこし、眼や呼吸器への刺激作用があり、とくに運動時の発生が多いです。

（６）ＰＭ２．５（微小粒子状物質）Particulate Matter 2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5μｍ（＝0.0025㎜）以下の微細な粒子の総称。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

（７）ＨＣ（炭化水素）Hydro Carbon

炭素と水素からなる化合物の総称。大気中の炭化水素は多数の複雑な混合物ですが、かなりの部分は自然界に存在するメタン（CH_4）で占められています。光化学反応性の低いメタン以外の炭化水素を総称して、非メタン系炭化水素と呼びます。塗料、溶剤、石油プラントから直接大気中に放出されている他、自動車排気ガス等に不完全燃焼物として含まれています。

（８）CO_2（二酸化炭素）Carbon Dioxide

化石燃料等、炭素を含むものを燃やすと必ず発生します。

二酸化炭素は地表から放出する赤外線を吸収する性質をもっており、地球温暖化の原因物質（温室効果ガス）といわれています。このため二酸化炭素濃度が増加すると、海水面の上昇や世界の農業への影響をもたらすといわれています。

尚、温室効果ガスにはこの他にメタンやフロンなどがあります。

（９）酸性雨（acid　rain）・酸性霧（acid　fog）

大気中に排出された、硫黄酸化物、窒素酸化物が移流拡散している間に酸化されて、雨水に取り込まれて発生すると考えられています。清浄な雨水は、大気中の炭酸ガスにより弱酸性のｐＨ5.6程度です。ｐH5.6以下の雨を酸性雨といいます。

酸性雨の被害は、初期降雨による目や皮膚への刺激作用、長期的には、土壌や湖沼の酸性度の増加による森林や魚類等の水生生物の死滅をひきおこします。

また、酸性雨と同様に酸性化された霧を酸性霧といいます。酸性雨は、清浄な後続雨水により洗い流されますが、酸性霧は植物に付着した場合作用時間が長くなります。このため、生態系にあたえる影響は酸性雨よりも大きいといわれます。

(10) 有害大気汚染物質

低濃度であっても、長期の曝露により健康への影響が懸念される発ガン性などの有害性が問題とされる物質のことです。

(11) ｐｐｍ（parts　per　million）．ｐｐｂ（parts　per　billion）

微量の割合を表す単位。

１ppm＝100万分の１＝0.0001％（parts per cent）＝1,000ppb＝1,000,000ppt

１ppb　＝　0.001ppm

気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、１ppmとは、１ｍ^{3}の大気中に１cm^{3}の汚染物質が含まれていることを表します。また、１kg（100万 mg）の固体中に１mg の物質がある時も同様に1ppmと表します。

○　ダイオキシン類・環境化学物質等

（１）内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）　endocrine disrupters

環境ホルモンとは、体外の環境中に存在して体内に取り込まれると本来のホルモンと同じように働き、その正常な作用を妨げる作用をする物質を指します。「環境ホルモン」という言葉は日本で使われている造語で、正しくは「内分泌かく乱化学物質」と表されます。

生物の体内では分泌器官で様々なホルモン（成長過程での組織の分化、代謝、免疫や生殖などの機能を調節する物質）が作られています。ホルモンは、血液で目的とする器官の細胞まで運ばれ、細胞の表面や内部にあるレセプター（受容体）と結合することで初めて機能を発揮します。ホルモンと化学構造の似ている物質がこのレセプターに結合するとホルモン同様の機能が発揮されることがあります。これを内分泌かく乱作用といいます。

（２）レセプター（受容体）　receptor

細胞内で情報を受けとる部位のことで、特定のホルモンを識別し、それと結合することで活性化し、生体内の反応がひきおこされる特殊な分子構造の総称をレセプターといいます。

（３）フタル酸エステル類

ホルモン作用の疑いがあるといわれる無色の液体で、合成樹脂、ポリ塩化ビニールや粘着剤などの可塑剤（加工しやすくするために添加する物質）、コンデンサーの絶縁液（電気の伝導を断つ液体）などとして広く使用されています。

（４）ビスフェノールＡ　(bisphenol A)

ホルモン作用の疑いがあるといわれる白色の固体で、樹脂類を製造する原料として使用されています。また、歯科用材料や水道パイプの内張り、鉄製缶詰のコーティング、住宅のサンルーフなどの樹脂にも含まれているものもあります。

（５）17β-エストラジオール　(17β-estradiol)

17β-エストラジオールは自然の女性ホルモンの中で最も作用の強い物質です。女性や家畜の雌の排泄物に多く含まれていて、下水を経由して河川水中に放出されるといわれています。

（６）発ガン性、発ガン物質

生物に腫瘍を発生させる性質を発ガン性といいます。

発ガンの原因になるものには、化学物質、ウィルス、放射線、紫外線などがありますが、この中で発ガン性を持つ化学物質を発ガン物質と総称しています。

（７）ダイオキシン類

都市ごみ焼却炉の灰や有機塩素系農薬などに含まれる塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（2000 年(平成 12 年)１月 15 日施行）では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（ＰＣＤＤｓ）、ポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦｓ）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Ｃｏ-ＰＣＢｓ）の３物質群を「ダイオキシン類」と定義しました。

ダイオキシン類は、塩素の数や付く位置によって形が変わるため、ＰＣＤＤｓは 75 種類、ＰＣＤＦｓは 135 種類、Ｃｏ-ＰＣＢｓは十数種類の異性体（仲間）があり、これらのうち 29 種類が毒性を持っていると見なされています。

（８）ダイオキシン類対策特別措置法

1999 年(平成 11 年) 7 月 12 日制定、同年 7 月 16 日公布され、2000 年(平成 12 年) 1 月 15 日から施行されています。この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることを考えてダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とするべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めています。

（９）毒性等価係数（ＴＥＦ　Toxicity Equivalency Factor）
毒性等価量（ＴＥＱ　Toxicity Equivalency Quantity）

ダイオキシン類は化学構造の似ている数多くの化学物質からなっています。これらのダイオキシン類は毒性がそれぞれ異なるため、合計量を評価する際には、最も毒性の強い 2,3,7,8-ＴＣＤＤをもとにした係数(毒性等価係数(ＴＥＦ))を乗じ、毒性等価量(ＴＥＱ)として表す方法がとられています。

○　騒音・振動

（1）移動発生源

騒音発生源のうち、鉄道・車輌等おもに交通機関のことで、位置が移動する発生源をいいます。

（2）固定発生源

騒音発生源のうち、工場の機械など固定的な施設のことで、いわゆる騒音発生源のうち移動発生源以外のものをいいます。

（3）騒音レベル（L_A）

計量法によって法的計量単位として定められ、騒音計の周波数補正回路をＡ特性（人間の聴覚を考慮して補正したもの）とした時の出力の指示値。単位は、ｄＢ（デシベル）となります。

（4）等価騒音レベル（L_{Aeq}）

環境基本法第 16 条第１項に基づく騒音に係る環境基準及び騒音規制法第１７条第１項に基づく自動車騒音の限度の評価手法として用いられています。変動する騒音のレベルの全エネルギー量を一定時間の平均値（定常音）として表したものです。単位は、ｄＢ（デシベル）となります。

（5）ｄＢ（デシベル）

基準値となる音の強さとある音の強さとの比をとってこれを対数表示し、なおその上にこの得られた数値を 10 倍にしたものがｄＢ（デシベル）と呼ばれています。

（6）Ｌｄｅｎ（時間帯補正等価騒音レベル）

2013 年（平成 25 年）４月１日から適用された航空機騒音に係る環境基準の新たな評価指標。

同じ騒音レベルの音であっても、種々の活動をしている昼間より就寝する夜間の方がうるさく感じられます。このため夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した１日の等価騒音レベルのことです。

（7）騒音の大きさの目安

日常われわれが聞く騒音の大きさは、おおむね次のとおりとなります。

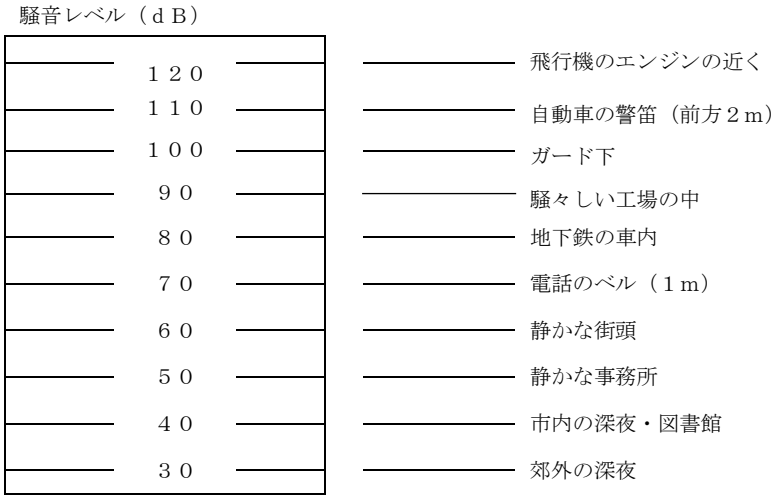

（出典：神奈川県大気水質課「静かな生活環境をめざして」）

○　鳥獣保護管理対策等

（１）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年７月 12 日法律第 88 号）

（以下、この項では「鳥獣保護管理法」といいます。）

近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林業や自然植生に深刻な被害を与えており、また、これらの鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者数の減少が進んでいます。一方、鳥獣の生息環境の悪化により、鳥獣の個体数が減少している事例があります。このような背景から、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止、さらに猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが鳥獣保護管理法により定められています。

平成 26 年度に法改正され、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、また、鳥獣の保護施策の一層の推進が図られることとなりました。

（２）神奈川県鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理法により、鳥獣の保護・管理を図るため都道府県は地域の実情を踏まえて鳥獣保護事業計画の作成をし、科学的で計画的な鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するとされています。神奈川県では、現在第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画期間中（2022 年（令和４年）４月１日から 2027 年（令和９年）３月 31 日の５年間）です。

藤沢市では、同計画の下で、国及び県と連携して鳥獣保護管理事業を実施しています。

（３）鳥獣

鳥獣保護法において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいいます。

（４）有害鳥獣

人の生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害を引き起こす原因鳥獣をいいます。

（５）鳥獣の捕獲

鳥獣保護管理法では、鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下「捕獲等」という）が禁止されています。ただし、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等が生じている場合や、学術研究上の必要性が認められる場合などには、許可を受けて、鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められています。

（６）市町村に鳥獣の捕獲等許可権限が移譲されている鳥獣の種類

神奈川県から県内市町村に鳥獣の捕獲等の許可権限が移譲されている鳥獣の種類は、次のとおりです。

獣類 （14 種）	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ
鳥類 （23 種）	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ

※ゴイサギ及びバンについては、令和５年４月１日から神奈川県に許可権限が移管されました。

（7）鳥獣の捕獲規制

	許可を受けて 捕獲等をする場合	狩猟期間中に狩猟鳥獣を 捕獲等する場合
対象鳥獣の種類	すべての鳥獣	狩猟鳥獣（46 種、国が指定）
期間	許可を受けた期間	狩猟期間（冬期）
捕獲の事由	有害鳥獣捕獲、学術研究など	問わない
対象地域	許可を受けた区域	狩猟が禁止されている区域（鳥獣保護区、休猟区、社寺境内等）以外の区域
捕獲者資格要件	許可を受けた者	・法定猟法による場合（住宅敷地内を除く） 狩猟免許を所持し、狩猟者登録を受けた者 ・住宅敷地内で法定猟法（銃器を除く。）による場合 問わない（土地所有者の承諾が必要） ・法定猟法以外による場合 問わない（土地所有者の承諾が必要）
方法	許可を受けた猟法	環境大臣又は都道府県知事が禁止する猟法及び危険猟法以外の猟法

（神奈川県鳥獣行政関係事務マニュアルから一部抜粋）

（8）有害捕獲

生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合、原因となる鳥獣を、被害等の防止を目的として捕獲を行うことで、捕獲等を行う際には鳥獣保護法に基づく許可を必要とします。

（9）学術捕獲

鳥獣の生態やその他学術研究を目的として鳥獣の捕獲等を行うことです。鳥獣保護法に基づく許可を必要とします。

(10) 傷病保護捕獲

鳥獣の保護のため、傷病により保護を必要としている鳥獣の保護捕獲のことです。

(11) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護法に基づき指定されます。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の２種類があります。

環境大臣指定	国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために重要と認める区域
都道府県知事指定	当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める県内の区域であって、国が指定した区域以外の区域

(12) 特別保護地区

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されています。

(13) 生活被害

生活被害とは、有害鳥獣による次の内容の被害等のことです。

1　人家侵入（人家への侵入に伴う騒音・糞尿の害や侵入の際の壁面破損・汚れなど）
2　騒音被害（人家の屋根上や庭などで深夜鳴き声などをたてる）
3　食害（一般市民の方が栽培している果樹や池のコイ･キンギョ･メダカなどの食被害）
4　威嚇（カラスの繁殖期における過剰防衛行動による脅威）

(14) 巣立ち

巣立ちは、鳥類のヒナが、「成長し巣にはいりきらなくなり、近くの枝へ飛び移ったり、地に降り立つこと」をさします。この場合、親と同様の飛ぶ力はなく、少しずつ訓練をしながら野生で生活する知恵を学習しているもので、人が保護をする必要はありませんが、誤った知識で誤認保護されることが多くあります。

(15) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律　(平成 16 年６月２日法律第 78 号)

特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として定められた法律。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

(16) 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

哺乳類 （25 種類）	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、タイワンザルとニホンザルの交雑により生じた生物、アカゲザルとニホンザルの交雑により生じた生物、ヌートリア、クリハラリス（タイワンリス）、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ（エゾモモンガを除く）、トウブハイイロリス、キタリス（エゾリスを除く）、マスクラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、フイリマングース、シママングース、ジャワマングース、アキシスジカ属、シカ属（ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く）、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類 （7 種類）	カナダガン、シリアカヒヨドリ、ガビチョウ、ヒゲガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ

※　その他爬虫類 22 種類、両生類 18 種類、魚類 26 種類、クモ･サソリ類 7 種類、甲殻類 6 種類、昆虫類 25 種類、軟体動物等 5 種類、植物 19 種類が指定されています。（2024 年(令和6 年)6 月7 日現在）

(17) 外来生物

海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)

(18) 在来生物

本来の生息地又は生育地が日本にある生物のことです。

(19) 神奈川県アライグマ防除実施計画

特定外来生物に指定されているアライグマによる被害を計画的、総合的に対策していくため、神奈川県では、2006 年（平成 18 年）４月１日から 2011 年（平成 23 年）３月 31 日までの５年間を計画期間とする神奈川県アライグマ防除実施計画を策定し、市町村、住民、農業従事者、関係団体

などと協力して、防除の取り組みを行いました。しかし、アライグマの分布の拡大が見られることから、第２次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間は 2011 年（平成 23 年）４月１日から 2016 年（平成 28 年）３月 31 日までの５年間）を策定し、「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標として捕獲等に取り組みました。現在は、第３次神奈川県アライグマ防除実施計画の計画期間中であり、引き続きアライグマの対策に取り組んでいます。なお、計画期間は、2016 年（平成 28 年）４月１日から 2021 年（令和３年）３月 31 日までの５年間の予定でしたが、計画期間を３年間延長し、2024 年（令和６年）３月 31 日までの８年間に延長されています。

第４章　条例要綱及び法令の変遷等

第４章　条例要綱及び法令の変遷等

○光化学スモッグ　発令基準等・緊急時措置発令地域・緊急時措置等

○藤沢市環境基本条例

○公害関係及び鳥獣保護管理関係法令の変遷・環境保全課に関することがら

■ 発令基準等　（神奈川県大気汚染緊急時措置要綱より抜粋）

		予報		注意報	警報	重大緊急時警報
		前日（午後５時）	当日（午前 10 時）			
発令基準（気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められる事を条件とする）	光化学オキシダント	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		１時間値 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき	１時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	１時間値 0.4ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき
解除基準（気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする）	光化学オキシダント	１　注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき ２　注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき		発令基準未満となったとき	１　発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える ２　注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	１発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える ２注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

■ 緊急時措置等発令地域

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	湘南（５市４町）	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町
川崎	川崎市		
横須賀	横須賀市		
三浦	三浦市		
県央（７市１町１村）	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村	西湘（２市８町）	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
相模原	相模原市		

■　緊急時措置等

	予報		注意報	警報	重大緊急時警報
	前日	当日			
光化学オキシダント	1　主要ばい煙排出者に対し、 (1)ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること (2)翌日午前6時から通常燃料使用量の削減もしくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合はその排出防止に努めることについて協力を要請する。 2　1以外のばい煙排出者に対し、 (1)ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること。 (2)不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。 3　一般県民に対し、 (1)自動車の使用の自粛 (2)学童、生徒の特に過激な運動の自粛について協力を要請する。	1　主要ばい煙排出者に対しばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。 2　1以外のばい煙排出者に対し、 (1)ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2)不要不急の燃焼を中止すること について協力を要請する。 3　一般県民に対し、 (1)自動車の使用の自粛 (2)学童、生徒の特に過激な運動の自粛 について協力を要請する。	第一種措置 1　主要ばい煙排出者に対し、 (1)原則として通常燃料使用量の 20%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2)燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3)炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその排出防止に努めること を勧告する。 2　1以外のばい煙排出者に対し、 (1)ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2)不要不急の燃焼を中止すること を勧告する。 3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4　一般県民に対し、 (1)自動車の使用自粛 (2)外出の自粛 (3)学童、生徒の過激な運動の自粛 を要請する。	第二種措置 1　主要ばい煙排出者に対し、 (1)原則として通常燃料使用量の 25%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2)燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3)炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその排出防止に努めること を勧告する。 2　1以外のばい煙排出者に対し、 (1)ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2)不要不急の燃焼を中止することを勧告する。 3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し、 (1)自動車の使用自粛 (2)外出の自粛 (3)学童、生徒の過激な運動の中止 を要請する。	第三種措置 1　ばい煙排出者に対し、 (1)原則として通常燃料使用量の40%減もしくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 (2)燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。 (3)炭化水素系物質を取り扱っている場合(貯蔵を含む。)はその作業の中止を勧告する。 2　必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。 3　一般県民に対し、 (1)自動車の使用自粛 (2)外出の自粛 (3)学童、生徒の屋外運動の中止 を要請する。

1　ばい煙排出者がとる措置については、排煙脱硝装置の設置等、通常時の対策が、ほかのばい煙排出者よりも格段進んでいるものとして知事が承認する場合は、当分の間このことを考慮するものとする。

2　主要ばい煙排出者が協力要請、勧告又は命令に基づいてとる措置については、日の入り時刻をもって解除することができる。

3　炭化水素系物質とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100度以下のもの）又は単一有機溶剤（1気圧の状態において、沸点が100度以下であるもの）をいう。

藤沢市環境基本条例

制定　平成８年９月 20 日　条例第 16 号
改正　平成 12 年３月 30 日　条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人々の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２） 地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（３） 公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

３　地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち、市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

３　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第７条　旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　基本施策

（市の基本施策）

第８条　市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（１）　公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

（２）　野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。

（３）　海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。

（４）　地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。

（５）　地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市形成を推進すること。

（６）　廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。

（７）　廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。

（８） 地球温暖化の防止、オゾン層の保護に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。

（９） 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策。

第３章　総合的推進のための施策

（環境基本計画）

第９条　市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 21 条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第 10 条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

２　市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

（年次報告）

第 11 条　市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第４章　効果的推進のための施策

（規制の措置）

第 12 条　市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

（経済的措置）

第 13 条　市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全等に

関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。

2　市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課すための措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する教育及び学習）

第 14 条　市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

（自発的活動の支援）

第 15 条　市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

（市民等の意見の反映）

第 16 条　市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

（情報の提供及び公開）

第 17 条　市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（調査及び研究の実施）

第 18 条　市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

（監視等の体制の整備）

第 19 条　市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第 20 条　市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努

めなければならない。

第５章　藤沢市環境審議会

（環境審議会）

第 21 条　環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項。

３　審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　市民

（２）　事業者

（３）　学識経験者

５　委員の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則　（抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（藤沢市生活環境確保に関する基本条例の廃止）

２　藤沢市生活環境確保に関する基本条例（昭和 46 年藤沢市条例第 21 号）は、廃止する。

（藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正）

３　藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 46 年藤沢市条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則（平成 12 年条例第 44 号）抄

1　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

5　この条例の施行の日の前日において藤沢市環境審議会の委員である者のうち第４条の規定による改正前の藤沢市環境基本条例第 21 条第４項第４号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、同条第５項の規定にかかわらず、その日に満了する。

公害関係及び鳥獣保護管理関係法令の変遷・環境保全課に関することがら

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1951年(昭和26年) 「神奈川県事業場公害防止条例」公布	
1958年(昭和33年) 12月「公共用水域の水質の保全に関する法律」並びに「工場排水等の規制に関する法律」公布('59. 3施行)	
1962年(昭和37年) 6月「ばい煙の排出の規制等に関する法律」公布(指定地域の煤煙の排出濃度規制)('62.12施行)	
1963年(昭和38年) 3月「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」(狩猟法の一部改正・名称改称・鳥獣保護員制度・都道府県の鳥獣保護事業責任遂行のため鳥獣保護事業計画の作成)	1963年(昭和38年) 鵠沼神明で騒音・大気汚染問題発生
1964年(昭和39年) 3月　総理府に公害対策推進会議を設置 「神奈川県公害の防止に関する条例」公布	1964年(昭和39年) 商工課内で公害行政に着手
1966年(昭和41年) 9月 新型車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)	1966年(昭和41年) 境川・引地川水系水質浄化等促進協議会設立
1967年(昭和42年) 8月「公害対策基本法」公布　(同日施行) 8月「航空機騒音による障害の防止等に関する法律」公布(同日施行)	1967年(昭和42年) 課名変更(市民安全課公害係)
1968年(昭和43年) 6月「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布('68.12施行)	
1969年(昭和44年) 2月「硫黄酸化物に係る環境基準」閣議決定 7月「大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準」告示 12月「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布	1969年(昭和44年) 課名変更(環境指導課) 4月 騒音規制法に基づく地域指定される(市内全域)
1970年(昭和45年) 2月「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定 4月「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定(健康項目7項目・生活環境項目5項目) 4月 神奈川県「深夜騒音の規制措置要綱」制定 6月「公害紛争処理法」公布('70.11施行) 8月 使用中の自動車の一酸化炭素排出規制開始 8月 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定閣議決定 12月「水質汚濁防止法」公布('71.6施行) 他公害関係14法の制定及び改正	1970年(昭和45年) 組織変更(公害対策事務局) 4月 二酸化鉛法による二酸化硫黄の測定を開始
1971年(昭和46年) 3月「神奈川県公害防止条例」公布('71. 9施行) 「良好な環境の確保に関する基本条例」公布	

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1971年(昭和46年) 5月「騒音に係る環境基準」閣議決定 「神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要綱」制定 6月「悪臭防止法」公布('72. 5施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布(同日施行) 7月　環境庁設置法施行(公害防止行政及び自然関係行政・鳥獣保護行政等の自然関係行政所掌) 8月「神奈川県公害防止条例施行規則」公布 10月「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の上乗せ条例を公布 12月「水質汚濁に係る環境基準について」環境庁告示 「硫黄酸化物等に係る大気汚染緊急時の措置要綱」制定	1971年(昭和46年) 組織変更(公害防止課) 5月 藤沢市公害防止資金融資要綱施行
1972年(昭和47年) 3月「大気汚染防止法施行令」一部改正公布 (ディーゼル車黒煙の規制) (同日施行) 6月「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」一部改正公布 (無過失賠償責任の適用) ('72.10施行) 「公害等調整委員会設置法」公布('72. 7施行) 「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」公布(同日施行) 12月「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」環境庁告示 「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」制定	
1973年(昭和48年) 4月 神奈川地域公害防止計画策定 5月「大気の汚染に係る環境基準について」環境庁告示 8月 固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準の設定 10月「公害健康被害の補償等に関する法律」公布 ('74. 9施行) 12月「航空機騒音に係る環境基準について」環境庁告示	1973年(昭和48年) 課名変更(公害課) 5月 悪臭防止法に基づく地域指定
1974年(昭和49年) 1月「自動車排出ガスの量の許容限度」環境庁告示 6月「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」公布(同日施行) 9月 水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (総水銀・アルキル水銀の基準値設定) 9月 渡り鳥保護条約批准(日本とアメリカ間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護) 11月 大気汚染防止法施行令の一部を改正する法令公布 (総量規制地域指定) (同日施行)	1974年(昭和49年) 5月 水質汚濁防止法に基づく事務を委任
1975年(昭和50年) 2月 水質汚濁にかかる環境基準の一部改正(ＰＣＢ追加) 2月「ガソリン(ＬＰＧ)車の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(新車)の車種別について窒素酸化物に係る51年度規制」環境庁告示 7月「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」環境庁告示 9月「自動車騒音の大きさの許容限度」環境庁告示	1975年(昭和50年) 4月 藤沢市公害防止資金利子補助金公布要綱施行 4月 南部下水処理場内に分析センター発足

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1976年(昭和51年) 3月 神奈川県「大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準」制定 5月「神奈川県湿性大気汚染(酸性雨)対策暫定措置要綱」制定 6月「振動規制法」公布　('76.12施行) 12月「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」環境庁告示(53年規制)	
	1977年(昭和52年) 8月 藤沢市内31ヶ所に水準基標設置 10月 振動規制法に基づく地域指定(市内全域)
1978年(昭和53年) 3月「神奈川県公害防止条例」公布(全面改正)('78.9施行) 7月 大気の汚染に係る環境基準の一部改正(二酸化窒素に係る環境基準改正)環境庁告示 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」一部改正	
1979年(昭和54年) 1月 神奈川県が富士見台小学校で航空機騒音の測定を開始 8月「軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制」環境庁告示	
1980年(昭和55年) 9月「神奈川県公害防止条例施行規則一部改正」公布(事務の委任　政令3市)('80.10施行) 10月「神奈川県環境影響評価条例」公布('81.7施行) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(通称ワシントン条約)」及び「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約)」に加入	1980年(昭和55年) 5月 航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型指定される 10月 神奈川県公害防止条例の許認可関係等の事務が、知事から市長に委任 大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の事務が、知事から市長へ委任
1981年(昭和56年) 4月「渡り鳥等保護協定」発効(日本とオーストラリア間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護) 9月「渡り鳥等保護協定」署名・発効(日本と中華人民共和国間の渡り鳥及び絶滅のおそれある鳥類並びにその環境の保護) 10月「神奈川県公害防止条例一部改正」公布(深夜飲食店営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限)('82.4施行) 11月「水質汚濁防止法施行令一部改正」公布(特定施設の追加11業種)('82.1施行)	1981年(昭和56年) 4月 藤沢市消防本部において、窒素酸化物の自動測定局を設置し、測定を開始 9月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正
1982年(昭和57年) 3月「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」制定 9月「自動車騒音の大きさの許容限度」環境庁告示 12月 神奈川県「悪臭防止対策に関する指導要綱」公布('83.4施行)	1982年(昭和57年) 4月 窒素酸化物の自動測定局を長後市民センターに移設

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1983年(昭和58年) 9月「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正(NOx規制)」	1983年(昭和58年) 4月 窒素酸化物の自動測定局を富士見台小学校に移設 8月 明治市民センターにおける航空機騒音測定開始
1984年(昭和59年) 5月「相模湾富栄養化対策指導指針」及び「神奈川県生活排水対策推進要綱」施行 12月 神奈川県要綱「新設工場等に係る指導水質」制定	1984年(昭和59年) 3月 境川除塵機設置 6月 藤沢市南部地域13カ所に水準基標設置
1985年(昭和60年) 5月「水質汚濁防止法施行令一部改正」公布(窒素・燐の排出基準設定)(同日施行) 6月「大気汚染防止法施行令一部改正」公布(小型ボイラーを規制対象)('85. 9施行)	1985年(昭和60年) 3月 境川水質自動測定所設置 4月 獺郷でカドミウム汚染 7月 藤沢市東部地域12カ所に水準基標設置
	1986年(昭和61年) 3月 引地川水質自動測定所設置 全国青空コンテスト参加 厚木飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型指定の変更
1987年(昭和62年) 5月 水質汚濁防止法による「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」制定('87. 7施行) 6月「神奈川県公害防止条例施行令一部改正」公布(指定施設の見直し・硫黄酸化物の規制基準の見直し)(同日施行) 10月「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(ガスタービン・ディーゼル機関を規制対象施設に追加)('88. 2施行)	1987年(昭和62年) 8月 全国星空コンテスト参加
1988年(昭和63年) 2月「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正公布(ガスタービン等の規制基準の適用等)(同日施行) 4月「神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱」施行 8月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(飲食店・弁当製造業等を規制対象事業所として追加)('88.10施行)	1988年(昭和63年) 11月 山田橋湧水のトリクロロエチレン汚染
1989年(昭和64年・平成元年) 1月 神奈川県「ガスタービン・ディーゼル機関・ガスエンジン及びガソリンエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱」制定('89. 2施行) 3月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加)('89.10施行) 6月「水質汚濁防止法の一部改正」公布(有害物質を含む特定地下浸透水の浸透禁止、地下水の常時監視)('89.10施行)	1989年(昭和64年・平成元年) 6月 騒音計の貸出しを開始 7月 航空機騒音表示盤を湘南台文化センターに設置 7月 航空機騒音テレメータシステムを導入 湘南台文化センターと滝の沢小学校における航空機騒音測定開始 7月 大気汚染測定局を湘南台文化センターに設置 8月 大気汚染測定テレメータシステムを導入
1990年(平成2年) 4月「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正(有機溶剤を用いた脱脂洗浄施設の見直し)公布('90. 5施行) 6月「水質汚濁防止法」の一部改正公布(生活排水対策の推進) 7月「先端技術産業立地環境対策暫定指針」施行 11月「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加)('91. 2施行)	1990年(平成2年) 6月 引地川除塵機設置

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1991年(平成３年) ４月「神奈川県化学物質環境安全管理指針」施行 ７月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(トリクロロエチレン等の蒸留施設を特定施設に追加)('91.10施行) ８月「土壌の汚染に係る環境基準について」環境庁告示 12月「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」環境庁告示(水質自動監視測定装置による測定方法の追加)	1991年(平成３年) ８月 公害学習展を開催 ９月 水質テレメータシステムを導入 12月 公害関係届出書類等の自動検索システムを導入 12月 分析担当に電気自動車を導入
1992年(平成４年) ６月「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布('92.12施行) ６月　環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催	1992年(平成4年) ８月 環境学習展を開催
1993年(平成５年) ３月「水質汚濁に係る環境基準の一部改正」環境庁告示 (健康項目を９項目から23項目に追加) ６月「悪臭防止法施行令」の一部改正公布 (悪臭物質を10物質追加) ８月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(排水規制の対象となる項目として海域の窒素・りんを追加)('93.10施行) 11月「環境基本法」公布(同日施行) 12月「水質汚濁防止法施行令」の一部改正公布(有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加)('94.２施行)	1993年(平成５年) ９月 環境学習展を開催
1994年(平成6年) ２月「土壌の汚染に係る環境基準」についての一部改正 ３月「大気汚染防止法施行令」の一部改正公布(政令市の追加指定)('94.４施行) ３月「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」公布('94.５施行) ４月「悪臭防止法施行規則」の一部改正(排出水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定) ５月「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置施行令及び施行規則」公布 ('94.５施行) 10月「大気汚染防止法第４条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排出基準を定める条例の一部を改正する条例」公布 (鉛及び砒素に係わる許容限度の改正)('95.２施行) 10月「神奈川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則」公布(有害物質の追加、指定作業、施設の範囲の拡大、排煙の規制基準の改正、水質汚濁防止に関する規制基準の追加)('95.２施行) 12月「ガスタービン、ディーゼル機関、ガスエンジン及びガソリンエンジンに係わる窒素酸化物対策指導要綱」の一部改正(「その他の地域」に係わる指導基準値の強化) ('95.２施行) 12月「脱脂洗浄施設及びドライクリーニング施設の排出ガスに係わる有機塩素系溶剤対策指導要綱」制定 ('95.２施行)	1994年(平成6年) ４月 大気汚染防止法に基づく事務を委任される ７月 環境学習展を開催
1995年(平成７年) ４月「神奈川県公害防止条例施行規則」の一部改正 (排水の測定方法の規格番号の変更)(同日施行)	1995年(平成７年) 課名変更(環境保全課) ３月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1995年(平成７年) ４月「悪臭防止法の一部を改正する法律」(嗅覚測定法の導入) ('96. ４施行) ６月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」('95. ７施行) (低品位炭使用ボイラーに係るばいじんの排出基準の改正) ７月「排出基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」('96. ７施行)	1995年(平成７年) ８月　簡易二酸化窒素測定器の貸出しを開始 10月、11月　環境学習展を開催
1996年(平成８年) １月「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」('96. ４施行) ３月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」 (酸素燃焼技術に係る改正)(同日施行) ３月「神奈川県環境基本条例」公布 ('96. ４施行) ５月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気の汚染防止)('97. ４施行) ６月「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(地下水の水質浄化のための措置・油流出事故時の措置)('97. ４施行) ７月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法令」 ('97. ４施行) 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令」 ('97. ４施行) 12月「騒音規制法施行令の一部を改正する政令」('97.10施行)	1996年(平成8年) ４月　天然ガス自動車導入 ９月　「藤沢市環境基本条例」公布('96. ９施行)
1997年(平成９年) １月「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」 ('97. ４施行) ２月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」 ('97. ４施行) 「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準」環境庁告示 ３月「地下水の水質の汚染にかかる環境基準」環境庁告示 ８月「大気汚染防止法施行令の一部改正する政令」公布(ダイオキシンを有害大気汚染物質に指定等)('97.12施行) 10月「大気汚染防止法第４条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」公布('98. ４施行) 10月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布 ('98. ４施行) 12月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」公布 ('98. ４施行)	1997年(平成９年) 10月　環境学習展を開催
1998年(平成10年) ３月「神奈川県公害防止条例」廃止 ３月 第四次「相模湾富栄養化対策指導指針」制定('98. ４施行) ４月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」 (廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準の改正) ('98. ７施行) ４月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」(排水測定方法の規格番号等の変更) ('99. ４施行) ５月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 ('98. ６施行)	1998年(平成10年) ４月 大気汚染測定局を御所見小学校に設置 ４月 藤沢市環境基本計画策定 ６月 第３回藤沢市環境フェアに参加 ７月 環境学習展を開催 ８月 環境学習展を開催

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
1998年(平成10年) 7月「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」 「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準等の一部を改正する告示」 (医療法の一部(診療所の規定)を改正する法律の施行に伴う改正)('99. 7施行) 9月「排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令」公布、一部業種の暫定排水基準の適用期限延長('98.10施行) 「騒音に係る環境基準について」新たな環境基準の設定('99. 4施行) 11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」 排煙の測定頻度及び拡声器騒音規制に関する改正('98.10施行) 12月「騒音規制法施行令等の一部を改正する政令」関係行政機関の長等に対して協力を求めることに関する事務の委任('98.12施行) 大気汚染の状況の公表('99. 4施行)	
1999年(平成11年) 2月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」環境基準に健康項目として新たに3項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)を追加 3月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」小型焼却炉を指定施設に指定('99. 7施行) 4月「騒音に係る環境基準について」('99. 4施行) 4月「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」(「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の改正)('99. 4施行) 4月　道路面騒音測定環境基準の見直し(L50からLAeqに変更) 7月「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)公布('00. 3施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布('00. 1施行) 7月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(都道府県の権限一部移譲に伴う鳥獣捕獲等許可事務の移譲) 9月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正 廃棄物焼却炉に係るばいじん規制基準の改正('99.10施行) 12月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(「ジクロロメタンによる洗浄施設」及び「ジクロロメタンの蒸留施設」を追加)('00. 3施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」を制定('00. 1施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」を制定('00. 1施行) 「ダイオキシン類による大気の汚染水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」('00. 1施行)	1999年(平成11年) 3月 藤沢橋自動車排出ガス測定局建て替え 7月 第4回藤沢市環境フェアに参加 8月 みんなの消費生活展に参加 12月 藤沢市役所大気汚染測定局を地上独立局へ移設
2000年(平成12年) 3月　PRTR法施行(化学物質排出量の届出・公表の義務)	2000年(平成12年) 3月「引地川水系ダイオキシン汚染事件」が発生 4月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正 7月 第5回藤沢市環境フェアに参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
	2000年(平成12年) ８月 みんなの消費生活展に参加 ８月 三宅島噴煙が原因で二酸化硫黄が環境基準を超過
2001年(平成13年) １月 中央省庁再編により環境庁を改組し、環境省を設置(１月６日) １月「神奈川県生活環境保全等に関する条例」の一部改正(大型小売店における夜間小売業に係る届出や外部騒音の防止の規定) ３月「土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正(ふっ素及びほう素を追加) ４月「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」(ジクロロメタンの追加)環境省告示 ６月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(有害物質としてほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の追加)('01.７施行) ６月「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の改正法「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」成立(新たに粒子状物質が対策の対象)('01.12～'02.10施行) ６月　測量法改正(世界測地系移行)('02.４施行) ７月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(有害物質にほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加、排水基準の設定、業者により暫定的な排水基準が設定 「石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設」が特定施設に追加 11月　ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設として硫酸カリウムの製造に係る施設等を追加('01.11施行)	2001年(平成13年) ３月 環境省「日本の水浴場88選」に片瀬東浜が選定される ４月 合併処理浄化槽設置助成制度を開始 ７月 第６回藤沢市環境フェアに参加 ８月 みんなの消費生活展に参加 11月 環境省「かおり風景100選」に「鵠沼、金木犀の住宅街」が選定される
2002年(平成14年) ３月「大気汚染防止法第4条第１項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例」(上乗せ条例)により、有害物質にふっ素を追加 ３月「神奈川県生活環境保全等に関する条例施行規則の一部改正」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を特定有害物質等に追加)(環境管理事業所の認定における欠格事項に係る法律を追加) ４月　ＰＲＴＲ法に基づく事業者からの届出開始 ４月「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律全面改正) ５月 土壌汚染対策法が公布('03.２施行) ５月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(純酸素を用いるガラス溶融炉の窒素酸化物の排出基準の改正) ７月 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を告示('02.９施行)	

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2002年(平成14年) 7月 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設としてカーバイト法アセチレン製造施設に係る施設等を追加('02. 8施行) 10月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正」(運行規制や低公害車導入義務等の追加による自動車排出ガス対策の強化)('03. 4～'06. 4施行) 11月「土壌汚染対策法施行令」公布('03. 2施行) 12月「土壌汚染対策法施行規則」公布	2002年(平成14年) 6月 第7回藤沢市環境フェアに参加 8月 みんなの消費生活展に参加
2003年(平成15年) 2月「土壌汚染対策法」施行 3月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(ガス発生炉等におけるばいじん及び窒素酸化物の測定頻度を5年に1回以上に改正) 4月 自動車NOx・PM法施行 4月 片瀬小学校にて航空機騒音測定(県実施1年間で終了) 7月 県自動車NOx・PM総量削減計画大臣承認 10月 県生活環境保全の条例改正(ディーゼル車の運行規制(DPF・酸化触媒の装着)) 11月 悪臭防止法による規制について、県では「特定悪臭物質規制」に代えて人の嗅覚を用いて悪臭を判定する「臭気指数規制」を導入 11月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示(環境基準に亜鉛を追加)	2003年(平成15年) 3月 大気汚染測定テレメータシステムと水質テレメータシステムを統合した環境監視システム装置を導入 4月 大気汚染測定局を明治市民センターに設置 4月 組織変更に伴う変更 ①航空機騒音の住宅防音、要請行動等の業務が渉外課に移管 ②みどり課、減量推進課の統廃合に伴い環境保全課に鳥獣保護管理・スズメバチの巣の撤去が移管 ③下水道浄化センターの機器分析を環境保全課に一元化 ④合併浄化槽補助事業が下水道業務課に移管 6月 第8回藤沢市環境フェアに参加 8月 みんなの消費生活展に参加 10月 第34回藤沢市総合かがく展に参加
2004年(平成16年) 3月「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」閣議決定(浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染防止を図るため原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するため) 3月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正」(化学物質の適正管理関係、土壌汚染対策関係及び環境汚染発生時の措置関係等の規定を強化・追加)('04. 4～'05. 4施行) 4月 県が辻堂小学校で航空機騒音の測定を開始 5月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(揮発性有機化合物排出施設を新たに規制)('06. 4施行) 6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布('05. 6. 1施行)同法により特定外来生物に指定された鳥類・哺乳類等について、「飼養・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外に放つこと」が原則禁止 12月「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正」(公害防止管理者の選任すべき要件の緩和、選任の区分の見直し等)('05. 4、'06. 4施行)	2004年(平成16年) 4月 藤沢市新エネルギービジョン作成 4月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正 5月 境川・引地川でコイヘルペスウイルスによるコイの大量死 7月 第9回藤沢市環境フェアに参加 10月 第35回藤沢市総合かがく展に参加
2005年(平成17年) 5月「大気汚染防止法施行令」改正(揮発性有機化合物排出抑制関係) 6月「大気汚染防止法施行規則」の改正(揮発性有機化合物排出抑制関係) 6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 11月「神奈川県内の石綿(アスベスト)問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市による協定」の締結('05. 11. 4)	2005年(平成17年) 4月「藤沢市公害防止資金融資要綱」を廃止し、経済部の「中小企業近代化資金」に一元化 4月 水質自動測定所、測定項目の一部廃止(COD、シアン、アンモニア) 4月 湘南台文化センター一般環境大気測定局において測定項目の一部廃止(一酸化炭素) 6月 第10回藤沢市環境フェアに参加 10月 エコタウンかながわ2005に参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2005年(平成17年) 11月　アスベストの飛散防止対策推進のため神奈川労働局、県大気汚染防止法政令市で協定を締結、法令に基づいた事業者指導等の協力連携 12月「大気汚染防止法施行令及び同法施行規則」の一部改正(特定粉じん(アスベスト)排出作業の規制対象に断熱材、保温材、耐火被覆材を追加、建築物の規模等の要件撤廃('06．3．1施行)	2005年(平成17年) 10月 航空機騒音測定局を移設(湘南台文化センターから天神小学校、明治市民センターから明治小学校) 湘南台文化センターの航空機騒音表示盤を廃止 11月 第36回藤沢市総合かがく展に参加
2006年(平成18年) 2月「大気汚染防止法施行令及び同法施行規則」の一部が改正、アスベストを使用した工作物の解体等も規制の対象となる 2月 外来生物法に基づく特定外来生物に第二次指定43種追加 3月「油汚染対策ガイドライン」(鉱油類の汚染土壌の対応について)環境省中央環境審議会が取りまとめ 11月 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの健康リスクの低減を図るための指針値定まる 11月「亜鉛含有量の排水基準の見直し」('06.12.11施行)	2006年(平成18年) 3月 藤沢市環境基本計画の改定 6月 第11回藤沢市環境フェア参加 11月 第37回藤沢市総合かがく展に参加
2007年(平成19年) 6月「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し) ('07．7．1施行) 7月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し)('07．7．1施行) 12月「航空機騒音に係る環境基準について」一部改正の告示(航空機騒音に係る環境基準をWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)からＬｄｅｎ(時間帯補正等騒音レベル)へ変更) ('13．4．1施行)	2007年(平成19年) 6月 第12回藤沢市環境フェアに参加 6月「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」制定 10月 ～2008年２月 神奈川県より電気自動車の貸与を受け、「利用実証実験」に協力 11月 第38回藤沢市総合かがく展に参加
2008年(平成20年) 9月「排水基準の定める省令の一部を改正する省令」(りん含有量及び窒素含有量の暫定基準の見直し) ('08.10．1施行)	2008年(平成20年) 6月 第13回藤沢市環境フェアに参加 8月「引地川水系ダイオキシン汚染事件」の原因となった焼却炉の解体終了 10月 第39回藤沢市総合かがく展に参加
2009年(平成21年) 4月 土壌汚染対策法改正(一定規模以上の土地の形質変更時の届出及び調査制度の創設、土壌汚染が判明した区域の指定制度の変更、汚染土壌処理業制度の創設)('10．4.22公布) 9月「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」環境省告示(微小粒子状物質に環境基準が設定) 11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 (二酸化炭素の排出の抑制に関する指針の廃止) ('10．4．1施行)	2009年(平成21年) 4月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正 6月 第14回藤沢市環境フェアに参加 10月 第40回藤沢市総合かがく展に参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2009年(平成21年) 11月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」告示(水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準項目に1,4－ジオキサンを追加、1，1－ジクロロエチレンの環境基準値を見直し地下水の水質汚濁に係る環境基準項目については、塩化ビニルモノマー、1,4－ジオキサンを追加、1,2－ジクロロエチレンと1,1－ジクロロエチレンを見直し)	
2010年(平成22年) ５月「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(ばい煙の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、改善命令等の要件の見直し、事業者の責務規定の創設、(大気汚染防止法))(排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事故時の措置の対象の追加、事業者の責務規定の創設(水質汚濁防止法))('11．４．１施行) ７月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し)('10．７．１施行) ９月「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について(相模川下流の水域類型を見直し) 10月「中央環境審議会の今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第９次答申)」有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直し等、健康リスク低減を図るため砒素及びその化合物に指針値を定める	2010年(平成22年) ３月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」改正 ６月 第15回藤沢市環境フェアに参加 10月 第41回藤沢市総合かがく展に参加 10月 水辺に親しむ会に参加(引地川親水公園で水質検査を行った)
2011年(平成23年) ３月 東日本大震災発生 ６月「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布(有害物質使用特定施設(下水道合流地域)及び有害物質貯蔵指定施設の設置者等について届出規定の創設、基準遵守義務の創設、基準遵守義務違反時の改善命令の創設、定期点検義務の創設)('12．６．１施行) ７月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」公布(指定事業所の設置等の手続き等の簡素・合理化、環境配慮推進事業所の登録制度及び化学物質の自主管理状況の報告制度の創設、環境情報の提供等を促進するための規定を定める('12．10．１施行) ７月「土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(自然由来土壌汚染地及び臨海埋立地度の特例を定め、自然由来重金属汚染等による土壌汚染の調査の特例の創設等を行う)('11．７．８施行) 10月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する環境省告示」(カドミウムの環境基準値の見直し) 10月「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する環境省告示」(カドミウムの環境基準値の見直し) 10月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(1,1－ジクロロエチレンの排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し、亜鉛の暫定排水基準の適用期限を、３業種について延長)('11．11．１施行)	2011年(平成23年) ３月 東日本大震災発生 ５月 神奈川県と共同で海水の放射能濃度測定開始 ６月 市内各所で放射線量の測定開始 10月 第42回藤沢市総合かがく展に参加 12月 第16回藤沢市環境フェアに参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2012年(平成24年) ３月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(改正法の施行に伴い、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について規定、その他の必要な改正を行う)('12．６．１施行) ５月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(有害物質にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが追加された。指定物質にクロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物並びにフェノール類及びその塩類を追加、特定施設の追加('12．５．25施行) ５月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(1,4-ジオキサンを排水基準(一律基準)の対象項目に追加)('12．５．25施行) ５月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについて、地下水の浄化措置命令に関する基準を定めた)('12．６．１施行) ８月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(水生生物の環境基準項目にノニルフェノールを追加) ８月「底質調査方法について」(水質の環境基準項目及び要監視項目等の追加、分析方法が著しく改良された項目の追加等) 10月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(指定物質に1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)を追加)('12.10．１施行) 11月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」(事故時の措置の対象物質として、1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、フェノール類の塩類並びにマンガン及びその化合物を追加('12.12．１施行) 2013年(平成25年) ３月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(水生生物の環境基準項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加、要監視項目に4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4ジクロロフェノールを追加) ３月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(揮発性有機化合物排出者が測定し結果を記録しなければならない当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物排出濃度の測定回数を年２回以上から年１回以上に改正)('13．３．６施行) ３月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」(１日平均値が70μg/m³を超えると予想される場合には朝方の判定方法(一般環境大気測定局の「午前５～７時」における時間の値の「平均値の中央値」が「85μg/m3」を超過した場合)により注意喚起を行うことが適当と判断された)('13．３．１施行) ３月 神奈川県は環境省の暫定指針に基づきPM2.5の濃度が高くなる場合に備え、平成25年３月９日から朝８時に判定する高濃度予報の提供を行う	2012年(平成24年) ４月 第2次一括法「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法が改正され、これにより県が告示していた各法律について市が告示することになった('12．６．１施行) 騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視業務が神奈川県から市に委譲 10月 第43回藤沢市総合かがく展に参加 11月 藤沢自然と親しむ会に参加 12月 第17回藤沢市環境フェアに参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2013年(平成25年) ６月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物並びに硝酸化合物における暫定排水基準を見直し)('13．７．１施行) ６月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(特定工事の実施の届出義務者が受注者から発注者及び自主施行者に変更、解体等工事の受注者に対し事前調査並びに調査結果の説明及び掲示の義務付け、都道府県知事等による立入検査等の対象拡大)('14．６．１施行) ７月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正」(ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の強化及び1,4-ジオキサンの排水基準を追加、その他の必要な改正) ('13．７．30施行) ７月「神奈川県告示第424号」(公共用水域の類型見直しのため、境川(柏尾川合流点より上流(柏尾川を除く)の区域)がD類型、境川(柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)がC類型、引地川(全域)がC類型)('13．７．30) ９月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(閉鎖性海域の窒素・燐に係る暫定排水基準の見直し) ('13．10．１施行) 11月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」午前7時以降にPM2.5の濃度が上昇する事例が多数確認されたことから午後からの活動に備えた日中の判定方法(「午後５～12時」における８時間の値の「平均値」が「80μg/m³」を超過した一般環境大気)についても判定を行うこととなる('13．11．13) 12月 神奈川県は平成25年12月５日から午後1時の判定についても高濃度予報の提供を行う	2013年(平成25年) ９月 藤沢市役所一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の測定開始 10月 第44回藤沢市総合かがく展に参加 11月 第18回ふじさわ環境フェアに参加
2014年(平成26年) ８月「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」(1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量、第二溶出量地下水基準の見直し)('14．８．１) 11月「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の改正について」(トリクロロエチレンの環境基準の見直し) ('14．11．17施行) 11月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(カドミウムの排水基準および地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直し) 11月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合において、最新の情報をふまえて検討が行われ、「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について(第二次)をとりまとめた ('14．11．28)	2014年(平成26年) 10月 御所見小学校一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の測定開始 10月 第45回藤沢総合かがく展に参加 12月 第19回ふじさわ環境フェアに参加
2015年(平成27年) ５月「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に変更、鳥獣の管理を強化する内容が追加)('15．5．29施行) ６月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀に関する水俣条約の実施を確保するための水銀排出規制) ('18．４．１施行)	2015年(平成27年) ３月 環境分析センター竣工(本藤沢２－１－１) ５月 引地川水質自動測定所廃止 ８月 第2回リサイクルプラザ藤沢フェア～ECO²(エコエコ)夏祭り～に参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2015年(平成27年) ９月「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準が見直し)('15.10.21施行)	2015年(平成27年) ９月 藤沢橋自動車排出ガス測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の測定開始 10月 第46回藤沢市総合かがく展に参加 11月 第20回ふじさわ環境フェアに参加
2016年(平成28年) ３月「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」(塩化ビニルモノマーの項目名がクロロエチレンに変更、クロロエチレン及び1,4-ジオキサンに土壌の汚染に係る環境基準を設定)('17.４.１施行) 「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」(特定有害物質としてクロロエチレンを指定)('17.４.１施行) ３月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成28年３月30日告示、環境省告示第37号)告示(生活環境項目環境基準として、公共用水域における底層溶存酸素量が新たに追加され、基準値が設定された) ６月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物並びに硝酸化合物における暫定排水基準と見直し)('16.７.１施行) 11月「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」亜鉛含有量における暫定排水基準の見直し('16.12.11施行) 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」カドミウム及びその化合物における暫定排水基準の見直し('16.12.１施行)	2016年(平成28年) ３月 境川水質自動測定所廃止 ７月 第3回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加 10月 境川・引地川水系水質浄化等促進協議会の解散 10月 第47回藤沢市総合かがく展に参加 11月 第21回ふじさわ環境フェアに参加 12月 湘南台文化センターから湘南台小学校へ一般環境大気測定局を移設 12月 湘南台小学校一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の測定開始
2017年(平成29年) ５月 土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(土地の形質の変更の届出に併せ土壌汚染状況調査結果の提出、区域指定解除台帳の調整等)('18.４.１施行) (一時的免除中、操業中の事業所における土地形質の変更の届出、認定調査の合理化、土壌汚染状況調査の合理化等)('19.４.１施行)	2017年(平成29年) ８月 第4回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加 10月 第48回藤沢市総合かがく展に参加 10月 明治市民センター一般環境大気測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の測定開始 12月 第22回ふじさわ環境フェアに参加 12月 藤沢市役所新庁舎内覧会に参加
2018年(平成30年) ６月 「神奈川県告示第328及び329号」公共用水域の類型見直し(目久尻川、小出川がB類型、境川、引地川、目久尻川、小出川が生物B類型) 11月 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」の一部を改正(トリクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準の見直し)('18.11.19施行)	2018年(平成30年) ８月 第5回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加 10月 第49回藤沢市総合かがく展に参加 11月 第23回ふじさわ環境フェアに参加
2019年(平成31年・令和元年) ６月 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物における暫定排水基準を見直し)('19.７.１施行) 11月 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(金属鉱業におけるカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の適用期間を延長)('19.12.１施行)	2019年(平成31年・令和元年) ８月 第6回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco²(エコエコ)夏祭りに参加 10月 第50回藤沢市総合かがく展に参加 11月 第24回ふじさわ環境フェアに参加

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2020年(令和２年) ３月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」公布（優良環境管理事業所制度の創設、災害時の規定の創設）（'20.10.１施行） 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 （カドミウム及びトリクロロエチレンの基準見直し） ４月「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」 「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」 （カドミウム及びトリクロロエチレンの基準見直し） （'21.４.１施行） ５月「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの要監視項目追加 ６月「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（解体等工事における石綿調査報告に関する届出義務創設、有資格者による調査報告の義務化等） （'21.４.１から'23.10.１まで段階施行） ８月「中央環境審議会の今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第12次答申）」塩化メチル及びアセトアルデヒドについて指針値を定める 12月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」 （住宅宿泊事業に該当するものの用に供する厨房施設等を特定施設から除外）（'20.12.19施行） 「押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」 （環境法令における押印の廃止）（'20.12.28施行）	2020年（令和２年） 12月 ふじさわ環境パネル展 （新型コロナウイルス感染拡大防止により中止となったふじさわ環境フェアの代替事業としてパネル展示に参加）
2021年(令和３年) ３月「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」 （石綿関連規定の創設（届出、住民周知、非常時の措置等））（'21.10.１施行） ９月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」 （電気めっき業の亜鉛に係る暫定排水基準が見直し） （'21.12.11施行） 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」 （ボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃し、バーナーの有無に係わらず燃料の燃焼能力のみを要件とする） （'22.10.１施行） 10月「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」 「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（六価クロムの基準見直し、大腸菌群数から大腸菌数へ変更）（'22.４.１施行） 12月「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」（環境大臣が指定する圧縮機を規制対象外とする）（'22.12.１施行）	2021年(令和３年) ３月「藤沢市光化学スモッグ対策要綱」を廃止 （同様の内容である「光化学スモッグ及び微小粒子状物質の緊急時措置等体制」を定めているため） 11月 第52回藤沢市総合かがく展に参加（パネル展示） 12月 令和３年度ふじさわ環境パネル展に参加
2022年(令和４年) ３月「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」 （ボイラー要件の変更に関連する規定改正、石綿事前調査結果報告の項目追加） （'22.３.３、一部'22.10.１施行）	

国　及　び　県	藤　沢　市(環境保全課)
2022年(令和４年) ５月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準を見直し)('22．７．１施行) 12月「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」 (施行令第３条の３の指定物質にアニリン、ＰＦＯＡ及びその塩等４物質が追加された)('23．２．１施行) 2023年(令和５年) ５月「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」工作物の解体等工事における石綿事前調査について、有資格者による調査の義務化 11月「大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(「大気粉じん中のクロムの形態別測定方法」の改訂に伴うもの) 2024年(令和６年) １月「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」 (六価クロム化合物に係る排水基準見直し及び大腸菌群数から大腸菌数へ変更) (六価クロム化合物は2024．４．１施行、大腸菌数については2025．４．１施行)	2022年(令和４年) ８月 第7回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco^2(エコエコ)夏祭りに参加 10月 第53回藤沢市総合かがく展に参加(パネル展示) 11月 第25回ふじさわ環境フェア Ｅｃｏ２まつり２０２２に参加 2023年(令和５年) ８月 第8回リサイクルプラザ藤沢フェア～Eco^2(エコエコ)夏祭り２０２３～に参加 10月 第54回藤沢市総合かがく展に参加(パネル展示) 11月 第26回ふじさわ環境フェア Eco^{2}まつり２０２３に参加

藤沢の環境

令和５年度

発行日　　２０２４年１２月
発行者　　藤沢市役所
　　環境部環境保全課
住所　　〒２５１－８６０１
　　藤沢市朝日町１－１
電話番号　　０４６６－５０－３５１９

この冊子は再生紙を使用しています。